

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 28 年 3 月

総務省東北管区行政評価局

目 次

	頁
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 鳥獣被害防止対策等の概況	2
第3 行政評価・監視結果	27
1 鳥獣による農作物被害の的確な把握及びその結果の活用	27
2 地区別分析の結果を活用した効果的な被害防止計画の作成等	51
3 鳥獣被害防止対策の的確な実施	68
(1) 鳥獣の捕獲機材の管理運営等	68
(2) 侵入防止柵の管理運営等	82
(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進	102
4 その他（人材に関する登録制度の活用）	112

図 表 目 次

	頁
第2 鳥獣被害防止対策等の概況	
図表 I-1-① 鳥獣被害防止特措法（抜粋）	8
図表 I-1-② 被害防止基本指針（抜粋）	10
図表 I-1-③ 鳥獣保護管理法（抜粋）	14
図表 I-2-① 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業（環境省、平成26年度）の結果に基づく、東北6県におけるニホンジカ及びイノシシ推定個体数（平成24年度末現在）	19
図表 I-2-② 第二期宮城県イノシシ管理計画（平成25年4月1日～29年3月31日、平成27年4月15日改定）におけるイノシシの推定生息数	19
図表 I-2-③ 岩手県の第4次シカ管理計画（平成25年11月15日～29年3月31日、平成27年5月29日改定）におけるニホンジカの五葉山地域の推定生息数	19
図表 I-2-④ 鳥獣による農作物被害状況（東北6県）	20
図表 I-2-⑤ 鳥獣（イノシシ）による農作物被害状況（東北6県別）	21
図表 I-2-⑥ 鳥獣（ニホンジカ）による農作物被害状況（東北6県別）	22
図表 I-2-⑦ 鳥獣（イノシシ）による農作物被害状況（調査市町別）	23
図表 I-2-⑧ 鳥獣（ニホンジカ）による農作物被害状況（調査市別）	23
図表 I-2-⑨ 狩猟、有害捕獲等によるイノシシ（宮城県）、ニホンジカ（岩手県）の捕獲数等の推移	23
図表 I-2-⑩ 調査市町における有害捕獲等によるイノシシの捕獲数等の推移	24
図表 I-2-⑪ 調査市における有害捕獲等によるニホンジカの捕獲数等の推移	24
図表 I-2-⑫ 鳥獣（ニホンジカ）による森林被害面積の推移（東北6県別）	24
図表 I-2-⑬ 鳥獣（ニホンジカ）による民有林等森林被害面積の推移（調査市別）	24

図表 I - 2 - ⑭ 鳥獣（ニホンジカ）による国有林森林被害面積の 推移（岩手県内調査森林管理署別）	24
図表 I - 3 - ① 調査対象等機関（国・県）における鳥獣被害防止等に 係る事業費	25
図表 I - 3 - ② 調査対象等機関（市町）における鳥獣被害防止等に係 る事業費	26

第3 行政評価・監視結果

1 鳥獣による農作物被害の的確な把握及びその結果の活用

図表 II - 1 - ① 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領	35
図表 II - 1 - ② 野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等	36
図表 II - 1 - ③ 宮城県及び岩手県における被害状況調査の依頼状況 (平成 26 年度)	41
図表 II - 1 - ④ 農林水産省留意事項と岩手県留意事項との比較	42
図表 II - 1 - ⑤ 農林水産省留意事項に基づかず農作物被害を把握し ているため、被害防止計画における被害軽減目標の設 定、被害防止対策の検討、取組効果の検証等への確に 活用できない事例	45
図表 II - 1 - ⑥ 市町村の平成 26 年度における農作物被害の把握方法	46
図表 II - 1 - ⑦ 平成 26 年度において農作物の被害状況を的確に把握 していない事例	47
図表 II - 1 - ⑧ 調査した 8 市町における農作物被害の地区別の把握 及び地区別分析	49

2 地区別分析の結果を活用した効果的な被害防止計画の作成等

図表 II - 2 - ① 鳥獣被害防止特措法（抜粋）	57
図表 II - 2 - ② 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための 特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推 進について」（平成 20 年 2 月 21 日付け 19 生産第 8422 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）	59
図表 II - 2 - ③ 調査した 8 市町の被害防止計画における被害軽減目標	61
図表 II - 2 - ④ 調査した 8 市町の被害防止計画における鳥獣捕獲計画 設定の考え方等	63
図表 II - 2 - ⑤ 調査した 8 市町における事業実施主体による事業評価 の期限内報告状況	65
図表 II - 2 - ⑥ 調査した 8 市町における事業実施主体による改善計画 の作成状況等	66

図表Ⅱ－２－⑦ 改善計画を作成した２市における事業実施主体による被害軽減目標の達成状況及び次期被害防止計画の見直し状況	67
---	----

3 鳥獣被害防止対策の的確な実施

(1) 鳥獣の捕獲機材の管理運営等

図表Ⅱ－３－(1)－① 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、最終改正平成27年10月1日)〈抜粋〉	72
図表Ⅱ－３－(1)－② 調査した8市町における鳥獣の捕獲体制等	73
図表Ⅱ－３－(1)－③ 調査した8市町によるイノシシ又はニホンジカの捕獲実績の推移(平成21～26年度)	75
図表Ⅱ－３－(1)－④ 宮城県及び岩手県における鳥獣の捕獲実施状況等	76
図表Ⅱ－３－(1)－⑤ 調査した7協議会における鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材の設置状況等	77
図表Ⅱ－３－(1)－⑥ 年齢別狩猟免許所持者数の推移	79
図表Ⅱ－３－(1)－⑦ 鳥獣の捕獲に係る推奨事例	80

(2) 侵入防止柵の管理運営等

図表Ⅱ－３－(2)－① 被害防止基本指針(侵入防止柵の設置等関係)〈抜粋〉	85
図表Ⅱ－３－(2)－② 「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」(平成25年5月29日付け25生産第755号生産局農産部農業環境対策課長通知)	86
図表Ⅱ－３－(2)－③ 調査した8市町の協議会等における国の交付金(鳥獣被害防止総合支援事業等)による侵入防止柵の設置状況	87
図表Ⅱ－３－(2)－④ 調査した8市町における市町単独事業による侵入防止柵の設置及び設置助成の状況	88
図表Ⅱ－３－(2)－⑤ 調査した7協議会における国の交付金により設置した侵入防止柵の管理運営状況	89
図表Ⅱ－３－(2)－⑥ 当局及び岩手事務所が現地確認した鳥獣被害防止総合支援事業により設置した侵入防止柵の設置・管理が不適切な事例	90
図表Ⅱ－３－(2)－⑦ 電気柵に起因する死傷事案に関連して実施した再点検・改善指導の結果	95
図表Ⅱ－３－(2)－⑧ 調査した8市町における電気柵に起因する死傷事案を踏まえた電気柵の再点検・改善指導の実施状況	

等	96
図表Ⅱ－3－(2)－⑨ 電気柵に起因する死傷事案に関連して実施した再 点検・改善指導の実施期間	99
図表Ⅱ－3－(2)－⑩ 現地確認した電気柵のうち、農林水産省の電気柵 再点検・改善指導の対象となっていなかった電気柵 において危険表示板が未設置となっていたもの	100
(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進	
図表Ⅱ－3－(3)－① 調査した8市町における鳥獣を引き寄せない取組 等の実施状況等	104
図表Ⅱ－3－(3)－② 鳥獣を引き寄せない取組を推進し、被害を減少さ せた市	106
4 その他（人材に関する登録制度の活用）	
図表Ⅱ－4－① 鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材に関す る制度の概要	114
図表Ⅱ－4－② 鳥獣保護管理基本指針（抜粋）及び鳥獣保護管理に係る 人材登録事業実施規程（平成21年1月30日付け自然環境 局野生生物課施行）（抜粋）	117
図表Ⅱ－4－③ 鳥獣被害防止特措法（抜粋）及び被害防止基本方針（抜 粋）	119
図表Ⅱ－4－④ 農林水産省及び環境省に登録された人材の紹介状況（東 北6県）	120
図表Ⅱ－4－⑤ 調査した8市町における農林水産省及び環境省の人材に 関する登録制度の認知等状況	120

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大、狩猟者の減少及び高齢化に伴う狩猟による捕獲圧の低下、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。

このような鳥獣被害を防止するため、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号、平成26年11月最終改正。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定され、被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることとされた。鳥獣被害防止特措法では、①農林水産大臣が鳥獣被害防止施策の基本指針を定め、市町村はこれに即して鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができること、②被害防止計画を定めた場合はこれにより、被害の状況を的確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、被害防止計画に基づき総合的かつ効果的に被害防止対策に取り組むこととなった。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、平成26年5月最終改正。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、都道府県知事は、その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、当該鳥獣の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、この計画に基づき個体数管理、生息環境管理や被害防除等の総合的な管理対策に取り組んでいる。

さらに、環境省及び農林水産省は、平成25年12月に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省、平成25年12月26日。以下「抜本的強化対策」という。）を策定し、当面の捕獲目標として、ニホンジカ及びイノシシの生息頭数を10年後（平成35年度）までに半減することを目指している。

しかし、東北6県における平成16年度以降の鳥獣による農作物の被害状況をみると、①宮城県内のイノシシ被害として、被害金額は16年度の1,988万円から26年度は11,963万円と約6倍、被害面積は同様に13ヘクタールから167ヘクタールと約13倍、被害量も同様に68トンから1,380トンと約20倍になっている、②岩手県内のニホンジカ被害として、26年度は前年度より減少したものの、被害金額は16年度の6,038万円から26年度は25,647万円と約4倍、被害面積も同様に123ヘクタールから807ヘクタールと約7倍、被害量も同様に1,969トンから6,220トンと約3倍に増加するなど、鳥獣による農作物被害は拡大している状況にある。

本行政評価・監視は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息及び農作物等被害の把握状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、環境省東北地方環境事務所

(2) 関連調査等対象機関

宮城県、岩手県、市町村（8）、関係団体等

3 担当部局

総務省東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所

4 調査実施期間

平成27年8月～28年3月

第2 鳥獣被害防止対策等の概況

説 明	説明図表番号
<p>1 鳥獣被害防止対策に関する制度の概要</p> <p>(1) 農林水産省が行う鳥獣被害防止対策</p> <p>農林水産省では、野生鳥獣のうち、農林水産業に被害を与える鳥獣について、都道府県及び市町村を通じて調査を行っており、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大、狩猟者の減少及び高齢化に伴う狩猟による捕獲圧の低下、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にあり、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。さらに、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしていると考えられている。</p> <p>このため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19年12月に、鳥獣被害防止特措法が制定された。</p> <p>鳥獣被害防止特措法第3条第1項では、農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「被害防止基本指針」という。）を定め、また、鳥獣被害防止特措法第4条第1項では、市町村は、被害防止基本指針に即して、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができるものとされている。</p> <p>被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずることとされている。また、市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努めることとされている。</p>	<p>図表 I - 1 - ①</p> <p>図表 I - 1 - ②</p>
<p>(2) 環境省が行う鳥獣の保護・管理及び被害防除対策</p> <p>環境省では、鳥獣保護管理法等に基づき、鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うとともに、猟具の使用に係る危険の予防に取り組んで</p>	<p>図表 I - 1 - ③</p>

いる。

鳥獣保護管理法第3条では、環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「鳥獣保護管理基本指針」という。）を定め、また、鳥獣保護管理法第4条第1項では、都道府県知事は、鳥獣保護管理基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとされている。

さらに、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態がみられ、これらの鳥獣については、鳥獣保護管理法第7条の2では、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、第二種特定鳥獣管理計画（注1）を定めることができるものとされており、計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画し、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとされている。

また、鳥獣保護管理法第2条第5項に基づき希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定められる指定管理鳥獣に対し、鳥獣保護管理法第14条の2では、都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業（注2）を実施しようとするときは、実施計画を定めるものとされている。

（注1）平成26年5月の法律改正により、従来の都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画をその生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）と第二種特定鳥獣保護計画に再整理された。

また、同改正により、都道府県知事が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができることとされた。

（注2）指定管理鳥獣捕獲等事業は、環境大臣が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号、平成27年3月20日最終改正。）第1条の3に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、定めた鳥獣のイノシシ及びニホンジカを都道府県又は国が捕獲等をする事業である。都道府県は、同事業を実施しようとするときは、鳥獣保護管理法第14条の2に基づき、実施計画を定めて実施することとされている。

(3) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

環境省及び農林水産省では、増加する鳥獣被害に緊急的に対処するため、平成 25 年 12 月 26 日に、抜本的強化対策を策定し、①ニホンジカについて、本州以南では、261 万頭（平成 23 年度推定値）を 35 年度までに半減、北海道については、28 年度までに 38 万頭まで減少、②イノシシについては、全国で 88 万頭（23 年度推定値）から 35 年度に 50 万頭まで減少させることを当面の捕獲目標として設定している。

抜本的強化対策では、①捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化として、(i)都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援、(ii)市町村による捕獲（有害捕獲）の強化等を、②捕獲事業を支える従事者の育成・確保として、(i)専門事業者の育成、(ii)狩猟者の確保、(iii)鳥獣被害対策実施隊の増加、(iv)地域ぐるみの捕獲の担い手確保、(v)射撃場の整備、③その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）として、(i)市町村等における総合的取組、(ii)森林における生息環境管理等、(iii)専門家の育成等を推進することとされている。

2 鳥獣の生息状況及び鳥獣による農作物等被害の状況

(1) 鳥獣の生息状況

環境省は、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に向けて、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、平成 26 年度に、甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業を実施し、ニホンジカ（都道府県単位）及びイノシシ（広域ブロック単位）について、平成 24 年度末までの個体数の推定等を実施している。

この結果、東北ブロックにおけるイノシシの生息数（平成 24 年度末推定個体数（中央値））は、105,168 頭、東北 6 県別のニホンジカの生息数のうち、岩手県の生息数（平成 24 年度末推定個体数（中央値））は、39,977 頭と推計されている。

この結果を受けて、宮城県では、第二期宮城県イノシシ管理計画（平成 25 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日、27 年 4 月 15 日改定）において、環境省における階層ベイズ法によるイノシシ個体数推定結果及び捕獲実績等から平成 24 年度末の暫定的な推定生息数を約 27,500 頭としている。

また、岩手県では、第 4 次シカ管理計画（平成 25 年 11 月 15 日～29 年 3 月 31 日、平成 27 年 5 月 29 日変更）において、ニホンジカの生息状況について、五葉山地域の 4 市町及び遠野市の東部を含む約 880 km²の地域において、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施しており、平成 25 年 3 月の調査結果に基づくニホンジカの推定生息数は 7,400～11,100 頭としている。岩手県では、上記のとおり、環境省による推計値として、岩手県の生息数が 39,977 頭

図表 I - 2 - ①

図表 I - 2 - ②

図表 I - 2 - ③

(平成 24 年度末推定個体数 (中央値)) とされたことから、新たな調査方法について検討している。

(2) 鳥獣による農作物等被害の状況

ア 農作物被害

農林水産省の調査結果によると、東北 6 県における鳥獣による農作物被害は、被害金額で平成 16 年度の 208,409 万円から 26 年度は 166,031 万円と約 5 分の 4 に、被害面積も同様に 17,927 ヘクタールから 4,019 ヘクタールと約 5 分の 1 に減少している。一方、被害量は平成 16 年度の 12,864 トンから 26 年度は 15,376 トンと約 1.2 倍増となっている。

図表 I - 2 - ④

農作物被害を鳥獣別にみると、鳥類による被害は減少傾向にあるものの、獣類のうち、イノシシによる被害金額は平成 16 年度の 13,669 万円から 26 年度は 23,826 万円と約 1.7 倍増、ニホンジカによる被害金額は同様に 6,942 万円から 27,650 万円と約 4.0 倍増となっている。

このうち、イノシシ被害について、東北 6 県別にみると、平成 26 年度において、岩手県、宮城県、山形県及び福島県において被害が生じ、最も被害金額が多いのは、宮城県の 11,963 万円となっている。ニホンジカ被害については、東北 6 県では、平成 26 年度において、岩手県、宮城県及び福島県において被害が生じ、最も被害金額が多いのは、岩手県の 25,647 万円となっている。

図表 I - 2 - ⑤

宮城県及び岩手県における農作物被害の経年推移をみると、宮城県内におけるイノシシ被害として、被害金額は平成 16 年度の 1,988 万円から 26 年度は 11,963 万円と約 6 倍、被害面積は同様に 13 ヘクタールから 167 ヘクタールと約 13 倍、被害量も同様に 68 トンから 1,380 トンと約 20 倍になっている。岩手県内においてもニホンジカ被害として、平成 26 年度は前年度より減少したものの、被害金額が 16 年度の 6,038 万円から 26 年度は 25,647 万円と約 4 倍、被害面積も同様に 123 ヘクタールから 807 ヘクタールと約 7 倍、被害量も同様に 1,969 トンから 6,220 トンと約 3 倍に増加している。

図表 I - 2 - ⑥

さらに、調査対象とした 8 市町における農作物被害の経年推移をみると、宮城県内の 4 市町では、平成 26 年度の被害金額が、最も多い市町で 5,634.2 万円 (県内市町村中 1 位)、最も少ない市町で 603.4 万円 (同 6 位) となっており、21 年度との比較では、26 年度には、最も多い市町で 23.9 倍、最も少ない市町でも 1.3 倍に増加している。また、岩手県内の 4 市では、平成 26 年度の被害金額が、最も多い市で 13,069.1 万円 (県内市町村中 1 位)、最も少ない市で 287.4 万円 (同 9 位) となっており、21 年度との比較では、僅かに

図表 I - 2 - ⑦

図表 I - 2 - ⑧

<p>減少（約 10 分の 1 減）した市もみられるが、被害がなかったものが 2,185.2 万円に急増した市もみられるなど、ほとんどの市で増加傾向にある。</p>	
<p>なお、両県におけるイノシシ又はニホンジカの捕獲頭数の経年推移をみると、宮城県のイノシシ捕獲数は平成 16 年度の 396 頭から 26 年度 4,920 頭と約 12.4 倍、岩手県のニホンジカは同様に 1,161 頭から 10,919 頭と約 9.4 倍に増加しているものの、上記のとおり、農作物の被害金額等は増加傾向となっている。</p>	<p>図表 I - 2 - ⑨ 図表 I - 2 - ⑩ 図表 I - 2 - ⑪</p>
<p>イ 森林被害</p>	
<p>東北 6 県における森林被害は、林野庁の取りまとめ結果によると、平成 21 年度以降、イノシシによる森林被害はなく、ニホンジカによる被害が岩手県、宮城県及び福島県で発生しており、被害面積は、25 年度に岩手県 26.6 ヘクタール、福島県 9.5 ヘクタール、宮城県 2.2 ヘクタールとなっている。</p>	<p>図表 I - 2 - ⑫</p>
<p>このうち、岩手県の調査対象 4 市では、平成 26 年度の被害金額は、最も多い市で 34.8 万円となっている。</p>	<p>図表 I - 2 - ⑬</p>
<p>なお、調査した三陸中部森林管理署及び岩手南部森林管理署遠野支署では、平成 21 年度以降、三陸中部森林管理署管内では 25 年度のみ 859 万円、岩手南部森林管理署遠野支署管内では 25・26 年度に各々 3 千円の被害が生じているのみとなっている。</p>	<p>図表 I - 2 - ⑭</p>
<p>3 国による主な支援状況等</p>	
<p>(1) 国による主な支援状況</p>	
<p>鳥獣被害防止特措法第 8 条では、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対するの補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対するの補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものと規定されている。</p>	
<p>このうち、農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金事業（都道府県鳥獣被害防止対策推進協議会への基金事業として、平成 24 年度の補正予算により交付）として、捕獲等に要する費用を都道府県に交付し、さらに、都道府県から、市町村又は被害防止計画の実施主体である協議会等の事業主体に交付している。</p>	
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金事業の東北 6 県に対する交付額は、平成 24 年度の約 35,654 万円から 27 年度に約 54,413 万円と増加している。</p>	<p>図表 I - 3 - ①</p>
<p>また、環境省は、上記 1 (2) で記載したとおり、平成 26 年の鳥獣保</p>	

護管理法の一部改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設したことに伴い、平成 26・27 年度に指定管理鳥獣捕獲等事業交付金として、都道府県に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組に必要な経費を交付することとしており、東北 6 県に対する交付額は、19,464 万円となっている。

(2) 調査対象県・市町における被害防止対策事業費の状況

宮城県及び岩手県では、平成 26 年度に、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業として宮城県約 112 万円、岩手県約 247 万円、指定管理鳥獣捕獲等事業として宮城県 2,000 万円、岩手県約 8,526 万円の事業費により実施している。

このほか、宮城県では、県費による鳥獣保護区等整備事業等として約 5,481 万円、岩手県では、県費等によるシカ特別対策事業等として、約 5,390 万円の事業費により実施している。

また、調査した 8 市町では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業等を含め、平成 26 年度に、最も多い市町で約 5,003 万円、最も少ない市町でも約 639 万円の事業費により鳥獣被害防止対策を実施している。

図表 I - 3 - ②

図表 I - 1 - ① 鳥獣被害防止特措法（抜粋）

（基本指針）

- 第3条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
 - 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項
- 3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条第1項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（被害防止計画）

- 第4条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第2条第7項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第8条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - 五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第6条第1項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
- 4 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。））が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協

議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

- 6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第5項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
- 9 第5項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第5項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第7項中「同項後段」とあるのは「第9項において読み替えて準用する第5項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。
- 10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

第4条の2～第7条（略）

（財政上の措置）

第8条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

図表 I - 1 - ② 被害防止基本指針（抜粋）

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、平成 19 年 12 月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。

一方、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 10 号）により、平成 24 年 3 月に鳥獣被害防止特措法の一部が改正された。さらに、平成 26 年 11 月には、特定鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣被害防止特措法附則第 3 条第 1 項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員をいう。）以外の被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第 4 条第 1 項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）に基づく対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を延長することを目的として、鳥獣被害防止特措法の一部が改正されたところである。

また、環境省及び農林水産省は、平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成 35 年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成 26 年 4 月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成 35 年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が改正され、平成 27 年 5 月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

(1) 被害の状況

① 農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、15 年前と比較してイノシシは約 12 倍、ニホンジカは約 6 倍、ニホンザルは約 4 倍に増加している（平成 24 年度）にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は 200 億円前後で推移し、平成 25 年度の被害総額は約 199 億円

となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約9割を占めている。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約8,895ha（平成25年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は5,000～9,000ha程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約8割を占めている。

③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、北海道における平成25年度の被害金額は約20億円となっている。また、近年、全国的にカワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる。

④ 住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、平成22年度に年間約150人となっており、平成18年度と並び過去30年間で最多となったほか、平成23年度以降も年間50～70人程度の被害が発生し、平成26年度は、11月現在で120人となっている。また、鳥獣の道路への出没等に起因する交通事故も発生している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第2条第4項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の4第1項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。また、トドについては、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく管理対策が行われてきている。平成26年8月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方にに基づき、平成36年度に日本海における来遊群の個体数が平成22年の水準の60%となるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約200頭から約500頭に見直している。さらに、森林におけるノネズミについては、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく駆除等が行われている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確

に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第4条の2第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化及び鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮する。

② 市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

③ 都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護及び管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、第二種特定鳥獣管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、広域での被害防止対策の実施に向けた関係機関等との調整及び協力体制の構築その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

一方、市町村において、被害防止計画に基づく被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、当該市町村の存する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されておらず、又は当該市町村の存する特定の地域において特定希少鳥獣管理計画が作成されておらず、対象鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でない、又は周辺市町村における対象鳥獣の捕獲等その他被害防止対策が不十分であること等により、当該市町村における被害の減少が十分に図られないことも想定される。こうした場合、市町村長は、都道府県知事又は環境大臣に対し、被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。要請を受けた都道

府県知事又は環境大臣は、必要な調査を実施した上で、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成、変更又はその実施、複数市町村による広域的な被害防止対策の実施に向けた連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）を実施する場合には、市町村が定める被害防止計画に基づく取組と連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うとともに、適切な役割分担がなされるよう考慮し、実効性を高めるものとする。

図表 I - 1 - ③ 鳥獣保護管理法 (抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

3 この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

6 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。)、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

8 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年10月15日(北海道にあっては、毎年9月15日)から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

10 環境大臣は、第7項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 基本指針等

(基本指針)

第3条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

二 次条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第2項第一号の鳥獣保護管理事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

- 三 希少鳥獣の保護に関する事項
- 四 指定管理鳥獣の管理に関する事項
- 五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画)

第4条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
 - 二 第28条第1項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第29条第1項に規定する特別保護地区及び第34条第1項に規定する休猟区に関する事項
 - 三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項
 - 四 第9条第1項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項
 - 五 第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項
 - 六 第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項
 - 七 第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項
 - 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画の達成の推進)

第5条 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

(国の援助)

第6条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(第一種特定鳥獣保護計画)

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると

認めるときは、当該鳥獣（以下「第一種特定鳥獣」という。）の保護に関する計画（以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

- 2 第一種特定鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 第一種特定鳥獣の種類
 - 二 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間
 - 三 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
 - 四 第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目標
 - 五 その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項
- 3 第一種特定鳥獣保護計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、第一種特定鳥獣の保護を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第一種特定鳥獣保護計画は、鳥獣保護管理事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、第2項第三号に規定する区域内に第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第4条第4項及び第5項の規定は、第一種特定鳥獣保護計画について準用する。

（第二種特定鳥獣管理計画）

第7条の2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

- 2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 第二種特定鳥獣の種類
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
 - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
 - 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
 - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項
 - 六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 3 第4条第4項及び第5項並びに前条第3項から第7項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第3項中「前項各号」とあるのは「次条第2項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第6項中「第2項第三号」とあるのは「次条第2項第三号」と読み替えるものとする。

第7条の3～第14条（略）

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第14条の2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第7条の2第2項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等

事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定管理鳥獣の種類

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）

六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

七 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3 都道府県知事は、前項第三号に規定する実施区域内に第 28 条第 1 項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある場合において、前項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して 30 日を経過する日までに、当該都道府県が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を環境大臣に報告しなければならない。

4 第 4 条第 5 項及び第 7 条第 5 項から第 7 項までの規定は、実施計画について準用する。この場合において、同条第 6 項中「第 2 項第三号に規定する区域」とあるのは、「第 14 条の 2 第 2 項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

5 国の機関は、環境省令で定めるところにより、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合において、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該実施計画に適合することについて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。

6 前項の確認を受けた国の機関は、第 2 項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して 20 日を経過する日までに、当該国の機関が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県及び第 5 項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託することができる。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第 5 項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第 8 条、第 18 条及び第 38 条第 1 項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一 第 18 条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二 第 38 条第 1 項 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第 18 条の 5 第 1 項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

9 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、第 9 条第 1 項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、同条第 8 項から第 12 項まで、第 12 条第 5 項（前条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条第

2項及び第3項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第9条第8項中「その他」とあるのは「、第14条の2第7項の環境省令で定める者その他」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等」とあるのは「指定管理鳥獣捕獲等事業」と、同条第9項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第11項中「次の各号」とあるのは「第三号又は第四号」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第三号中「第4項の規定により定められた有効期間」とあるのは「第14条の2第2項第二号に規定する実施期間」とする。

図表 I - 2 - ① 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業（環境省、平成 26 年度）の結果に基づく、東北 6 県におけるニホンジカ及びイノシシ推定個体数（平成 24 年度末現在）

単位：頭

獣種名	県等名	90%信用区間下限	中央値	90%信用区間上限
ニホンジカ	岩手県	16,691	39,977	162,175
	宮城県	2,936	8,596	34,347
	福島県	1,119	3,521	144,089
イノシシ	東北ブロック (岩手県、宮城県、福島県)	54,825	105,168	1,041,841

(注) 環境省の資料による。本調査は、捕獲数等のデータをもとに「階層ベイズモデル」を用いた統計的な手法による推定方法により実施したものである。

図表 I - 2 - ② 第二期宮城県イノシシ管理計画（平成 25 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日、平成 27 年 4 月 15 日改定）におけるイノシシの推定生息数

平成 24 年度末推定生息数	27,554 頭
算出方法	ベイズ法による東北ブロックの推定生息数（※1）× 宮城県の生息割合（※2） 105,168 頭×26.2%＝27,554 頭 ※1 ベイズ法による東北ブロックの推定生息数（図表 I - 2 - ①参照。） ※2 東北ブロックのうち、平成 24 年度にイノシシの生息が確認されている 4 県（岩手県、宮城県、山形県及び福島県）について、狩猟、有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲頭数を、捕獲されたメッシュ（5 km×5 km）ごとに点数化し、東北ブロックにおける宮城県の生息割合を算出

(注) 第二期宮城県イノシシ管理計画（平成 25 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日、平成 27 年 4 月 15 日改定）による。

図表 I - 2 - ③ 岩手県の第 4 次シカ管理計画（平成 25 年 11 月 15 日～29 年 3 月 31 日、平成 27 年 5 月 29 日改定）におけるニホンジカの五葉山地域の推定生息数

単位：頭

調査年月	平成 5 年 3 月	平成 9 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 25 年 3 月
推定生息数	8,500 (最尤法推定値)	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～ 11,100

(注) 1 岩手県の第 4 次シカ管理計画（平成 25 年 11 月 15 日～29 年 3 月 31 日、平成 27 年 5 月 29 日改定）による。

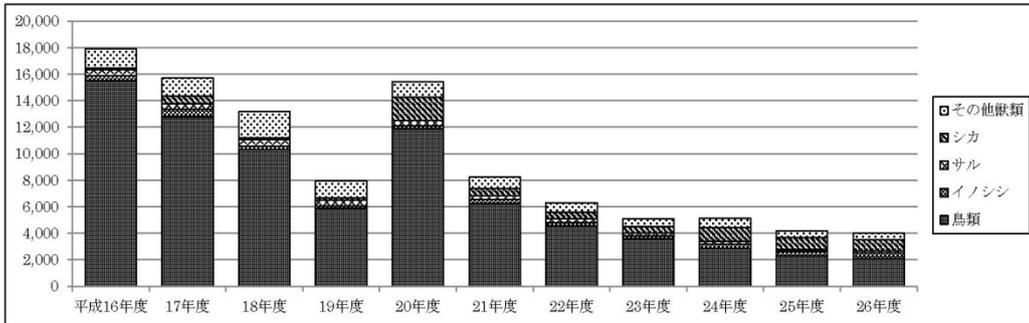
2 五葉山地域（4 市町及び遠野市の東部を含む約 880 km²の地域）において、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査結果に基づく推定生息数である（平成 5 年 3 月調査については、最尤法推定値）。

図表 I-2-④ 鳥獣による農作物被害状況（東北6県）

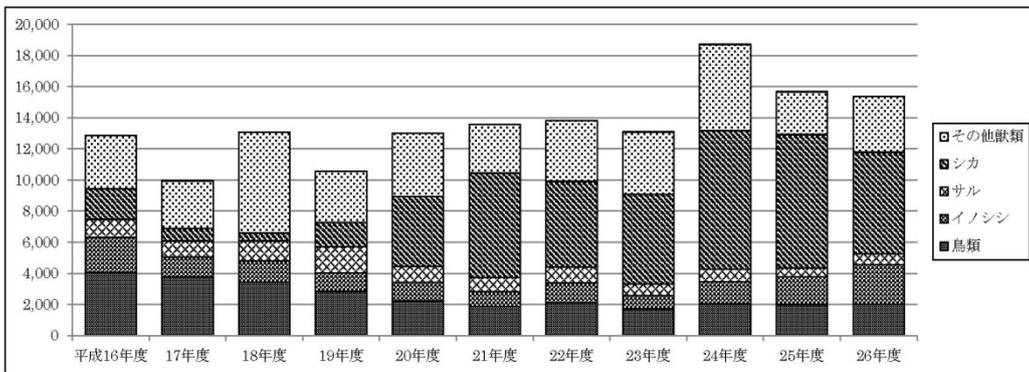
年度	被害面積 (ha)						被害量 (t)						被害金額 (万円)					
	鳥獣計	鳥類	獣類			鳥獣計	鳥類	獣類			鳥獣計	鳥類	獣類					
			うちイノシシ	サル	ニホンジカ			うちイノシシ	サル	ニホンジカ			うちイノシシ	サル	ニホンジカ			
平成16	17,927	15,514	2,413	355	449	144	12,864	4,050	8,813	2,248	1,160	1,977	208,409	109,432	98,978	13,669	27,803	6,942
17	15,701	12,773	2,928	585	404	595	9,935	3,777	6,158	1,256	1,052	794	173,088	92,177	80,911	10,572	23,674	7,260
18	13,163	10,305	2,858	273	467	150	13,068	3,404	9,664	1,400	1,272	518	211,253	100,621	110,632	10,952	30,638	2,852
19	7,941	5,877	2,063	164	440	172	10,564	2,813	7,751	1,220	1,667	1,572	174,418	81,441	92,978	9,498	29,052	6,767
20	15,437	11,889	3,548	221	394	1,768	13,008	2,198	10,810	1,230	1,023	4,487	163,909	77,784	86,125	10,147	18,510	16,502
21	8,236	6,268	1,968	267	301	553	13,568	1,862	11,706	955	916	6,702	149,063	68,753	80,311	8,760	19,842	17,086
22	6,309	4,565	1,744	219	307	494	13,820	2,103	11,717	1,291	1,014	5,490	141,498	66,662	74,835	9,114	18,685	14,457
23	5,069	3,593	1,476	195	206	527	13,088	1,667	11,421	910	749	5,734	147,608	60,671	86,937	8,105	16,840	15,833
24	5,111	2,859	2,252	319	210	1,047	18,712	2,046	16,666	1,408	808	8,923	222,635	64,818	157,817	11,485	18,019	29,319
25	4,167	2,311	1,856	307	137	927	15,675	1,973	13,702	1,789	588	8,558	153,559	58,823	94,737	16,636	12,614	30,702
26	4,019	2,106	1,913	423	152	841	15,376	1,996	13,380	2,553	694	6,534	166,031	58,034	107,997	23,826	15,359	27,650

(注) 農林水産省の資料による。

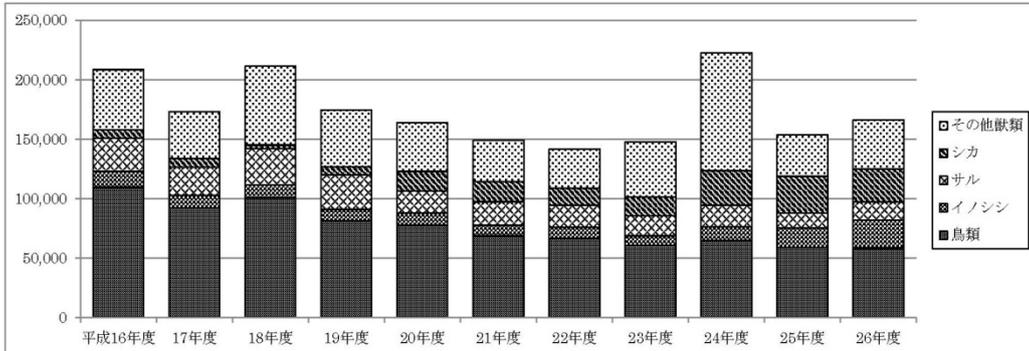
(被害面積)



(被害量)



(被害金額)

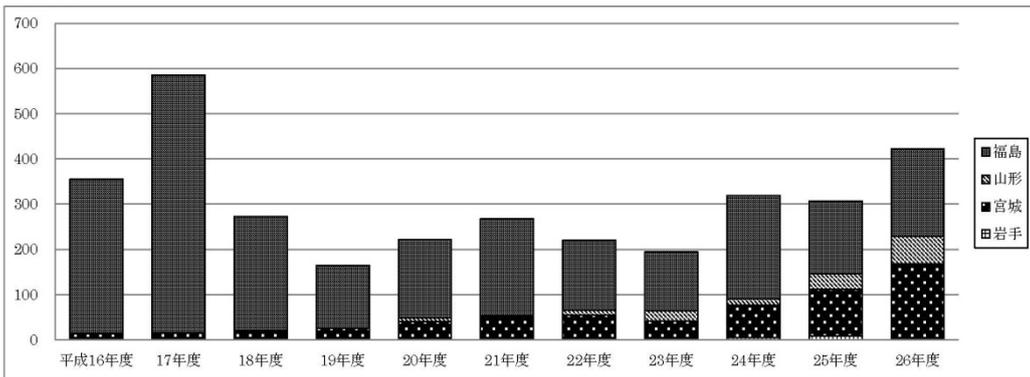


図表1-2-⑤ 鳥獣（イノシシ）による農作物被害状況（東北6県別）

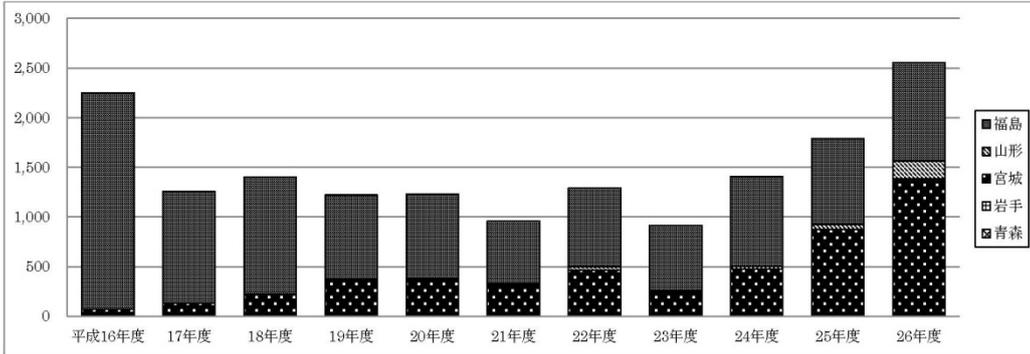
年度	被害面積 (ha)						被害量 (t)						被害金額 (万円)					
	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
平成16	0	0	13	0	0	342	3	0	68	0	0	2,177	19	0	1,988	0	0	11,662
17	0	0	16	0	0	569	2	0	130	0	0	1,124	12	0	1,835	0	0	8,725
18	0	0	21	0	0	252	3	0	221	0	0	1,176	18	0	2,464	0	0	8,470
19	0	0	26	0	0	138	0	0	376	0	0	844	0	0	2,895	0	1	6,602
20	0	0	40	0	9	172	0	0	371	0	12	847	0	0	3,930	0	207	6,010
21	0	0	49	0	3	215	0	0	314	0	18	623	0	0	2,847	0	254	5,660
22	0	1	54	0	10	155	0	3	464	0	30	794	0	67	3,318	0	475	5,254
23	0	1	40	0	23	130	0	5	232	0	19	655	0	107	2,673	0	391	4,934
24	0	5	71	0	14	229	0	10	467	0	27	903	0	213	3,876	0	553	6,843
25	0	9	103	0	34	161	0	17	858	0	52	862	0	251	7,707	0	1,177	7,501
26	0	1	167	0	61	193	0	4	1,380	0	179	990	0	75	11,963	0	1,976	9,813

(注) 農林水産省の資料による。

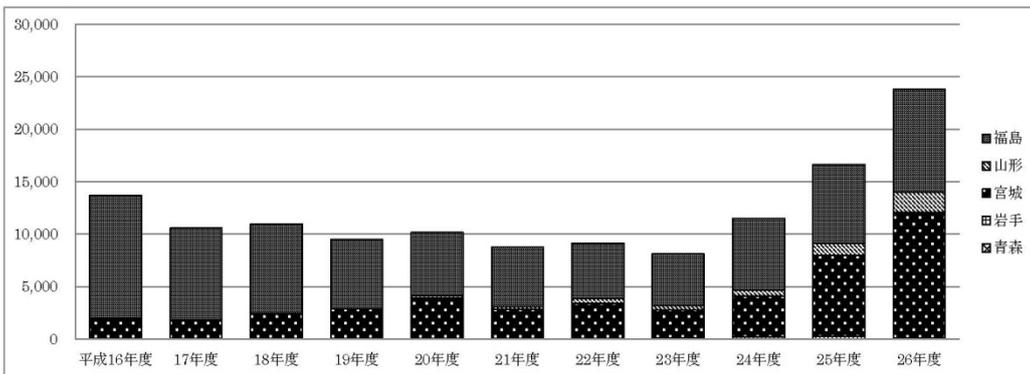
(被害面積)



(被害量)



(被害金額)

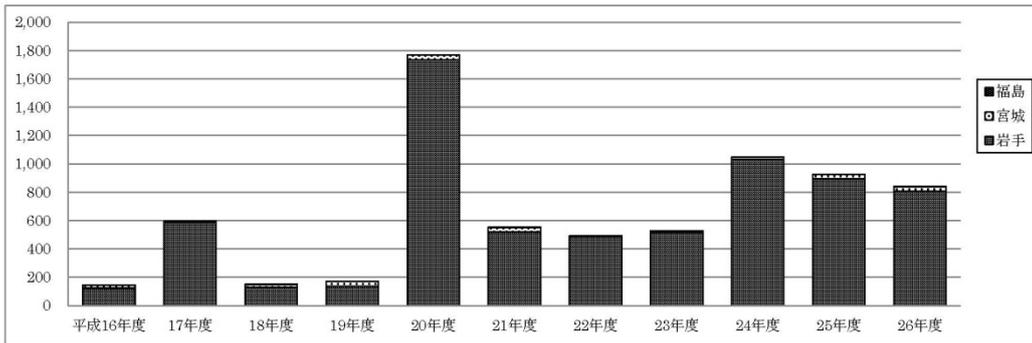


図表1-2-⑥ 鳥獣（ニホンジカ）による農作物被害状況（東北6県別）

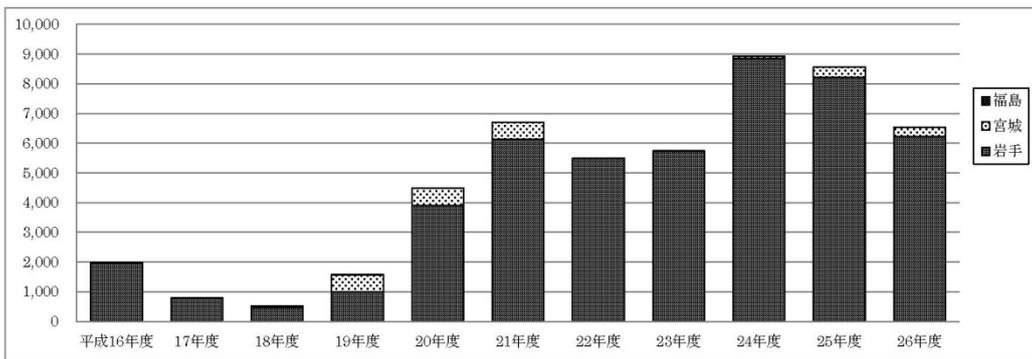
年度	被害面積 (ha)						被害量 (t)						被害金額 (万円)					
	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
平成16	0	123	21	0	0	0	0	1,969	8	0	0	0	0	6,038	897	0	0	7
17	0	585	10	0	0	0	0	794	0	0	0	0	6,457	800	0	0	0	3
18	0	130	20	0	0	0	0	476	41	0	0	1	2,662	188	0	0	0	2
19	0	138	33	0	0	0	0	994	577	0	0	0	5,102	1,665	0	0	0	0
20	0	1,734	34	0	0	1	0	3,900	586	0	0	0	14,827	1,669	0	0	0	6
21	0	520	32	0	0	2	0	6,123	579	0	0	0	15,393	1,688	0	0	0	5
22	0	491	0	0	0	3	0	5,489	0	0	0	0	14,447	0	0	0	0	10
23	0	518	5	0	0	5	0	5,727	6	0	0	1	15,652	162	0	0	0	20
24	0	1,033	14	0	0	0	0	8,861	60	0	0	2	28,262	1,019	0	0	0	38
25	0	894	32	0	0	1	0	8,216	337	0	0	5	29,128	1,464	0	0	0	110
26	0	807	32	0	0	2	0	6,220	308	0	0	7	25,647	1,846	0	0	0	157

(注) 農林水産省の資料による。

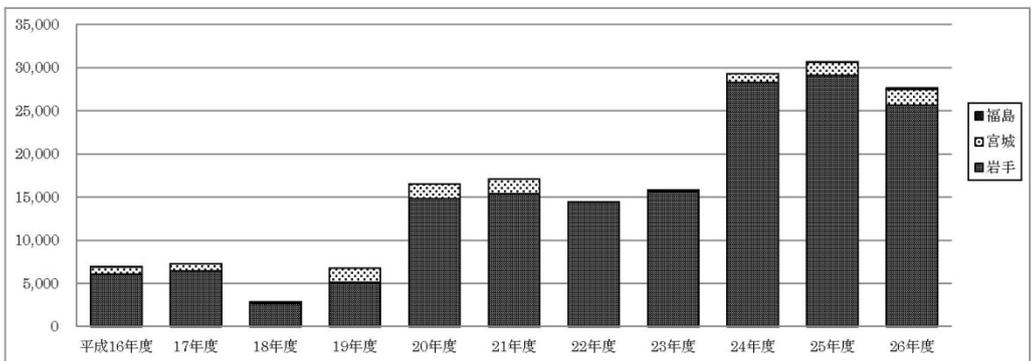
(被害面積)



(被害量)



(被害金額)



図表 I-2-⑦ 鳥獣（イノシシ）による農作物被害状況（調査市町別）

調査市町名	被害面積 (ha)						被害量 (t)						被害金額 (万円)					
	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
仙台市	7.6	10.1	7.6	6.6	12.4	6.6	37.4	32.2	36.5	26.4	61.6	28.0	446.3	647.9	697.4	493.9	1,077.7	741.9
白石市	2.4	2.5	2.4	9.1	33.8	56.0	30.5	33.3	30.9	56.2	626.1	661.1	236.1	262.5	240.5	568.6	2,761.3	5,634.2
角田市	12.7	11.6	13.7	20.4	16.8	15.5	65.7	66.9	49.7	57.9	122.1	103.1	997.8	1,079.0	780.0	856.8	1,826.9	1,607.7
丸森町	13.5	13.6	8.0	17.3	15.4	22.2	76.9	78.5	45.5	101.1	24.3	112.8	482.3	485.9	274.3	708.2	447.2	603.4

- (注) 1 市町の資料による。
 2 被害面積はa単位で算出されていたため、当局でh aに修正し、小数点第2位を四捨五入した。
 3 白石市及び丸森町の被害量は、kg単位で算出されていたため、当局でtに修正し、小数点第2位を四捨五入した。

図表 I-2-⑧ 鳥獣（ニホンジカ）による農作物被害状況（調査市別）

調査市名	被害面積 (ha)						被害量 (t)						被害金額 (万円)					
	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
大船渡市	40.6	-	13.5	38.9	27.5	36.4	498.1	-	33.6	320.3	334.9	426.5	2,075.1	-	647.4	2,022.0	2,013.8	1,905.6
遠野市	434.5	455.6	460.0	657.2	675.1	536.7	4,829.6	5,071.0	5,094.7	5,362.5	5,352.7	3,759.8	9,582.7	10,050.0	10,512.6	14,642.0	15,932.9	13,069.1
花巻市	0	0.1	0	31.3	12.4	12.8	0	0.5	0	19.2	183.2	145.0	0	0.5	0	496.3	1,774.2	2,185.2
奥州市	0	0	0	0.0	0.0	69.4	0	0	0	0.0	0.0	15.2	0	0	0	0.0	0.0	287.4

- (注) 1 市の資料による。
 2 大船渡市の平成22年度は、東日本大震災の影響により被害状況の調査が行われていない。平成23年度は、被災した農地を除外して集計した数値となっている。

図表 I-2-⑨ 狩猟、有害捕獲等によるイノシシ（宮城県）、ニホンジカ（岩手県）の捕獲数等の推移

年度	宮城県						岩手県					
	イノシシ捕獲 (頭)				イノシシ被害		ニホンジカ捕獲 (頭)				ニホンジカ被害	
	狩猟	個体数調整	有害捕獲	合計	金額 (万円)	面積 (ha)	狩猟	個体数調整	有害捕獲	合計	金額 (万円)	面積 (ha)
平成16	266	-	130	396	1,988	13	968	-	193	1,161	6,038	123
17	451	-	119	570	1,835	16	1,315	-	192	1,507	6,457	585
18	542	-	176	718	2,464	21	794	-	234	1,028	2,662	130
19	389	-	185	574	2,895	26	1,191	-	288	1,479	5,102	138
20	1,014	-	303	1,317	3,930	40	1,275	-	308	1,583	14,827	1,734
21	1,252	474	90	1,816	2,847	49	1,521	-	417	1,938	15,393	520
22	1,312	838	19	2,169	3,318	54	1,797	-	376	2,173	14,447	491
23	1,227	741	32	2,000	2,673	40	1,160	-	743	1,903	15,652	518
24	820	1,329	30	2,179	3,876	71	661	2,238	1,341	4,240	28,262	1,033
25	1,425	1,917	1,958	5,300	7,707	103	1,546	4,556	3,517	9,619	29,128	894
26	1,222	2,027	1,671	4,920	11,963	167	816	4,182	5,921	10,919	25,647	801

- (注) 1 捕獲頭数は、宮城県及び岩手県の資料による。
 2 被害実績は、農林水産省の資料による。なお、平成26年度の被害金額及び面積は宮城県及び岩手県の資料によるもので速報値である。

図表 I-2-⑩ 調査市町における有害捕獲等によるイノシシの捕獲数等の推移

調査市町名	有害捕獲等(頭)						被害面積 (ha)						被害金額 (万円)					
	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
仙台市	25	87	101	96	314	179	7.6	10.1	7.6	6.6	12.4	6.6	446.3	647.9	697.4	493.9	1,077.9	741.9
白石市	92	123	110	85	589	834	2.4	2.5	2.4	9.1	33.8	59.0	236.1	262.5	240.5	568.6	2,761.3	5,634.2
角田市	166	248	218	323	896	821	12.7	11.6	13.7	20.4	16.8	15.5	997.8	1,079.0	780.0	856.8	1,826.9	1,607.7
丸森町	234	252	201	577	1,236	980	13.5	13.6	8.0	17.3	15.4	22.2	482.3	485.9	274.3	708.2	447.2	603.4

- (注) 1 有害捕獲等数については、宮城県、被害面積及び被害金額については、市町の資料による。
 2 被害面積はa単位で算出されていたため、当局でhaに修正し、小数点第2位を四捨五入した。

図表 I-2-⑪ 調査市における有害捕獲等によるニホンジカの捕獲数等の推移

調査市名	有害捕獲等(頭)						被害面積 (ha)						被害金額 (万円)					
	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
大船渡市	143	120	419	329	598	1,345	40.6	-	13.5	38.9	27.5	36.4	2,075.1	-	647.4	2,022.0	2,013.9	1,905.6
遠野市	102	121	173	332	516	1,015	434.5	455.6	460.0	657.2	675.1	536.7	9,582.7	10,050.0	10,512.6	14,642.0	15,932.9	13,069.1
花巻市	0	0	11	122	146	300	0.0	0.1	0.0	31.3	12.4	12.8	0.0	0.5	0.0	495.3	1,774.2	2,185.2
奥州市	0	1	0	0	50	202	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	287.4

- (注) 1 市の資料による。
 2 有害捕獲等は、岩手県(委託)が実施した捕獲実績を含む。
 3 大船渡市の平成22年度は、東日本大震災の影響により被害状況の調査が行われていない。平成23年度は、被災した農地を除外して集計した数値となっている。

図表 I-2-⑫ 鳥獣(ニホンジカ)による森林被害面積の推移(東北6県別)

年度	被害面積 (ha)					
	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
平成21	0.00	17.49	3.00	0.00	0.00	0.00
22	0.00	35.93	未把握	0.00	0.00	0.00
23	0.00	12.53	3.50	0.00	0.00	0.00
24	0.00	12.94	2.22	0.00	0.00	0.00
25	0.00	26.60	2.15	0.00	0.00	9.50

- (注) 林野庁の資料による。

図表 I-2-⑬ 鳥獣(ニホンジカ)による民有林等森林被害面積の推移(調査市別)

調査市名	被害面積 (ha)						被害金額 (万円)					
	平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
大船渡市	3.98	8.80	6.63	3.43	3.27	0.56	91.1	1,009.6	15.6	80.8	84.8	6.0
遠野市	0.04	0.03	0.21	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	7.4	0.0	0.0	0.0
花巻市	0.19	0.20	0.27	0.71	1.48	2.44	9.3	6.4	2.5	39.3	50.4	34.8
奥州市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.22	0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	0.0

- (注) 岩手県森林整備課の資料による。

図表 I-2-⑭ 鳥獣(ニホンジカ)による国有林森林被害面積の推移(岩手県内調査森林管理署別)

森林管理署名(支署)	発生市町村	被害面積 (ha)					被害金額 (万円)						
		平成21年度	22	23	24	25	26	平成21年度	22	23	24	25	26
三陸中部	陸前高田市	0.00	0.00	0.00	0.00	7.16	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	859.0	0.0
岩手南部	遠野市	0.00	0.00	0.00	0.00	4.72	2.10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3

- (注) 東北森林管理局の資料による。

図表 1-3-① 調査対象等機関（国・県）における鳥獣被害防止等に係る事業費

単位：円

調査対象等機関名	事業等名	都道府県等名	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備考
農林水産省東北農政局	鳥獣被害防止総合対策交付金	宮城県	2,057,000	117,035,843	69,854,911	93,579,000	
		岩手県	10,266,520	141,365,560	44,421,153	154,177,000	
		その他	68,018,408	169,402,988	219,675,550	296,375,000	
		計	80,341,928	427,804,391	333,951,614	544,131,000	
	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金	宮城県農作物等鳥獣被害対策協議会	94,997,000	—	—	—	
		岩手県鳥獣被害防止対策推進協議会	59,884,000	—	—	—	
		その他協議会	121,318,000	—	—	—	
合計	—	356,540,928	427,804,391	333,951,614	544,131,000		
予防的鳥獣被害対策マニュアル作成	—	—	450,000	—	—		
林野庁東北森林管理局	森林環境保全整備事業（鳥獣害対策事業費）	—	0	1,859,000	29,520,000	2,785,000	
環境省東北地方環境事務所	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	宮城県	—	—	18,000,000	—	平成 26 年度の補正予算により、27 年度に事業実施。
		岩手県	—	—	76,730,000	—	
		その他	—	—	81,648,000	18,262,000	
		計	—	—	176,378,000	18,262,000	
東北地方におけるニホンジカ及びイノシシの個体数推定業務並びに東北地方におけるニホンジカ及びイノシシの生息状況等調査業務	—	—	32,724,000	—	—		
宮城県	鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（農林水産省）	農産園芸環境課	—	—	1,120,991 (1,120,991)	3,321,000 (3,321,000)	
		会議等の旅費等	—	—	—	286,000	
	指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）	自然保護課	—	—	20,000,000 [18,000,000]	—	平成 26 年度の補正予算により、27 年度に事業実施。
	鳥獣保護区等整備事業、野生鳥獣保護管理事業、希少野生動物植物保護事業等（県単）	—	40,070,000	55,368,000	91,126,000	54,813,000	
	合計	—	40,070,000	55,368,000	112,246,991 (1,120,991) [18,000,000]	58,420,000 (3,321,000)	
岩手県	鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（農林水産省）	農業振興課	—	7,260,457 (7,250,707)	2,466,050 (2,466,050)	13,228,000 (13,228,000)	
		シカ防護網等設置事業（県単）	840,000	914,990	876,041	1,200,000	
	指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）	自然保護課	—	—	85,256,000 [76,730,000]	—	平成 26 年度の補正予算により、27 年度に事業実施。
	シカ特別対策事業（県営事業・県単）	—	32,823,000	33,969,000	34,021,000	7,549,000	
	鳥獣被害防止緊急対策事業（県単）	—	—	2,884,031	—	—	
	野生鳥獣捕獲促進等業務対応事業（県単）	—	—	2,107,618	—	—	
	森林整備事業（林野庁）	森林整備課	16,228,479 (12,171,348)	23,724,464 (17,793,280)	19,005,386 (14,253,738)	21,619,000 (16,214,250)	ニホンジカ等の食害対策を理由に実施した事業に限る。
	民有林補助治山事業（林野庁）	森林保全課	6,604,500 (2,200,000)	—	—	—	ニホンジカの食害対策を理由に実施した事業に限る。
	合計	—	56,495,979 (14,371,348)	70,860,560 (17,793,280)	141,624,477 (7,250,707) [76,730,000] (90,983,738)	43,596,000 (13,228,000) (16,214,250)	

- (注) 1 調査対象等機関の資料による。平成 24 年度から 26 年度は決算ベース、27 年度は予算ベースである。
- 2 農林水産省東北農政局の鳥獣被害防止総合対策交付金のその他欄は、青森県、秋田県、山形県、福島県及び南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会分である。また、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金は、4 県の協議会に対し交付した金額であり、その他協議会欄は、山形県鳥獣被害防止対策推進協議会及び福島県農作物等鳥獣被害防止対策推進協議会分である。
- 3 宮城県及び岩手県については、鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金を除いた。()内金額は、農林水産省の交付金実績である。()は農林水産省（林野庁）の補助金実績である。[]は、環境省の交付金実績である。
- 4 岩手県の森林整備事業（林野庁）は、森林所有者等が事業主体となり、国及び県が事業費を補助する事業である。上段の金額は、国庫補助及び県補助の合計値を、< >内には、国庫補助額を記載した。なお、総事業費は、把握できなかった（総事業費のうち、国庫補助 51%、県補助 17%、林業所有者等 32%）。
- 5 民有林補助治山事業（林野庁）は、県が事業主体となり、国が補助する事業である。

表 I - 3 - ② 調査対象等機関（市町）における鳥獣被害防止等に係る事業費

単位：円

調査対象等機関名 (事業主体(地区数))	事業費	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備考	
宮城県	仙台市協議会	有害鳥獣捕獲事業、防護柵等設置補助事業、イノシシ捕獲強化対策事業、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）等	8,309,417 (100,000)	10,183,918 (2,047,000)	11,303,846 (1,756,000)	17,584,000 (1,940,000)	
	地区協議会(9)	東日本大震災農業生産対策交付金（農林水産省）	48,312,000 《48,312,000》	—	—	96,422,000 《96,422,000》	
	地区協議会(5)	鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣害防止施設）（農林水産省）	—	95,415,506 (95,348,556)	11,398,320 (11,398,320)	—	
	地区協議会(6)	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金（農林水産省）	—	10,301,130 (10,301,130)	9,570,960 (9,570,960)	—	
	合計		56,621,417 (100,000) 《48,312,000》	115,900,554 (107,696,686)	32,273,126 (22,725,280)	114,006,000 (1,940,000) 《96,422,000》	
	白石市	農作物鳥獣被害防止対策事業補助金、狩猟免許取得補助金、南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会事業、鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣害防止施設）（農林水産省）	6,615,473 (2,614,410)	4,372,176	7,575,481	42,949,120 (16,922,000)	
	協議会	有害鳥獣捕獲事業、有害鳥獣防除事業等	932,950 (50,000)	13,659,200 (5,546,000)	22,358,366 (9,922,860)	22,854,000 (12,510,000)	
	地区協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣害防止施設）（農林水産省）	—	5,135,400 (5,135,400)	—	—	
	合計		7,548,423 (2,664,410)	23,166,776 (10,681,400)	29,933,847 (9,922,860)	65,803,120 (29,432,000)	
	角田市	有害鳥獣駆除隊員連絡協議会謝礼金、狩猟免許取得促進事業費補助金、農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金、有害鳥獣駆除捕獲事業費補助金（運営費）、鳥獣被害対策実施隊報酬	6,853,700	14,475,000 (460,000)	17,684,600 (360,000)	18,672,000	
協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣害防止施設等）（農林水産省）	484,000 (242,000)	4,763,522 (3,684,000)	8,010,240 (5,397,000)	4,054,000 (2,074,000)		
地区協議会(2)	鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣害防止施設）（農林水産省）	—	—	—	4,050,000 (4,050,000)	実績	
合計		7,337,700 (242,000)	19,238,522 (4,144,000)	25,674,840 (5,757,000)	26,776,000 (6,124,000)		
丸森町	有害鳥獣駆除隊員連絡協議会補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）、狩猟免許取得支援事業補助金、農作物被害鳥獣被害対策事業補助金、鳥獣被害対策協議会補助金（運営費）、ニホンザル追払い作業員賃金、南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会事業	13,497,601 (2,977,906) [2,716,000]	25,323,377 (13,365,066) [2,625,000]	24,842,351 (11,496,008) [2,751,000]	39,192,000 (20,354,000)		
岩手県	大船渡市	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）、有害捕獲事業、シカ防護網普及事業、鳥獣被害対策推進員設置事業、鳥獣被害対策実施隊設置事業、シカ等処理事業等	17,800,180 (10,860,500)	12,754,985 (3,200,000)	17,675,570 (8,432,000)	19,837,000 (5,736,000)	
	協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（農林水産省）、耕作放棄地の刈り払い	6,232,246 (5,770,000)	24,846,404 (21,428,041)	3,407,488 (2,000,000)	15,511,508 (13,603,800)	
	大船渡市、森林組合	森林整備事業（防護柵） ※ 平成 27 年度は、市から森林組合への助成額である。	不明 (6,140,400)	不明 (4,284,001)	不明 (3,011,040)	不明 (未確定) 800,000円	
	合計（森林整備事業を除く）		24,032,426 (16,630,500)	37,601,389 (24,628,041)	21,083,058 (10,432,000)	35,348,508 (19,339,800)	
	遠野市	実施隊報酬、カラス駆除作業、遠野市有害鳥獣被害対策事業費補助金等	18,470,954	18,875,495	21,314,374	21,737,000	
	協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（農林水産省） 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）、電気柵購入補助事業、ニホンジカ捕獲事業 環境省地域ぐるみ捕獲推進モデル事業	12,797,921 (10,020,000) 3,403,449 [3,403,449]	10,592,887 (10,372,792) 2,515,685 [2,515,685]	26,168,116 (25,936,204) 2,542,966 [2,542,966]	24,647,000 (23,846,000)	
	遠野市、森林組合	森林整備事業（忌避剤塗布）	不明 (355,402) (118,472)	不明 (910,306) (303,455)	不明 (1,202,250) (400,851)	未確定	
	合計（森林整備事業を除く）		34,672,324 (10,020,000) [3,403,449]	31,984,067 (10,372,792) [2,515,685]	50,025,456 (25,936,204) [2,542,966]	46,384,000 (23,846,000)	
	花巻市	実施隊の報酬、電気柵設置への補助	3,039,503	2,250,762	3,321,013	4,179,000	
	協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（農林水産省）、 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）	500,600 (500,000)	5,000,341 (5,000,341)	4,671,200 (4,671,200)	6,770,000 (6,770,000)	
合計		3,540,103 (500,000)	7,251,103 (5,000,341)	7,992,213 (4,671,200)	10,949,000 (6,770,000)		
奥州市	実施隊員の報酬（5,000円/年）、 有害鳥獣捕獲（カラス及びツキノワグマ）に係る手当等	256,000	289,000	2,140,000	2,369,000		
協議会	鳥獣被害防止総合支援事業（農林水産省）、 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（農林水産省）	2,000,000 (2,000,000)	5,671,534 (5,171,533)	4,247,883 (3,396,851)	5,581,000 (5,084,000)		
森林組合	森林整備事業（防護柵）	—	不明 (64,626) (21,543)	不明 (67,548) (22,518)	未確定		
合計（森林整備事業を除く）		2,256,000 (2,000,000)	5,960,534 (5,171,533)	6,387,883 (3,396,851)	7,950,000 (5,084,000)		

(注) 1 調査対象等機関の資料による。平成 24 年度から 26 年度は決算ベース、27 年度は予算ベースであり、() は、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金又は鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の交付額である。[] は、環境省の地域ぐるみの捕獲推進モデル事業補助金の交付額である。() は、林野庁の森林整備事業の交付額であり、上段は国庫補助額、下段は県補助額である（大船渡市の国庫補助額及び県補助額の合計）。なお、平成 27 年度については、森林所有者等からの施業終了後に交付金交付申請が行われ、交付金額が確定するため、現時点では未確定となっている（総事業費のうち、国庫補助 51%、県補助 17%、森林所有者等の負担 32%）。ただし、大船渡市では森林所有者等の施業の一部について、上乗せ補助をしている。《 》は、農林水産省の東日本大震災農業生産対策交付金、{ } は、厚生労働省の震災等緊急雇用対応事業である。

2 森林整備事業は、森林所有者等の負担額の把握が困難であることから、総事業費が把握できないため不明としており、事業費の合計からは除外している。

3 「調査対象等機関名」欄の協議会は、鳥獣被害防止特措法第 4 条の 2 に基づく組織であり、地区協議会は同協議会に所属しているものである。

第 3 行政評価・監視結果

通 知	説明図表番号
<p>1 鳥獣による農作物被害の的確な把握及びその結果の活用</p> <p>【制度の概要】</p> <p>鳥獣被害防止特措法第 13 条第 1 項では、国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとされている。</p> <p>また、被害防止基本指針では、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要であり、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進するものとされている。</p> <p>なお、被害防止基本指針では、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとされている。</p> <p>このため、農林水産省は、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを目的として、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」（以下「農林水産省調査要領」という。）を定め、毎年度、都道府県、市町村を通じて、鳥獣による農作物の被害状況の調査を実施している。</p> <p>さらに、平成 24 年 10 月の「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告を受けて、農林水産省は、都道府県及び市町村による被害状況の把握がよりの確に行われるよう、「平成 25 年度野生鳥獣による農作物の被害状況報告について」（平成 26 年 3 月 26 日付け 25 生産第 3540 号生産局長通知）の別紙として、調査方法の趣旨や考え方、調査事例等を盛り込んだ「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」（以下「農林水産省留意事項」という。）を作成し、地方農政局等を通じて都道府県に周知している。</p> <p>【農林水産省調査要領による調査の概要】</p> <p>① 調査事項</p> <p style="padding-left: 2em;">被害を受けた農作物の被害面積、被害量及び被害金額（注）</p>	<p style="text-align: center;">図表Ⅱ－1－①</p> <p style="text-align: center;">図表Ⅱ－1－②</p>

(注) 被害面積：被害が発生しなかった場合に見込まれる収量の減収又は品質低下による減質があった実面積

被害量：被害が発生しなかった場合に見込まれる収量の減収又は品質低下による減質があった量

被害金額：被害量に被害農産物の単価(標準的な価格)を乗じた金額

② 被害の把握方法

農家からの聞き取り、アンケート調査、集落代表者からの報告、農業共済組合への照会、有害捕獲申請書の確認、農業協同組合からの聞き取り、猟友会からの聞き取り、現地調査、その他

③ 市町村取りまとめ

市町村は、①で把握した被害状況を取りまとめ、都道府県に報告

④ 都道府県の取りまとめ

都道府県は、市町村から報告された被害状況を取りまとめ、地方農政局等を経由して、農林水産省(生産局)に報告

【調査結果】

(1) 農作物に係る被害状況の把握方法

ア 鳥獣による農作物被害の把握手順(平成26年度被害)

東北農政局では、農林水産省調査要領に基づき、以下の手順により、県を通じて市町村に対し、鳥獣による農作物被害の状況について、報告を求めている。

① 平成27年3月25日に、農林水産省から被害状況調査の実施結果を6月末日までに報告するよう依頼を受ける。(農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項が報告様式に添付)

② 同年3月30日に、管轄する東北6県に対し、被害状況調査の実施結果を6月19日までに報告するよう依頼を行う。(農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項の資料をそのまま添付)

③ 上記②の依頼を受けた宮城県は、同年4月17日に県内市町村に対し、被害状況調査の実施結果を5月18日までに報告するよう依頼を行う。(報告様式のほか、その添付資料として、農林水産省調査要領、要領別添「鳥獣被害報告書」、農林水産省留意事項及び集計シートの注意点を送付)

また、岩手県は、上記②の依頼を受ける前の同年3月11日に県内市町村に対し、被害状況調査の実施結果を5月11日までに報告するよう依頼を行う。この際、岩手県は県内市町村に対し、農林水産省(東北農政局)からの調査依頼時期が4月以降であることから、市町村担当者の人事異動時期の混乱を避け、事前

(3月)に市町村担当者へ調査の依頼を行うため、東北農政局に調査の変更内容を事前に確認した上で、農林水産省調査要領に基づいて独自に作成した「野生鳥獣による農作物の被害状況

図表Ⅱ-1-③

調査要領」(平成 20 年 1 月 4 日農振第 508 号。以下「岩手県調査要領」という。)及び農林水産省留意事項のうち、特に記載上注意を要する事項を独自に抜粋してまとめた「被害状況調査票の記入上の留意事項」(平成 27 年 3 月 11 日岩手県農林水産部農業振興課。以下「岩手県留意事項」という。)のみを先行して送付し、市町村に対し、岩手県留意事項に留意して調査、報告をするよう依頼している。その後、上記②の依頼を受け、出先機関である広域振興局を通じ、市町村担当者あての電子メールにより、農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項を送付している。しかしながら、市町村に対する農林水産省留意事項の内容等の周知が十分でないため、調査した 4 市のうち 1 市のみが農林水産省留意事項にも留意し報告しており、その他の 3 市は岩手県調査要領及び岩手県留意事項に基づき、調査結果を報告している。

イ 調査した 2 県(宮城県及び岩手県) 8 市町における農作物被害の把握状況

今回、調査した 2 県(宮城県及び岩手県) 8 市町における鳥獣による農作物被害の把握状況をみると、2 県 6 市町において、以下のとおり、農作物の被害状況を的確に把握していないものがみられた。

- ① 岩手県では、農林水産省留意事項のうち、特に記載上注意を要する事項を抜粋した岩手県留意事項を独自に作成し、これに留意して調査、報告を行うように市町村に依頼している。

農林水産省留意事項と岩手県留意事項の記載内容を比較すると、岩手県留意事項は、農林水産省留意事項の 36 事項のうち 10 事項の記載しかなく、農林水産省留意事項よりも簡略なものとなっている。

このため、以下のとおり、農作物被害の的確な把握が行われていない市町村がみられ、農作物被害の実態が被害防止計画における被害軽減目標の設定、被害防止対策の検討等に活用できず、市町村において有効な被害防止対策を講ずることができないおそれがある。

- (i) 農林水産省留意事項では、調査対象農作物を 10 区分に分類するに当たり、どの農作物をどの区分に分類するか、代表的な種類を列記した上で説明しているが、岩手県留意事項ではこのような説明がない。

このため、平成 26 年度において、本来、「果樹」に分類すべき柿・ブルーベリー・キウイフルーツ、「野菜」に分類すべ

図表Ⅱ-1-④

図表Ⅱ-1-⑤

<p>きワサビ・青梗菜・小松菜、「イモ類」に分類すべきサツマイモを、いずれも「その他作物」に誤って分類して集計しているものが1市みられた。これにより、収穫時期に適した被害防止対策を講じることができないおそれがある。</p> <p>(ii) 農林水産省留意事項では、被害の把握方法について、「極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握すること」、「被害農家からの聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等を用いて、相互に補完するよう努めること」と記載されているが、岩手県留意事項では、両事項とも記載されていない。岩手県も農家からの報告による単独の情報源によって被害状況を特定している県内5市町村に対し、被害状況の把握方法を確認のうえ、複数の方法を組み合わせて調査するよう口頭で指導することにとどまっている。</p> <p>② 農作物被害が的確に把握されていないもの（4市町）</p> <p>(i) 農作物被害の把握方法が不十分なもの（3市町）</p> <p>農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項では、農作物被害を的確に把握するために、農家からの報告、農業共済組合への照会、現地調査等、極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握することや関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観資料等との照合により検証作業を行うことが重要であるとされている。しかし、市の一部の地区について、農家からの有害捕獲申請時に提出される「被害状況調書」のみを用いているがその内容をみると被害額を10万円・100万円単位で計上している等その精度が低いものとなっているもの（1市）、農家に対するアンケート調査のみで回収率が約5割にとどまっているもの（1市）がみられた。</p> <p>さらに、農業共済組合の被害情報入手及び農家に対するアンケートの2種類の方法により農作物被害を把握しているが、アンケートの回収率が39%と低いことから、別の客観資料等との照合により検証作業を行う必要があるもの（1町）もみられた。</p> <p>また、農作物被害の把握方法が単一の市町村は、宮城県内35市町村中8市町村（22.9%）、岩手県内では、前記①－(ii)のとおり、33市町村中5市町村（15.2%）となっているが、宮城県では、農作物被害の把握を市町村に依頼する際に、農林水産省留意事項を添付しているにとどまり、把握方法が単一の市町村に対して、個別に指導及び助言することはしていないとしている。</p>	<p>図表Ⅱ－1－⑥</p> <p>図表Ⅱ－1－⑦</p> <p>図表Ⅱ－1－⑥ (再掲)</p>
--	---

- (ii) 被害を農林水産省留意事項に即して算出していないもの
(2市町)

農林水産省留意事項では、農業共済組合のデータを活用して被害を把握する場合、農業共済組合では、農地の一部に被害があった場合でも被害を受けた農地全体を被害面積としていることから、これをそのまま利用するのではなく実際に被害を受けた面積を報告することとしている。しかし、1町は、イノシシの水稲に対する被害面積について、農業共済組合から提供を受けた町全体の共済関係の被害面積をそのまま県に報告している。

さらに、農林水産省留意事項では、被害金額は、被害量に、被害農作物の単価を乗じて算出することとしている。しかし、1市は、農業共済組合からイノシシの水稲に対する市全体の被害について、実際の被害金額ではない支払共済金額の情報提供を受け、これをそのまま被害金額として県に報告している。

- (iii) 農家に対して鳥獣被害に関するアンケートを依頼する際に、鳥獣の食性等についての情報を提供していないことから、農家が農作物被害を他の鳥獣によるものと誤認して市に回答しているもの(1市)

農業委員会名簿を基に全農家(約1,200戸)を対象として鳥獣被害に関するアンケートを行う際に、農家に対して、鳥獣の食性等について情報を提供していないことから、ハクビシン等によると考えられるイチゴの被害をカモシカによるものと誤認して回答している農家がみられた。

市町村において農作物被害の把握が的確に行われていない要因としては、東北農政局が被害状況調査を依頼する公文書に農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項を添付しているのみで、当該調査の実施に当たって県等から照会を受けた場合に助言を行うにとどまっており、県及び市町村に具体的な調査方法等に関する助言等を積極的に行っていないことにある。

(2) 地区別の農作物被害の把握及び地区別分析状況

鳥獣による農作物被害については、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害の発生時期、発生場所、被害の程度等を地区別に把握した上で、被害防止対策がどのような効果を上げているかについて、地区(集落等)別に経年変化を踏まえた定量的な分析(以下「地区別分析」という。)を行うことが重要である。

<p>しかし、今回、調査した8市町における鳥獣による農作物被害の地区別の把握状況等をみると、以下のとおり、①農作物被害の地区別の把握及び地区別分析を行っていないものが2市町、②農作物被害の発生場所等を把握しているが地区別分析を行っていないものが4市みられた。</p> <p>① 農作物被害の地区別の把握及び地区別分析を行っていないもの（2市町）</p> <p>(i) イノシシの捕獲状況については、月別・合併前の旧8町村別に整理しているが、農作物被害については、地区別に把握していない（1町）。</p> <p>(ii) 農作物被害について、被害が多い地区と対象作物の概況を認識している程度であり、データ整理等を行っていない。また、ニホンジカの捕獲状況についても、捕獲票の提出状況等から、他の地区よりも捕獲が多い地区を把握している程度である（1市）。</p> <p>② 被害データとして発生場所等を把握しているが、地区別分析を行っていないもの（4市）</p> <p>この4市では、以下のとおり、地区別分析は可能なものとなっている。</p> <p>(i) 農家からの報告等によってイノシシによる農作物被害の発生場所等を把握していることから、現在収集しているデータを地区別に整理すれば、地区別分析は可能であるとしている（1市）。</p> <p>(ii) 農業共済組合から収集している農作物被害データは市全体であるが、市単独事業である電気柵補助申請（被害状況を明記）及び現地確認により農作物被害を推計していることから、現在収集しているデータを地区別に整理すれば、地区別分析は可能であるとしている（1市）。</p> <p>なお、宮城県農業共済組合では、現在でも市町村合併前の旧市町村単位で水稻等の被害データについて情報提供を行っており、手作業を行えば農業共済組合の加入推進地区単位（小地区単位、字単位に近いもの）で情報提供は可能であるとしている。</p> <p>(iii) 農家組合長アンケート、農家からの報告及び現地確認により農作物被害を推計していることから、現在収集しているデータを農家組合別に整理すれば、地区別分析は可能と考えられる（1市）。</p> <p>(iv) ニホンジカによる農作物被害の顕在化が平成26年度からであることもあり、現在は地区別分析を行っていないが、農作物</p>	<p>図表Ⅱ－1－⑧</p>
---	----------------

被害については、地区別に1件ずつデータ管理していることから、地区別分析は可能と考えられる（1市）。

③ 農作物の被害状況等を地区別に把握して、地区別分析を行っているもの（2市）

(i) 平成24年度から26年度にかけて、環境省の委託モデル事業（地域ぐるみの捕獲推進モデル事業）を活用して、ニホンジカの生息密度調査結果と捕獲実績を比較して分析している上、24年度には市内11地区における農作物の被害面積等を把握し、25年度以降は、各地区において、目撃及び被害状況について、アンケートを実施している。これにより、ニホンジカの生息状況、捕獲実績及び被害状況の推移を地区別分析している（1市）。

(ii) 農作物被害については、平成25年度被害実績から、市内9地区ごと（26年度被害実績からは10地区）にデータ管理を開始している。また、ニホンジカの捕獲状況については、平成27年度から町丁目ごとにデータ管理を開始しており、市では今後、地区別分析を行いたいとしている（1市）。

市町村において地区別分析が十分に行われていない要因としては、市町村が分析できるノウハウを持ち合わせていないことにある。

【所見】

したがって、東北農政局は、鳥獣による農作物被害に関する県及び市町村による把握が的確に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

① 県が農作物被害を把握するため独自に調査要領等を作成している場合、農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項と整合性が図られるよう助言すること。

② 県を通じて市町村に対し、農作物被害の把握方法が単一であるため農作物被害の把握が不十分な場合、その把握方法を複数化する等、農作物被害をよりの確に把握するよう助言すること。

また、把握方法を複数としていても農作物被害の把握が不十分な場合、客観資料等との照合により検証作業を行い、農作物被害を的確に把握するよう助言すること。

③ 県を通じて市町村に対し、農業共済組合のデータを活用して農作物被害を把握する場合は、農林水産省留意事項において示されている算出方法に即して算定するよう助言すること。

また、鳥獣ごとの食性等を示すなど農林水産省留意事項に即したよりの確な把握方法について情報提供すること。

<p>④ 県を通じて市町村に対し、農作物被害を地区別に把握し、可能な限り地区別分析を行うよう助言すること。その際、地区別分析を行っている事例を収集し、情報提供すること。</p>	
--	--

1 目的

本調査は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第13条第1項の規定に基づき、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを目的とする。

2 調査対象農作物

本調査の対象とする農作物は、次のとおりとする。

稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他

3 調査対象鳥獣類

本調査の対象とする鳥獣類は、次のとおりとする。

スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類

4 調査事項

鳥獣種類別に被害を受けた農作物の被害面積、被害量、被害金額とする。

5 調査方法及び報告

① 市町村長は、被害農家から被害が軽微な場合でも報告してもらうよう市町村広報誌等により、農家へ周知を徹底するとともに、よりの確な被害把握のため、簡易な被害報告書（別添参照）を添付することも有効であることから、その取組に努めるものとする。

また、被害の取りまとめに当たっては、

ア. 農業共済対象作物については、農業共済組合へ照会（被害数値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先）

イ. 農業共済非対象作物については、有害捕獲申請書と確認に努めるものとする。

さらに、JA等関係団体からの聞き取りや、可能な限り現場確認を行うことにより、的確な被害状況の把握に努めるものとする。

市町村長は、別紙野生鳥獣による被害状況調査票若しくは都道府県知事が調査票に必要な事項を加えた場合にあつては当該調査票に被害状況を取りまとめ、毎年度都道府県知事の定める日までに都道府県知事に報告するものとする。

② 都道府県知事は、別紙都道府県集計シートに被害状況を取りまとめ、地方農政局長を経由して（沖縄県知事は沖縄総合事務局長を経由して、北海道知事は直接）、毎年度農林水産省生産局長が定める日までに農林水産省生産局長に報告するものとする。

6 調査期間

調査期間は、毎年度4月から翌年3月までとする。

（添付資料）

鳥獣被害報告書（省略）

調査票（省略）

エクセル入力シート（省略）

エクセル集計シートの注意点（省略）

3. 調査対象鳥獣類

◇ 調査対象鳥獣種は、鳥類は9種類、獣類は16種類

調査対象鳥獣名	
鳥類	スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、シヤミ、その他鳥類
獣類	ホシリス、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、クサギ、ハクビシン、アライグマ、ネオトリア、マンゴース、タイワンリス、キョン、その他獣類

農林水産省への報告する鳥獣種の分類は、上記のとおりであるが、地域の状況に応じて、鳥獣種別を追加してよい。
 (例) 北海道 キツネ等

野生鳥獣による被害には、加害する鳥獣の生態を考慮した対策が必要であることから、鳥獣種の特定は特に重要である。
 加害鳥獣の判別は困難な場合もあるが、足跡や痕跡等を利用するのが一般的である。また、センサーカメラ(自動撮影カメラ)を用いて、加害する鳥獣を特定することも、有効な方法である。

農林水産省ホームページの鳥獣被害対策コーナー上で野生鳥獣被害防止マニュアルを掲載している。特に、鳥類編、ハクビシン編及び特定外来生物編では、これら鳥獣類の痕跡等から、見分けるための資料を掲載している。
 農林水産省ホームページ>組織・政策>生産>鳥獣被害対策コーナー
 1.野生鳥獣による被害防止マニュアル等
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

農作物に被害を与えた疑いのある鳥獣種が、2種類以上で特定が困難な場合は、周辺地域での被害状況、鳥獣の出没頻度や目撃数等の情報を根拠として、被害データを按分して差し支えない。



アライグマ



ハクビシン

4. 被害の把握方法について

被害の把握については、被害農家からの被害の聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等を用いて、相互に補完する必要があること。

◇ 調査計画の立案に当たっては、大まかな被害内容を予め把握した上で、資料収集先や調査訪問先の絞り込みを行う。

- ◆ 大まかな被害内容の把握
- ◆ 被害分布、範囲の確認
- ◆ 調査先、資料収集先の絞り込み
- ◆ アンケート調査票の作成

◇ 農家からの報告や農業共済組合への照会、現地調査など、地域の実情に合わせて各種の方法で実施する。

農家からの報告	農業共済組合への照会
現地調査	JAからの聞き取り
有害鳥獣捕獲申請書との確認	生産代表者からの報告
猟友会からの聞き取り	その他

※その他の把握方法
 被害報告の照会(鳥獣保護員、農業改良普及センター、実施隊員、農業委員、生産組合等)、自動撮影カメラによる調査等

◇ 極力、複数の方法を組み合わせることで被害状況を把握すること。
 特に、関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観資料等との照合により検証作業を行うことが重要。

例えば、農業共済データだけでは、共済対象外作物や被害申告のない農家及び共済未加入農家の被害は把握できないので、別途方法による補充が必要。

(参考) 平成23年度の被害状況調査では、約7割の市町村において、農家からの報告や農業共済組合への照会などを組み合わせて被害状況を把握。そのうち、約6割の市町村で3つ以上の方法を組み合わせることで把握。



5 被害面積、被害量、被害金額の算出方法

報告事項は、被害面積、被害量、被害金額である。
現場の鳥獣被害の情報を、農業共済データ、統計資料の収穫量や出荷量、販売金額等の客観資料、現地調査等で補充し算定する。
特に、調査で集められたデータは、各種の事業における効果の算出などの基礎資料として使用されることも前提とし、より客観的なものになるよう検証する必要がある。
また、被害算定の根拠資料は、検証の際にも必要となるので、聞き取り調査の野帳であっても適切に保管すること。

◇ 被害面積は、野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場において被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質があった実面積

$$\text{被害面積} = \text{被害が発生したほ場の作付面積} \times \text{被害割合}$$

$$\text{被害割合} = \frac{\text{被害量}}{\text{被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質}}$$

(例) 1ha (=100a)の水田で、基準収量が10a当たり500kg/10a、被害量が950kgの場合
被害が発生しなかった場合に見込まれる収量=500kg/10a×100a=5000kg
被害割合 = 950kg÷5000kg = 0.19 (19%)
被害面積 = 100a × 19% = 19a

算出方法(例)

被害を受けた箇所の面積に被害割合を乗じて、被害面積を算出する。
なお、本調査の「被害面積」は、「実面積」としているため、被害面積の算出の際には、「被害を受けたほ場の面積」と混同しないように注意が必要である。

(例) 1haの水田で、10aが全滅、30aが30%の減収の場合
10a × 100% = 10a
30a × 30% = 9a
被害面積は、19a (被害を受けた面積の合計(10a+30a=40a)ではない)



農業共済のデータを活用して被害を把握する場合、農業共済組合の「被害面積」は、「被害が発生したほ場の作付(引受)面積」のため、被害割合を乗じて、実面積を算出する。

◇ 被害量は、野生鳥獣による農作物の被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した量

$$\text{被害量} = \text{被害が発生しなかった場合の見込み収量(品質)} - \text{実際の収量}$$

(例) 1haの水田で、基準収量が10a当たり500kg/10a、実際の収量が4000kgの場合
被害が発生しなかった場合に見込まれる収量=500kg×100a=5000kg
被害量=5000kg - 4000kg = 1000kg

農業共済のデータを活用して被害を把握する場合、「被害量」は共済金支払対象割合以上の被害量(共済減収量)ではなく、見込み収量から実収量を差し引いた減収量であるので注意が必要。

◇ 被害金額は、被害量に、調査年におけるそれぞれの都道府県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価を乗じて算出した金額

被害金額を算出する場合の標準的な単価は、生産者販売価格(農家庭先販売価格)である。

例えば、地域の出荷価格の平均から基準単価を算定する場合は、市場やJA等の販売手数料等を除いた手取り単価により算出する。

$$\text{被害金額} = \text{被害量(減収量)} \times \text{単位当たり生産者販売価格}$$

(例) 作付面積が10aの作物で、被害割合50%、基準収量が10a当たり500kg/10a、平均共販価格が80円/kg(うち3%がJA手数料)の場合
被害量=10a×500kg/10a×50%=250kg
生産者販売価格=80円/kg×(100%-3%)=77.6円/kg
被害金額=250kg×77.6円/kg=19,400円

品質低下の場合は、

$$\text{被害金額} = \text{被害量} \times \left\{ \frac{\text{被害がなかった場合の見込み収量}}{\text{被害が発生したほ場の作付面積}} - \text{実際の生産者販売価格} \right\}$$

簡易な方法として、生産者販売金額から被害金額を算出する方法もある。
この場合も、販売金額に市場やJA等の手数料部分が含まれている場合は、手数料分を除くこと。

$$\begin{aligned} \text{被害金額} &= \text{被害がなかった場合の生産者販売金額} - \text{実際の生産者販売金額} \\ \text{被害面積} &= \text{被害が発生したほ場の面積} \times \text{被害割合} \end{aligned}$$

$$\text{被害量} = \frac{\text{被害金額}}{\text{被害がなかった場合の生産者販売金額}} \times \text{被害がなかった場合の生産者販売金額}$$

(例) 鳥獣被害の生じた10aの耕地で収穫した作物の販売金額が30,000円、被害がなかった場合の販売金額が40,000円、平均価格が80円/kg(うち3%がJA手数料)の場合

$$\begin{aligned} \text{被害金額} &= (40,000\text{円} - 30,000\text{円}) \times (100\% - 3\%) = 9,700\text{円} \\ \text{被害面積} &= 10\text{a} \times \left(\frac{9,700\text{円}}{40,000\text{円}} \times (100\% - 3\%) \right) = 2.5\text{a} \\ \text{被害量} &= 9,700\text{円} \div (80\text{円/kg} \times (100\% - 3\%)) = 125\text{kg} \end{aligned}$$

育苗期や永年性作物の樹木の被害金額の算出例は、以下のとおり。
育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植付けが遅れることにより最終的な収量が減少した場合は、その減少分の額も被害額に加える。

$$\text{育苗期の被害金額} = \left\{ \frac{\text{被害植栽}}{\text{本数} \cdot \text{苗数}} \times \left[\text{種苗価格} \right] \right\} + \left\{ \frac{\text{最終的な}}{\text{減収量}} \times \left[\text{生産者販売価格} \right] \right\}$$

永年性作物の樹木の被害は、損傷程度(樹冠面積の2/3以上が折損もしくは枯死するような場合には、被害100%とみなす。)に「農畜産業用固定資産評価基準」の金額を乗じて算出する。

$$\text{被害金額} = \text{被害のあった樹冠面積} \times \text{損傷程度} \times \text{植物資産評価標準}$$

果樹の樹木等資産の評価額は、「農畜産業用固定資産評価標準」によるものとするが、農林水産省では平成12年度以降は評価基準を公表していないため、その後の物価の推移により標記の金額が地域の実態に即していないと判断される場合は、地域の実態に相應の評価額を優先して差し支えない。

市町村における被害額等算出の参考として、県で定めている異常気象等の災害等被害額算定方法(農作物の基準収量及び基準単価等)を適用したり、統計資料等から算出した県内の主要農作物の基準収量、単位当たり価格、固定資産評価基準等を示している都道府県もある。

6 集計報告単位について

◇ 国への報告の単位は、被害面積は、a(アール)、被害量はkg(キログラム)、被害金額は千円単位。報告単位以下(小数点以下)がある場合には、小数点第1位を四捨五入

都道府県によっては、市町村の被害面積の報告単位をヘクタール単位としているが、国へ報告する際には統一すること。
また、被害の把握に当たっては、アール単位以下の被害も含めて集計した後に、報告単位以下(小数点第1位)を四捨五入する。

7 調査期間について

◇ 調査対象期間は、毎年4月から翌年の3月までの期間
被害調査の対象期間は4月から翌年の3月までの1年間としている。
市町村は県の定める日までに報告し、都道府県は、国が定める日(通常は6月30日)までに報告することとしている。
県独自の調査要領で年に複数回の調査を行い、被害把握に努めている例もある。

8 集計にあたっての留意点

◇ 国への報告は、調査要領の別紙のエクセルの都道府県別集計シートにより電子データを送信
都道府県の調査要領で独自の調査を加えたり、市町村の報告調査票を独自のものとすることは差し支えないが、最終的な国への報告様式は都道府県別集計シートとする。
国への報告に当たっては、市町村はエクセルの調査票に調査結果を記入すると自動的に集計シートに複写される。
都道府県は、市町村ごとの集計シートのコピーを行うことで、都道府県の集計シートを作成する。

◇ 被害報告の集計に際し、データの整合性等を検証する。

本調査の報告内容と、被害対策事業の実施時などに算出した被害状況に齟齬が生じていないかなど、データの整合性に留意する必要がある。

また、エクセルの集計シートは、合計の算出は自動でできるが、データコピーの際の誤操作や集計シートの修正等によって、合計が一致しないまま報告する例がみられる。

このため、市町村及び都道府県は被害報告の集計に際して、報告数値の整合性等を確認、検証すること。（さらに、今後事業を実施する際に、被害金額等のデータを作成する際にも、本調査での報告内容と整合性が確保されているか十分に留意する必要がある。）

・(検証例)

- ・ 農業センサスや県の統計資料等の市町村の作付面積や収穫量に比べて、被害面積や被害量が大きすぎるものはないか。
- ・ 被害データと、基準とした単価や収量との整合性を確認し、説明できないような乖離（例えば、単一作物の被害金額を被害量や被害面積で割り戻した場合、基準収量や基準単価と何百倍もの相違等、ありえないような数値となる等）がないか、また、その理由の把握。
- ・ 地域で実施した事業で算出した被害金額や、被害軽減効果などのデータと整合性が確保されているか（費用対効果の算出など）。

◇ 都道府県（市町村）は、被害の特徴や原因等の把握に努める。

本調査要領に添付している市町村の調査票には、調査事項の「鳥獣別作物別の被害面積、被害量、被害金額」のほか、「被害状況の把握に当たって用いた方法」、「被害の特徴」の記入欄を設けている。

被害の特徴欄には、その他とした鳥獣種や主な被害作物等の特徴的な被害以外にも、前年度と比較して大幅に増加、減少した場合等の原因として考えられる事項等も併せて記入する。

また、都道府県にあっては、都道府県全体としての被害の傾向や原因等の把握に努めること。

参考となる資料として、以下のものが挙げられる。

- ・ 野生鳥獣被害防止マニュアル（イノシシ、シカ、サル）—実践編—
- ・ 野生鳥獣被害防止マニュアル —鳥類編—
- ・ 野生鳥獣被害防止マニュアル（ライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイワンリス）—特定外来生物編—
- ・ 野生鳥獣被害防止マニュアル —ハクビシン—

なお、本調査の方法等について疑義があれば問い合わせ願いたい。

図表Ⅱ－１－③ 宮城県及び岩手県における被害状況調査の依頼状況（平成26年度）

依頼元	依頼先	依頼日 (提出期限)	報告様式、添付資料等
農林水産省（生産局長）	東北農政局長	平成27年3月25日 (6月末日)	<ul style="list-style-type: none"> ○報告依頼（26生産第3371号） ・野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成19年9月26日付け19生産第3909号） ・要領別添「鳥獣被害報告書」 ・平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票 ・野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等 ・エクセル集計シート ・エクセル集計シートの注意点
東北農政局長	宮城県知事、岩手県知事	平成27年3月30日 (6月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ○報告依頼（26北生第2399号） ・野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領 ・要領別添「鳥獣被害報告書」 ・平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票 ・野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等 ・エクセル集計シート ・エクセル集計シートの注意点
宮城県（農林水産部長）	県内市町村長	平成27年4月17日 (5月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○報告依頼（農園環第61号） ○報告様式 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票（国様式） 2 平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況（県様式） 3 防除柵設置状況調査票（平成22年度以降設置分） ○資料 <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領 ・要領別添「鳥獣被害報告書」 ・野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等 ・エクセル集計シート ・エクセル集計シートの注意点
岩手県（農林水産部長）	県内市町村長	平成27年3月11日 (5月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ○報告依頼（農振第791号） ○報告様式 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票 (2) 野生鳥獣による農作物被害の被害状況調査票（付表）（平成20年1月4日農振第508号） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査票の記入上の留意事項（平成27年3月11日、岩手県農林水産部農業振興課）

(注) 東北管区行政評価局（以下「当局」という。）の調査結果による。

図表Ⅱ－１－④ 農林水産省留意事項と岩手県留意事項との比較

農林水産省留意事項の項目	岩手県留意事項における記載の有無	備考
1 被害状況調査の目的 ① 補足説明	×	
② 被害状況調査結果が鳥獣被害対策行政を推進する基礎資料となることを明記	×	
2 調査対象農作物 ① 調査対象農作物名及び内容	×	農作物名のみ
② クリ、タケノコを特用作物として、林政部局に報告している場合は除外すること	×	
③ 家庭菜園で栽培する作物は、調査対象から除外すること	×	
3 調査対象鳥獣類 ① 調査対象鳥獣は、地域の状況に合わせて追加してよい	○	その他獣類の分類により、種別に記載するよう記載
② 野生鳥獣による被害には、加害する鳥獣の生態を考慮した対策が必要であることから、鳥獣種の特定は特に重要	×	
③ 加害鳥獣の判別は困難である場合もあるが、足跡や食痕等を利用することが一般的。	×	
④ センサーカメラを用いて、加害鳥獣を特定することも有効	×	
⑤ 農林水産省 HP の、野生鳥獣被害防止マニュアルを紹介	×	
⑥ 農作物に被害を与えた疑いのある鳥獣種が2種類以上で特定が困難な場合には周辺地域での被害状況、出没頻度や目撃数等の情報を根拠として被害データを按分化	×	
4 被害の把握方法について ① 被害の把握について、被害農家からの聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等を用いて、相互に補完するよう努めること	×	
② 調査計画の立案に当たっては、大まかな被害内容をあらかじめ把握した上で、資料収集先や調査訪問先の絞り込みを行うこと	×	
③ 被害状況の把握手段（7とおりの他）を例示した上で、地域の実情に合わせて各種方法を実施することを説明	×	
④ 極力、複数の方法を組み合わせること	×	

と		
⑤ 関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観資料等との照合により検証作業を行うことが重要	×	
⑥ 農業共済データだけでは、共済対象外作物や被害報告のない農家及び共済未加入農家の被害は把握できないので、別途方法による補完が必要	×	
⑦ 平成 25 年度における全国市町村の被害状況の把握手段の集計結果を例示	×	
5 被害面積、被害量、被害金額の算出方法	△	計算式と計算例の記載を省略
① 被害面積の算出方法の補足説明		
② 被害を受けた箇所によって被害割合が異なる場合の被害面積の算出方法の例示	×	
③ 農業共済のデータを活用して被害面積を把握する場合の算出方法に関する補足説明	×	
④ 被害量の算出方法の補足説明	△	計算式と計算例の記載を省略
⑤ 農業共済のデータを活用して被害量を把握する場合の補足説明	×	
⑥ 被害金額の算出方法に関する補足説明	△	計算式と計算例の記載を省略
⑦ 基準単価の算定に係る補足説明	×	
⑧ 品質低下の場合の算出方法に係る補足説明	△	計算式の記載を省略
⑨ 生産者販売金額から被害金額を算出する場合、販売金額に市場や JA 等の手数料部分を除外することを追記	×	
⑩ 育苗期の被害金額の算出方法に係る補足説明	△	計算式と計算例の記載を省略
⑪ 永年性作物の樹木の被害に係る算出方法の補足説明	△	計算式と計算例の記載を省略
⑫ 果樹の樹木等資産の評価額は、「農畜産物用固定資産評価基準」によるものとするが、農林水産省では平成 12 年度以降は評価基準を公表していないため、その後の物価の推移により標記の金額が地域の実態と即していないと判断される場合は、地域の実態に相応の評価額を優先して差し支えない	△	地域の実態に即していない場合の取扱いについて、記載なし。
6 集計報告単位について補足説明	×	
7 調査期間について補足説明	×	
8 集計に当たっての留意点	○	

① 国への報告		
② 被害報告の集計に際し、データの整合性等を検証するための留意点	×	※ 調査要領に若干の記載あり。
③ 被害の特徴や原因等の把握に努める旨の記載	△	岩手県は独自の記載。 ① 2割以上の増減があったものを付表4に記載 ② 前年度まで被害報告がなく新たに報告があったものは、付表5に記載 なお、被害防止マニュアルの紹介はなし。
参考 鳥類の被害同定方法	×	
36 事項	10 事項	
岩手県留意事項の項目	農林水産省留意事項における記載の有無	備考
1 「その他農作物」の記載方法に係る補足説明	×	
2 県が独自に、基準収量及び参考単価一覧を添付	×	項目6及び7の記載について、農水省留意事項の記載を省略する代わりに、直接使用できる単価等を提示している。
3 被害農家からの報告のための「鳥獣被害報告届」の様式の添付	×	
4 報告対象のファイルに係る補足説明	×	

(注) 1 岩手行政評価事務所（以下「岩手事務所」という。）の調査結果による。

2 ×は記載がないもの、△は一部記載があるものである。

図表Ⅱ－１－⑤ 農林水産省留意事項に基づかず農作物被害を把握しているため、被害防止計画における被害軽減目標の設定、被害防止対策の検討、取組効果の検証等への的確に活用できない事例

県・市名	事例の内容																																																
大船渡市	<p>【事例１】</p> <p>農林水産省留意事項では、調査対象農作物を10区分に分類するに当たり、どの農作物をどの区分に分類するか、代表的な種類を列記した上で説明しているが、岩手県留意事項ではこのような説明がない。</p> <p>このため、大船渡市では、下表のとおり、平成26年度において、本来、「果樹」に分類すべき柿・ブルーベリー・キウイフルーツ、「野菜」に分類すべきワサビ・青梗菜・小松菜、「イモ類」に分類すべきサツマイモを、いずれも、「その他作物」に誤って分類して集計している。これにより、収穫時期に適した被害防止対策を講じることができないおそれがある。</p> <p>表 大船渡市が誤って分類した主な被害対象農作物(平成26年度)</p> <table border="1" data-bbox="419 898 1353 1435"> <thead> <tr> <th rowspan="2">「その他作物」に分類されていた被害対象農作物</th> <th rowspan="2">農林水産省留意事項に基づく適切な分類</th> <th colspan="3">被害実績</th> </tr> <tr> <th>被害面積 (a)</th> <th>被害量 (kg)</th> <th>被害金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルーベリー</td> <td>果樹</td> <td>40.5</td> <td>305</td> <td>251,625</td> </tr> <tr> <td>柿</td> <td>果樹</td> <td>71.4</td> <td>1,401</td> <td>189,135</td> </tr> <tr> <td>ワサビ</td> <td>野菜</td> <td>1.0</td> <td>20</td> <td>57,040</td> </tr> <tr> <td>サツマイモ</td> <td>芋類</td> <td>18.7</td> <td>340</td> <td>39,100</td> </tr> <tr> <td>キウイフルーツ</td> <td>果樹</td> <td>50.0</td> <td>50</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>青梗菜</td> <td>野菜</td> <td>1.1</td> <td>10</td> <td>3,310</td> </tr> <tr> <td>小松菜</td> <td>野菜</td> <td>2.5</td> <td>2</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>185.2</td> <td>2,128</td> <td>544,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 大船渡市提出資料を基に、岩手事務所が作成した。 2 ニホンジカを含め、全ての被害対象鳥獣を対象に集計している。</p>	「その他作物」に分類されていた被害対象農作物	農林水産省留意事項に基づく適切な分類	被害実績			被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)	ブルーベリー	果樹	40.5	305	251,625	柿	果樹	71.4	1,401	189,135	ワサビ	野菜	1.0	20	57,040	サツマイモ	芋類	18.7	340	39,100	キウイフルーツ	果樹	50.0	50	4,000	青梗菜	野菜	1.1	10	3,310	小松菜	野菜	2.5	2	510	合計		185.2	2,128	544,720
「その他作物」に分類されていた被害対象農作物	農林水産省留意事項に基づく適切な分類			被害実績																																													
		被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)																																													
ブルーベリー	果樹	40.5	305	251,625																																													
柿	果樹	71.4	1,401	189,135																																													
ワサビ	野菜	1.0	20	57,040																																													
サツマイモ	芋類	18.7	340	39,100																																													
キウイフルーツ	果樹	50.0	50	4,000																																													
青梗菜	野菜	1.1	10	3,310																																													
小松菜	野菜	2.5	2	510																																													
合計		185.2	2,128	544,720																																													
岩手県	<p>【事例２】</p> <p>農林水産省留意事項では、被害の把握方法について、「極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握すること」、「被害農家からの聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料を用いて、相互に補完するよう努めること」と記載されている。</p> <p>しかし、岩手県留意事項では、両事項とも記載されていない。岩手県も農家からの報告による単独の情報源によって被害状況を特定している県内5市町村に対し、被害状況の把握方法を確認のうえ、複数の方法を組み合わせて調査するよう口頭で指導することにとどまっている。</p>																																																

(注) 岩手事務所の調査結果による。

図表Ⅱ－１－⑥ 市町村の平成26年度における農作物被害の把握方法

【宮城県】

被害把握方法	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	6種類	7種類	計
市町村数 (構成比)	8 (22.9)	6 (17.1)	11 (31.4)	5 (14.3)	3 (8.6)	2 (5.7)	0 (0)	35 (100)

被害把握方法	i 農家からの報告	ii 集落代表者からの報告	iii 農業共済組合へ照会	iv 有害捕獲申請書と確認	v JAから聞き取り	vi 猟友会から聞き取り	vii 現地調査	viii その他
市町村数 (実施率)	26 (74.3)	8 (22.9)	15 (42.9)	13 (37.1)	6 (17.1)	12 (34.3)	18 (51.4)	2 (5.7)

【岩手県】

被害把握方法	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	6種類	7種類	計
市町村数 (構成比)	5 (15.2)	4 (12.1)	8 (24.2)	6 (18.2)	4 (12.1)	5 (15.2)	1 (3.0)	33 (100)

被害把握方法	i 農家からの報告	ii 集落代表者からの報告	iii 農業共済組合へ照会	iv 有害捕獲申請書と確認	v JAから聞き取り	vi 猟友会から聞き取り	vii 現地調査	viii その他
市町村数 (実施率)	30 (90.9)	5 (15.2)	12 (36.4)	22 (66.7)	14 (42.4)	12 (36.4)	20 (60.6)	3 (9.1)

(注) 1 「平成26年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」(農林水産省)による。

2 市町村数は、延べ数である(複数の被害把握方法を行っている市町村あり)。

() 書は、県内全市町村(宮城県は35市町村、岩手県は33市町村)中の実施率(%)を表す。

図表Ⅱ－１－⑦ 平成26年度において農作物の被害状況を的確に把握していない事例

区分	県名	市町村名	事例の内容
農作物被害の把握方法が不十分なものの	岩手県	花巻市	<p>農林水産省留意事項では、被害の把握方法について、「極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握すること」、「被害農家からの聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料を用いて、相互に補完するよう努めること」と記載されている。</p> <p>しかし、岩手県留意事項では、両事項とも記載されていない。</p> <p>このため、市は、一部の地区（旧花巻市）について、農業協同組合が作成し、有害捕獲申請書に添付される「被害状況調書」のみで被害状況を集計しているが、この被害状況調書の内容は、被害地域を地区全域とし、被害量及び被害額が大まかに計上（十万円・百万円の単位）されていることから、非常に精度が低いものとなっている。それにもかかわらず、市は、申請者である農業協同組合に対して内容の確認等を行っておらず、また、他の機関等に対する照会等も行わず、数値の精査及び検証を行わないまま、この申告された数値をそのまま集計に使用している。</p>
		大船渡市	<p>農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項では、農作物被害を的確に把握するために、農家からの報告、農業共済組合への照会、現地調査等、極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握することが重要であるとされている。</p> <p>しかし、市では、ニホンジカによる農作物被害について、農業委員会名簿を基に全農家（約1,200戸）を対象として鳥獣被害に関するアンケート調査のみ（注）で把握しているが、その回収率は約50%と低い。</p> <p>（注） 大船渡市では、農業共済組合に対しても、水稻被害に係る確認をしているものの、被害状況調査の集計には使用していない。</p>
		丸森町	<p>農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項では、農作物被害を的確に把握するために、農家からの報告、農業共済組合への照会、現地調査等、極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握することや関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観資料等との照合により検証作業を行うことが重要であるとされている。</p> <p>しかし、町では、イノシシによる農作物被害について、町全体の農業共済組合の被害情報入手及び農家に対する農業振興に関するアンケートの2種類の方法により農作物被害を把握しているが、農協農家正組合員2,368世帯全てにアンケートを送付し、回答は917世帯となっており、アンケートの回収率が39%と低いことから、別の客観資料等との照合により検証作業を行う必要がある。</p>

被害を農林水産省留意事項に即して算出していないもの	宮城県	角田市	<p>農林水産省留意事項では、被害金額は、被害量に、被害農作物の単価を乗じて算出することとしている。</p> <p>しかし、市は、農業共済組合からイノシシの水稻に対する市全体の被害について、実際の被害金額ではない支払共済金額（注）の情報提供を受け、これをそのまま被害金額として県に報告している。</p> <p>（注）支払共済金額とは、実際の被害金額について支払われるものではなく、一定の被害割合を超過した部分のみに支払われるものである。</p>																								
		丸森町	<p>農林水産省留意事項では、農業共済組合のデータを活用して被害を把握する場合、農業共済組合では、農地の一部に被害があった場合でも被害を受けた農地全体を被害面積としていることから、これをそのまま利用するのではなく実際に被害を受けた面積を報告することとしている。</p> <p>しかし、町は、イノシシの水稻及び大豆に対する被害面積について、農業共済組合から提供を受けた町全体の共済関係の被害面積をそのまま県に報告している。</p>																								
農家にアンケートを依頼する際に、鳥獣の食性等についての情報を提供していないことから、農家が農作物被害を他の鳥獣によるものと誤認して市に回答しているもの	岩手県	大船渡市	<p>① 農業委員会名簿を基に全農家（約 1,200 戸）を対象として鳥獣被害に関するアンケートを実施しているが、農家に対して、鳥獣の食性等について情報を提供していないことから、下表のとおり、ハクビシン等によると考えられるイチゴの被害をカモシカによるものと誤認して回答している農家がみられた。</p> <p>表 大船渡市における農作物被害の岩手県への報告状況 (ハクビシン、カモシカ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣</th> <th>被害実績 (イチゴ) (注2)</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ハクビシン</td> <td>被害面積 (a)</td> <td>25.95</td> <td>13.7</td> </tr> <tr> <td>被害量 (kg)</td> <td>2,194.4</td> <td>796.4</td> </tr> <tr> <td>被害金額 (千円)</td> <td>1,854.0</td> <td>666.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カモシカ</td> <td>被害面積 (a)</td> <td>2.25</td> <td>－(注3)</td> </tr> <tr> <td>被害量 (kg)</td> <td>264.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>被害金額 (千円)</td> <td>223.4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 大船渡市提出資料を基に、岩手事務所が作成した。 2 イチゴは、農林水産省の被害状況調査では「野菜」に含まれる。 3 平成26年度は、農家から被害面積として、ハクビシン150a及びカモシカ150aの報告があったものの、情報の精度が低いことを理由として、岩手県への報告から除外しているものである。</p> <p>② <u>このほか、前記、図表Ⅱ－1－⑤のとおり。</u></p>	対象鳥獣	被害実績 (イチゴ) (注2)	平成25年度	平成26年度	ハクビシン	被害面積 (a)	25.95	13.7	被害量 (kg)	2,194.4	796.4	被害金額 (千円)	1,854.0	666.7	カモシカ	被害面積 (a)	2.25	－(注3)	被害量 (kg)	264.4	0	被害金額 (千円)	223.4	0
対象鳥獣	被害実績 (イチゴ) (注2)	平成25年度	平成26年度																								
ハクビシン	被害面積 (a)	25.95	13.7																								
	被害量 (kg)	2,194.4	796.4																								
	被害金額 (千円)	1,854.0	666.7																								
カモシカ	被害面積 (a)	2.25	－(注3)																								
	被害量 (kg)	264.4	0																								
	被害金額 (千円)	223.4	0																								

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

図表Ⅱ－１－⑧ 調査した８市町における農作物被害の地区別の把握及び地区別分析

県	市町村	農作物被害の地区別の把握	鳥獣捕獲	地区別分析の有無	今後、地区別分析を行う場合の市町村の意見等
宮城県	仙台市	農家からの報告、委託調査会社からの報告及び現地調査により、農作物被害を把握している。 被害面積、被害金額とも区役所、総合支所別に整理している。	イノシシの捕獲頭数は、月別、区役所、総合支所別に整理している。	×	現在収集している被害データを地区別に整理すれば、農作物被害の地区別の把握と地区別分析は可能である。
	白石市	農家組合長アンケート（平成26年度から）、農家からの報告及び現地調査により、農作物被害を把握している。	イノシシを捕獲したときは、有害捕獲調書（捕獲場所の記載あり）を作成し、毎月、宮城県大河原地方振興事務所宛て報告している。	×	現在収集している被害データを農家組合別に整理すれば、農作物被害の地区別の把握と地区別分析は可能と思われる。
	角田市	市単独事業である電気柵補助申請（被害状況を明記）、農業共済組合から提供を受けた市全体の共済関係の被害実績及び現地調査により、農作物被害を把握している。	イノシシを捕獲したときは、有害捕獲調書（捕獲場所の記載あり）を作成し、毎月、宮城県大河原地方振興事務所宛て報告している。	×	現在収集している被害データを地区別に整理すれば、農作物被害の地区別の把握と地区別分析は可能である。
	丸森町	農業共済組合への照会（町全体）及び農業振興に関するアンケート（農協農家正組合員2,368世帯全てにアンケートを送付し、917世帯から回答あり（回収率39%））の集計により、農作物被害を推計している。	イノシシを捕獲したときは、有害捕獲調書（捕獲場所の記載あり）を作成し、毎月、宮城県大河原地方振興事務所宛て報告している。 捕獲頭数は、月別・合併前の旧8町村別に整理している。	×	現在、農作物被害を地区別に把握しておらず、地区別分析も行っていない。
岩手県	大船渡市	農業委員選挙人名簿により、約1,200世帯を対象にアンケート（被害報告届）を送付し、回答に記載された獣種、被害面積及び被害金額を集計して（回答率は約50%）、農作物被害を把握している。 農作物被害については、平成25年度被害実績から、市内9地区ごと（26年度被害実績からは10地区）のデータ管理を開始している。	ニホンジカの捕獲状況は、平成25年度からハンターマップのメッシュ単位で、27年度からはより詳細（町丁目ごと）のデータ管理を開始したばかりである。	△	今後、地区別分析を行いたいとしている。
	遠野市	平成24年度に、20a以上の農地を持つ農家（3,916戸）を対象としたアンケート（回答率53.5%）により農作物被害を把握している。 平成25年度以降は、対象農家を700～800戸に絞った抽出アンケートを実施している（回答率約70%）。 平成26年度は、農家約800戸（各集落から4世帯抽出＋	ニホンジカの捕獲実績については、環境省の委託モデル事業を実施した平成24年度以降、狩猟捕獲メッシュ（5×5km）ごと（合計41メッシュ）地区別に整理しており、さらに、ニホンジカ捕獲応援隊の効果把握するため、各実施隊員ごとの捕	○	平成24～26年度にかけて、環境省の委託モデル事業（地域ぐるみの捕獲推進モデル事業）を活用して、ニホンジカの生息密度調査結果、捕獲実績を比較して分析している。 平成26年度には、緊急捕獲等計画の策

	<p>電気牧柵を設置した農家)を 対象とするアンケート(回答 率約 70%)により集計された 被害量を、平成 24 年度実績を 基に割り戻して、農作物被害 を推計している。</p> <p>農作物被害については、市 内 11 地区における被害状況 を分析しており、平成 24 年度 には定量的な分析(被害面積、 被害作物)を実施し、25 年度 以降は、農家の意識(目撃の 増減、被害の増減等)の変化 を把握し、捕獲実績等とも対 比して分析している。</p>	<p>獲場所、頭数等から、より 詳細な地区ごとの把握 を行っている。</p> <p>現在では、平成 24~26 年度にかけて、遠野市が 実施した糞塊密度調査結 果に基づく同市内におけ るシカの推計生息頭数 (最大で約 3,000 頭)、ニ ホンジカの自然増加率 (1.28 と仮定)を踏まえ、 年 22%以上を捕獲しな ければ、ニホンジカが減 少しないとのシミュレー ション分析まで実施して おり、直近の数年間、高 い捕獲圧をかけることに より、数年後からニホン ジカを急減させることを 意識して取組んでいる。</p>		<p>定と合わせて、被害防 止計画を改定(捕獲計 画頭数の変更)する時 点において、地域ぐる みでのわな捕獲の実 績が把握され始めた ことから、このときか ら、地区ごと(実施隊 員の活動地区ごと)の 捕獲実績の傾向を活 用するようになり、併 せて農作物被害の状 況、目撃情報の変化等 を勘案している。</p> <p>さらに、捕獲実績と 侵入防止柵の整備実 績について、地区別分 析を実施している。</p>
花 巻 市	<p>旧市町村ごとに、農家及び J Aからの聞き取り並びに現 地調査又は有害捕獲申請書に 添付される「被害状況調書」 により、農作物被害を集計し ている。</p> <p>農作物被害について、被害 が多い地区と対象作物の概況 を認識している程度であり、 データ整理等は行っていな い。</p>	<p>ニホンジカの捕獲状況 については、捕獲票の提 出状況等から、捕獲が多 い地区を把握している程 度である。</p> <p>地区別分析までは行っ ていないまま、捕獲頭数 等を決定している。</p>	×	<p>現在、農作物被害に ついてデータ整理等 を行っておらず、地区 別分析も行っていな い。</p>
奥 州 市	<p>次により、農作物被害を把 握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家等からの相談を、市農 林課及び生活環境課が共有 のフォルダーに記録。 集落代表者から、毎年、地 区ごとに開催する市政懇談 会の席上での発言(要望等) を活用しているほか、平成 26 年度は、集落代表者を対 象としたアンケートを実 施。 農協、農業共済組合、森林 組合、岩手県等に対して、 鳥獣被害に係る情報提供を 依頼。 <p>また、農作物被害について は、地区別に 1 件ずつデータ 管理している。</p>	<p>ニホンジカの捕獲頭数 は、市町村合併前の旧市 町村単位で整理してい る。岩手県南広域振興 局が作成した、奥州市内 におけるニホンジカの捕 獲実績及び目撃情報マッ プの提供を受けており、 これによって、地区ごと の傾向を把握している。</p>	×	<p>今後、地区別分析は 可能な状態にある。</p> <p>(ニホン ジカによる 農作物の 被害の頭 在化は平成 26 年度 から)</p>

(注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。

2 「地区別分析の有無」欄において、○は実施、△は今後実施予定、×は未実施を表す。

通 知	説明図表番号
<p>2 地区別分析の結果を活用した効果的な被害防止計画の作成等</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 被害防止計画の作成</p> <p>鳥獣被害防止特措法第4条第1項では、市町村は、その区域内で被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、被害防止基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができ、鳥獣被害防止特措法第13条第3項では、地方公共団体は、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切に生息数調査及び被害状況調査等の結果を活用しなければならないとされている。</p> <p>また、鳥獣被害防止特措法第4条第2項では、市町村が定める被害防止計画に記載する事項として、以下の9事項を定めている。</p> <p>① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針</p> <p>② 対象鳥獣の種類</p> <p>③ 被害防止計画の期間</p> <p>④ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項</p> <p>⑤ 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項</p> <p>⑥ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項</p> <p>⑦ 被害防止施策の実施体制に関する事項</p> <p>⑧ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項</p> <p>⑨ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項</p> <p>さらに、被害防止計画には、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）により、以下のことを記載することとされている。</p> <p>① 被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積等</p> <p>② 被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状</p> <p>③ ①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標</p>	<p>図表Ⅱ－2－①</p> <p>図表Ⅱ－2－②</p>

- ④ 対象鳥獣の捕獲計画として、近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に係る被害の発生時期、発生場所等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方、対象鳥獣の年度別捕獲計画数、わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等
- ⑤ 対象鳥獣による農地等への侵入を防止するための防護柵について、設置する柵の種類、設置規模等についての年度別整備計画
- ⑥ 侵入防止柵の適正な管理、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となるやぶの刈払い等里地里山の整備、犬等を活用した追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について、年度別取組内容

加えて、抜本的強化対策では、地域ぐるみによる鳥獣の捕獲等の確な実施を推進するなどとされている。

また、鳥獣による農作物被害を効果的に防止するためには、捕獲、侵入防止柵の整備、鳥獣を引き寄せない取組を被害防止計画に基づき地区ぐるみの総合的な対策として取り組むとともに、その取組結果を事業評価し、評価結果に基づく被害防止計画等の見直しを行うことが重要である。

(2) 被害防止計画の実施状況報告

鳥獣被害防止特措法第4条第10項では、市町村は、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告することとされている。

また、被害防止基本指針においても、被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要であるとされている。

(3) 被害防止計画の事業評価等

農林水産省の鳥獣被害防止総合支援事業又は鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を実施した事業実施主体（鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づき組織された協議会等）は、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の一部改正について」（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知、平成27年10月1日最終改正。以下「交付金実施要綱」という。）及び「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱の制定について」（平成25年2月26日付

け 24 生産第 2868 号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急捕獲等
交付金要綱」という。)等に基づき、以下のとおり、事業評価等を行
うこととされている。

(事業評価等の流れ)

- ① 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被
害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行
い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聞いた
上で、結果を都道府県に報告する。
- ② 都道府県は、事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検
評価し、その結果を9月末日までに地方農政局に報告するとともに、
当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行う。
- ③ 地方農政局は、事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応
じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、
都道府県等に対して必要に応じ指導を行う。
- ④ 事業実施主体は、事業評価の結果、被害防止計画に定められた
目標達成状況が低調(目標の達成率が70%未満)である場合は、
その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた
方策を記載した改善計画を作成し、都道府県に報告し、改善計
画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合
には、被害防止計画目標を見直す。
- ⑤ 都道府県は、改善計画の報告を受けた場合には、その内容を点
検評価し、地方農政局に報告し、地方農政局は、改善計画の報告
を受けた場合、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。

なお、平成 24 年 10 月の「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・
監視」の勧告を受けて、農林水産省は、事業実施地域の事業評価の
結果が、被害防止計画に定められた目標の見直し等に反映されるよ
う、平成 25 年度の交付金実施要綱等の通知と併せて、「鳥獣被害防
止総合対策の指導の徹底について」(平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生
産第 755 号生産局農産部農業環境対策課長通知)を発出し、被害防
止対策の実施状況や目標達成状況について点検を行うよう、地方農
政局等を通じて都道府県に周知している。

【調査結果】

(1) 被害防止計画の作成等

ア 被害防止計画における農作物被害軽減目標の設定

被害防止基本指針において、被害防止計画には、被害を及ぼして
いる鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害面

積、被害の発生時期及び発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状を踏まえて、最終年度における被害面積及び被害金額の被害軽減目標を定めることとされている。被害軽減目標はその達成状況に照らして被害防止対策の有効性等を検証するために重要であることから、適切な目標値を設定する必要がある。

このため、地区別分析を行い、その上で、適切な軽減目標値を設定することが重要である。

しかし、今回、調査した8市町における直近の被害防止計画の作成状況をみると、以下のとおり、全ての市町において、地区別分析に基づく被害軽減目標の設定が行われていない状況がみられた。

- ① 目標の設定に際し、交付金の配分ポイント加算(注)を目的に、被害軽減目標を一律30%減に設定しているもの(4市)
- ② 設定された目標数値の積算根拠が不明確なもの(4市町)

(注)「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平成20年3月31日付け19生産第9427号、農林水産省生産局長通知。最終改正:平成27年4月9日)において、被害防止計画で以下の被害軽減目標を設定した場合、交付金の配分を増やすポイントが加算されることとなっている。

- (i) 被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合、5ポイント
- (ii) 被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合、3ポイント
- (iii) 被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合、1ポイント

適切な被害軽減目標の設定が行われていない要因としては、宮城県及び岩手県が市町村等から照会を受けた際に、被害防止計画における被害軽減目標について、地区別分析を活用して設定されるよう、助言していないことによる。

イ 被害防止計画の作成

抜本的強化対策において、地域ぐるみによる鳥獣の捕獲等の確かな実施を推進することが求められていることから、市町村が被害防止計画において、対象鳥獣の捕獲等に関する事項(鳥獣捕獲計画)を作成するに際しては、より効果的・効率的な捕獲を行うために、地区別分析を行い実効性のある被害防止計画を作成することが重要である。

しかし、今回、調査した8市町の被害防止計画における捕獲計画数及び設定の考え方をみると、以下のとおり、7市町において、直近の捕獲実績及び農作物被害を総合的に勘案する等定性的、かつ、

図表Ⅱ-2-③

図表Ⅱ-2-④

捕獲計画数は計画期間において毎年おおむね同一となっており、地区別の捕獲計画数を示していない等、地区別分析の結果を活用した設定となっていない。

- ① 農作物被害を地区別に把握しておらず、地区別分析を行わずに被害防止計画（鳥獣捕獲計画）を策定しているもの（2市町）
- ② 農作物被害については発生場所を把握しているが、地区別分析を行わずに被害防止計画（鳥獣捕獲計画）を策定しているもの（5市）

調査した8市町のうち7市町において、地区別分析の結果を活用した被害防止計画（鳥獣捕獲計画等）が作成されていない要因としては、市町村が分析できるノウハウを持ち合わせていないことにある。

(2) 被害防止計画の実施状況報告

鳥獣被害防止特措法第4条第10項の規定に基づく被害防止計画の実施状況の報告について、岩手県は県内の対象市町村全てから報告を受けているが、宮城県は県内の対象市町村全てから少なくとも平成25年度以降報告を受けていない。

(3) 被害防止計画の事業評価等

鳥獣被害防止総合支援事業等を実施した事業実施主体は、被害防止計画の期間終了時に、事業評価を的確に行い、その結果を次期の被害防止計画等に反映していくことが重要である。

しかし、今回、調査した8市町内の事業実施主体（協議会）による被害防止計画の事業評価等の実施状況をみると、以下のとおり、励行されていない状況がみられた。

- ① 8市町は全て平成24年度から26年度の間には被害防止計画の最終年度を迎えているが、このうち、協議会が報告期限内に事業評価を県に報告していないもの（2協議会）
- ② 5市町では被害防止計画の被害軽減目標について達成率70%を下回っているが、このうち、改善計画を未作成のもの（3協議会）
- ③ 2協議会では改善計画を作成しているが、改善計画実施期間内に、被害防止計画目標の達成率が70%に達していないにもかかわらず、目標達成状況を踏まえて被害防止計画目標を見直していないもの（2協議会）

図表Ⅱ-2-⑤

図表Ⅱ-2-⑥

図表Ⅱ-2-⑦

事業実施主体（協議会）が被害防止計画の事業評価等を励行していない要因としては、東北農政局が、年度初めに事業評価の励行に

ついて、県を通じて、指導しているとしているものの、その指導内容が事業実施主体まで浸透していないことによる。

【所見】

したがって、東北農政局は、鳥獣による農作物被害に対する被害防止対策を効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 県を通じて市町村に対し、被害防止計画を作成する際、可能な限り地区別分析を行い、積算根拠を明確にした上で、被害軽減目標を設定するよう助言すること。その際、地区別分析を行っている事例を収集し、情報提供すること。
- ② 県を通じて市町村に対し、可能な限り地区別分析の結果を活用して被害防止計画を作成するよう助言すること。その際、地区別分析の結果の活用方法等について情報提供すること。
- ③ 県が市町村から被害防止計画の実施状況報告を徴収していない場合、県に対し、市町村における被害防止対策に対する指導を的確に行うため及び第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てるため、被害防止計画の実施状況報告を徴収するよう助言すること。
- ④ 事業実施主体（協議会等）において、以下のことが的確に行われるよう、県に対し指導すること。
 - (i) 事業評価を適切に行い、その結果を期限内に報告すること。
 - (ii) 被害防止計画に定められた被害軽減目標の達成率が70%未満となっている場合、改善計画を報告すること。
 - (iii) 改善計画実施期間内に、被害防止計画目標の達成率が70%に達していない場合、被害防止計画目標を見直すこと。

図表Ⅱ－２－① 鳥獣被害防止特措法（抜粋）

（被害防止計画）

- 第4条** 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。
- 2** 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第2条第7項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第8条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - 五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3** 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第6条第1項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
- 4** 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。））が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。
- 5** 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 6** 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 7** 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第5項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 8** 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

- 9 第5項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第5項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第7項中「同項後段」とあるのは「第9項において読み替えて準用する第5項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。
- 10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査)

- 第13条** 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、前2項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

図表Ⅱ－２－② 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成 20 年 2 月 21 日付け 19 生産第 8422 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

被害防止計画の作成に当たっての留意事項について

1 記入に当たっての留意事項

被害防止計画の作成に当たっては、次に掲げる内容について記入するものとする。

なお、別記様式第 1 号の 3 から 8 までに係る事項については、必ずしも全ての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村（以下「当該市町村」という。）が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。

(1) 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等

① 対象鳥獣

当該市町村の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種（以下「対象鳥獣」という。）を記入する。なお、対象鳥獣については複数の種類を記入できる。

② 計画期間

計画期間は 3 年程度とする。なお、この場合の年単位は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

③ 対象地域

対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状

当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。以下同じ。）等を記入する。

② 被害の傾向

被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める。

③ 被害の軽減目標

①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標を記入する。この場合、複数の指標に係る目標を設定しても差し支えない。

④ 従来講じてきた被害防止対策

当該市町村において、直近 3 ヶ年程度に講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入等の捕獲に関する取組、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動の実施、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等の被害防止対策について記入した上で、今後、被害防止対策を図る上で取り組むべき課題について記入する。

⑤ 今後の取組方針

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、③で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。その際、必要に応じて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受け、取組の難易等について関係者全体で検討の上、地域として取り組む事項について、優先順位を明確にすることが望ましい。

(3) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

- ① 対象鳥獣の捕獲体制 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命の状況、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制等を記入する。また、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- ② その他捕獲体制に関する取組 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成、確保等についての年度別取組内容について記入する。

図表Ⅱ－２－③

調査した８市町の被害防止計画における被害軽減目標

市町村	計画期間	作成又は変更	対象鳥獣	区分	被害の現状値	被害軽減目標		被害軽減目標設定の考え方 (市町担当課の説明)
							被害防止計画における軽減目標に関する記載	
仙台市	平成24～26年度	平成23年度作成	イノシシ、ニホンザル	被害面積 (ha)	7.71	5.39 (30%減)	目標値は現状値の70%	イノシシによる被害が増加している現状を考慮し、毎年、10%程度の減少を目標として、3か年で30%減とした。
				被害金額 (万円)	717 (平23)	501 (30%減) (平26)		
白石市	平成26～28年度	平成25年度作成	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カラス、カルガモ	被害面積 (ha)	12.37	10.08 (19%減)	/	被害軽減目標の設定の考え方は明確でないが、前期の結果を踏まえて今期の目標を設定したと思われる。
				被害金額 (万円)	825.4 (平24)	671.5 (19%減) (平28)		
	平成26年度変更	同上	被害面積 (ha)	12.37	10.08 (19%減)	(白石市が平成26年度に行った被害防止計画の変更は、捕獲計画に関するもので、被害軽減目標は変更していない。)		
			被害金額 (万円)	825.4 (平24)	671.5 (19%減) (平28)			
角田市	平成25～27年度	平成25年度作成	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カルガモ	被害面積 (ha)	21.14	14.92 (29%減)	現状値の3割減を目標値として設定	当初、被害軽減目標は、鳥獣被害防止総合対策交付金の交付率も鑑み、30%軽減を見込んで作成した。その後、ニホンザルの活動域が変わったことやイノシシの被害の現況を踏まえ、おおよそ、この程度の被害軽減を実現したいという考えで設定した。
				被害金額 (万円)	1,009.4 (平24)	706.6 (30%減) (平27)		
	平成26年度	平成26年度変更	同上	被害面積 (ha)	15.45	10.8 (30%減)	同上	同上
				被害金額 (万円)	1,607.7 (平26)	1,125.3 (30%減) (平27)		
丸森町	平成27～29年度	平成26年度作成	イノシシ、ニホンザル	被害面積 (ha)	15.88	14.50 (9%減)	/	現状値は前年の被害面積、被害金額の実績としたうえで、3年後の目標値はそれより10%減少させる目標とした。
				被害金額 (万円)	478.2 (平25)	430.0 (10%減) (平29)		
大船渡市	平成26～28年度	平成25年度	ニホンジカ、カモシカほか(注2)	被害面積 (ha)	58.64	41.03 (30%減)	/	交付金の配分ポイント加算を得るために、被害軽減目標を30%減に設定した。
				被害金額 (万円)	6,683.7 (平24)	4,709.7 (30%減) (平28)		

遠野市	平成26～28年度	平成25年度	ニホンジカ、ツキノワグマ	被害面積 (ha)	652	456.4 (30%減)		<p>一度、激増したニホンジカの生息頭数を減らすためには、中長期的に、高い捕獲圧をかけ続ける必要があり、3年程度では、減少傾向が現れない。</p> <p>また、侵入防止柵も、次期計画以降まで設置を続け、つながることで、真の効果を発揮する計画であり、計画期間内では、十分な効果は発現しない。</p> <p>このため、前期計画の途中から強化した取組を継続する上で、交付金の配分ポイントの加算を得ることが必要であったことから、被害軽減目標を30%減に設定した。</p>
				被害金額 (万円)	14,950 (平24)	10,465 (30%減) (平28)		
花巻市	平成24～26年度	平成23年度	ニホンジカほか (注3)	被害面積 (ha)	637.5	510 (20%減)		現実的に、達成可能と思われる妥当な値として、20%減の値を設定しているが、具体的な根拠はない。
				被害金額 (万円)	2,240 (平23)	1,792 (20%減) (平26)		
奥州市	平成27～29年度	平成26年度	ニホンジカほか (注4)	被害面積 (ha)	24.17	12.1 (50%減)		ニホンジカによる被害が大きい果樹園への侵入防止柵の整備が今後進むことから、被害軽減の効果を期待し、目標値を50%減として設定している。
				被害金額 (万円)	299 (平25)	136.2 (54%減) (平29)		

(注) 1 本表は、調査した8市町的全獣種について、8市町の資料並びに当局及び岩手事務所の調査結果に基づき、作成した。

- 2 大船渡市の対象鳥獣は、ニホンジカ、ハクビシン、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ノウサギ、ニューナイスズメ・スズメ、ハシボソカラス・ハシブトカラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ及びイノシシである。
- 3 花巻市の対象鳥獣は、カラス、カワウ、マガモ、スズメ、ゴイサギ、ウソ、ヒヨドリ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、イタチ、サル、ニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシである。
- 4 奥州市の対象鳥獣は、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ、カルガモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ゴイサギ、カワウ、キツネ、タヌキ及びイノシシである。

図表Ⅱ－２－④ 調査した８市町の被害防止計画における鳥獣捕獲計画設定の考え方等

市町村	計画期間	作成又は変更	捕獲計画数			捕獲計画数等の設定の考え方 (被害防止計画における記載等)	農作物被害の地区別の把握と地区別分析の捕獲計画に対する活用
			1年目	2年目	3年目		
仙台市	平成24～26年度	平成23年度作成	(平24) 農地に出没するイノシシを可能な限り捕獲	(平25) 農地に出没するイノシシを可能な限り捕獲	(平26) 農地に出没するイノシシを可能な限り捕獲	イノシシについては、捕獲数及び被害地域が拡大していることを踏まえ、引き続き捕獲を強化していく。	現在は被害面積、被害金額とも区役所、総合支所別に整理しているが、地区別分析及び捕獲計画に対する活用は行っていない。
	平成27～29年度	平成26年度作成	(平27) 500頭	(平28) 500頭	(平29) 500頭	近年、農業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備し、捕獲活動を強化した捕獲計画数等を設定する。	同上
白石市	平成26～28年度	平成25年度作成	(平26) 900頭	(平27) 900頭	(平28) 900頭	直近3か年の捕獲実績及び対象鳥獣による農林作物及び生活環境被害の拡大傾向等を総合的に勘案し、生態系に影響を及ぼさない程度に設定する。	現在は地区別分析を行っておらず(現在収集している被害データを農家組合別に整理すれば、地区別分析は可能と思われる)、捕獲計画に対する活用は行っていない。
	平成26年度変更	平成26年度変更	(平26) 900頭	(平27) 900頭	(平28) 900頭	同上	同上
角田市	平成25～27年度	平成25年度作成	(平25) 500頭	(平26) 500頭	(平27) 500頭	例年、駆除隊により200頭以上のイノシシを捕獲しているが、近年、一般狩猟者数が激減しており角田市内全域の年間捕獲数が200頭程減ってきている。このことを鑑み、個体数調整による対応を強化することとし、イノシシの捕獲数を設定している。	現在は地区別分析を行っておらず(現在収集している被害データを地区別に整理すれば、地区別分析は実施可能である)、捕獲計画に対する活用は行っていない。
	平成26年度変更	平成26年度変更	(平25) 1,000頭(改定後)	(平26) 1,000頭	(平27) 1,000頭	平成25年度に、仙南地区におけるイノシシが激増し、角田市でも24年度の3倍近い捕獲がなされた(25年度捕獲実績896頭)。26年度についても平成25年度並の捕獲が見込まれており、今後狩猟者数の拡大や捕獲機材の整備を進めるため、年間1,000頭の捕獲計画とする。	同上
丸森町	平成27～29年	平成26年度作成	(平27) 2,000頭	(平28) 2,000頭	(平29) 2,000頭	イノシシについては、宮城県イノシシ保護管理計画に基づき、毎年度策定する市町村事業実施計画に基づき捕獲する。	農作物被害を地区別に把握しておらず、地区別分析及び捕獲計画に対する活用は行っていない。

大船渡市	平成26～28年度	平成25年度作成	(平26) 1,354頭	(平27) 1,500頭	(平28) 1,500頭	ニホンジカについては、五葉山地域における推定生息頭数が7,400～11,000頭と、増加傾向を示していることから、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保する必要があることから、前年度の捕獲実績や農林業被害状況調査等を踏まえたうえで、岩手県の第11次鳥獣保護事業計画に基づいた捕獲計画数を設定する。	ニホンジカによる農作物被害については、以前から地区ごとにデータによる管理をしており、平成25年度被害実績から、管理する情報を増やして詳細な把握が可能となっている。また、把握する地区についても、平成26年度被害実績からは、これまでの市内9地区ごとから1地区追加(10地区ごと)している。また、捕獲については、平成27年度からデータ管理を開始しているが、現在は地区別分析を行っておらず(今後、地区別分析を行いたいとしている)、捕獲計画に対する活用は行っていない。
遠野市	平成26～28年度	平成25年度作成	(平26) 1,000頭 (改定後)	(平27) 1,000頭	(平28) 1,000頭	岩手県の第11次鳥獣保護事業計画とこれまでの有害捕獲実績に基づいて捕獲計画数を設定する。 (注) 捕獲計画数は、平成24～26年度にかけて、遠野市が実施した糞塊密度調査結果に基づく遠野市内におけるニホンジカの推計生息頭数(最大で約3,000頭)及び自然増加率(1.28と仮定)を踏まえ、年22%以上を捕獲しなければ、ニホンジカが減少しないとのシミュレーション分析に基づき、直近の数年間、高い捕獲圧をかけることにより、数年後からシカを急減させることを意識して設定している。	平成24～26年度にかけて、環境省の委託モデル事業(地域ぐるみの捕獲推進モデル事業)を活用して、ニホンジカの生息密度調査結果と捕獲実績を比較して分析している。 また、平成24年度に市内11地区における被害面積等を把握。25年度以降は、各地区において、目撃及び被害状況等について、アンケートを実施している。 これにより、ニホンジカの生息状況、捕獲実績及び被害状況の推移を地区別分析している。
花巻市	平成24～26年度	平成23年度作成	(平24) 100頭	(平25) 100頭	(平26) 500頭 (改定後)	岩手県鳥獣保護事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。 ニホンジカについては、増加が著しいので、積極的に捕獲し、被害軽減を図る。	捕獲実績、被害状況のいずれもおおまかな把握にとどまっており、地区別分析及び捕獲計画に対する活用は行っていない。
奥州市	平成27～29年度	平成26年度作成	(平27) 上限なし	(平28) 上限なし	(平29) 上限なし	ニホンジカについては、生息域拡大防止の観点から積極的に捕獲する。 (注) 捕獲計画数は、鳥獣被害対策実施隊の母体である地区猟友会(江刺、胆沢)、岩手県南地域振興局及び奥州市の三者で協議して決定している。	平成26年度から急激に被害が顕在化した経緯があり、岩手県鳥獣保護区等位置図(メッシュマップ)により捕獲頭数を整理しているが、データ量が少ないため地区別分析は行っておらず(現在収集しているデータの蓄積が進めば、地区別分析は実施可能である)、捕獲計画に対する活用は行っていない。

- (注) 1 本表は、調査した8市町の資料並びに当局及び岩手事務所の調査結果による。
 2 宮城県内で調査した4市町はイノシシ、岩手県内で調査した4市はニホンジカについて記載した。
 3 遠野市及び奥州市の「捕獲計画数等の設定の考え方」欄の(注)は、市担当課からの聴取結果を記載した。

図表Ⅱ-2-⑤ 調査した8市町における事業実施主体による事業評価の期限内報告状況

協議会	被害防止計画の期間	事業評価の報告期限	期限内報告の有無	備考
A協議会	平成21～23年度	平成24年9月末	○	
	平成24～26年度	平成27年9月末	×	平成27年11月27日に事業評価を県に報告
B協議会	平成23～25年度	平成26年9月末	○	
	平成26～28年度	平成29年9月末	—	
C協議会	平成22～24年度	平成25年9月末	○	
	平成25～27年度	平成28年9月末	—	
D協議会	平成24～26年度	平成27年9月末	×	平成27年10月14日に事業評価を県に報告
E協議会	平成20～22年度	平成23年9月末	×	震災の影響により、報告期限より1年遅れて平成24年度に事業評価を県に報告
	平成23～25年度	平成25年9月末	○	
	平成26～28年度	平成29年9月末	—	
F協議会	平成20～22年度	平成23年9月末	×	震災の影響により、報告期限より1年遅れて平成24年度に事業評価を県に報告
	平成23～25年度	平成25年9月末	○	
	平成26～28年度	平成29年9月末	—	
G協議会	平成24～26年度	平成27年9月末	○	
H協議会	平成20～25年度	平成26年9月末	○	
	平成26～28年度	—	—	

(注) 本表は、調査した8市町において被害防止計画の最終年度を迎えた協議会の事業評価等に基づき、当局が作成した。

図表Ⅱ－２－⑥ 調査した８市町における事業実施主体による改善計画の作成状況等

協議会	被害防止計画の期間	対象鳥獣	区分	被害軽減目標の達成率(%)	事業評価の報告期限	改善計画の作成の有無	備考
A協議会	平成 21～23 年度	イノシシ、ニホンザル	被害面積	-112.7	平成 24 年 9 月末	○	平成 24 年度に改善計画を県へ報告
			被害金額	-188.5			
	平成 24～26 年度	同 上	被害面積	32.3	平成 27 年 9 月末	×	
			被害金額	-43.3			
B協議会	平成 23～25 年度	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カラス、カルガモ	被害面積	-7,853	平成 26 年 9 月末	×	
			被害金額	-6,774			
	平成 26～28 年度	同 上	被害面積	—	平成 29 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			
C協議会	平成 22～24 年度	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カルガモ	被害面積	-28.0	平成 25 年 9 月末	—	被害金額が目標におおむね達しているため、改善計画は不要
			被害金額	99.1			
	平成 25～27 年度	同 上	被害面積	—	平成 28 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			
D協議会	平成 24～26 年度	イノシシ、ニホンザル	被害面積	-546.2	平成 27 年 9 月末	×	
			被害金額	-51.5			
	平成 27～29 年度	同 上	被害面積	—	平成 30 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			
E協議会	平成 23～25 年度	ニホンジカ、カモシカほか	被害面積	95.0	平成 26 年 9 月末	—	被害面積が目標におおむね達しているため、改善計画は不要
			被害金額	36.9			
	平成 26～28 年度	ニホンジカ、カモシカほか	被害面積	—	平成 29 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			
F協議会	平成 23～25 年度	ニホンジカ	被害面積	-159.9	平成 26 年 9 月末	○	平成 26 年度に改善計画を県へ報告
			被害金額	-175.1			
	平成 26～28 年度	ニホンジカ、ツキノワグマ	被害面積	—	平成 29 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			
G協議会	平成 24～26 年度	ニホンジカほか	被害面積	468.2	平成 27 年 9 月末	○	改善計画は不要であるが、平成 27 年度に県へ報告
			被害金額	-1,045.2			
H協議会	平成 24～26 年度	ニホンジカほか	被害面積	-393.8	平成 27 年 9 月末	○	平成 27 年度に改善計画を県へ報告
			被害金額	-469.2			
	平成 27～29 年度	ニホンジカほか	被害面積	—	平成 30 年 9 月末	—	—
			被害金額	—			

(注) 1 本表は、調査した 8 市町の全獣種について、東北農政局の資料及び当局並びに岩手事務所の調査結果に基づき作成した。

2 A協議会、B協議会及びD協議会は、平成 28 年 2 月末時点で、改善計画を作成していない。

図表Ⅱ－２－⑦ 改善計画を作成した２市における事業実施主体による被害軽減目標の達成状況及び次期被害防止計画の見直し状況

協議会	計画期間	対象鳥獣	区分	基準値	目標値	目標年度	改善計画実施期間			次期の被害防止計画の目標値	被害軽減目標の達成状況及び次期被害防止計画の見直し状況
							1年目	2年目	3年目		
						実績値 (目標達成率 (%))	実績値 (目標達成率 (%))	実績値 (目標達成率 (%))	実績値 (目標達成率 (%))		
A協議会	平成21～23年度	イノシシ、ニホンザル	被害面積 (ha)	6.29 (平20)	5.03 (平23)	7.71 (-112.7) (平23)	7.84 (-123.0) (平24)	12.8 (-516.7) (平25)	6.96 (-53.2) (平26)	5.39 (平26)	前期の被害防止計画(平成21～23年度)について目標年度の翌年度(平成24年度)も被害軽減目標(20%減)を達成していないにもかかわらず、次期の被害防止計画(平成24～26年度)の被害軽減目標を30%減へ上方設定しており、過去の目標達成状況を踏まえた見直しが行われていない。
			被害金額 (万円)	521 (平20)	417 (平23)	717 (-188.5) (平23)	560.9 (-38.4) (平24)	1,112.9 (-569.1) (平25)	810.5 (-278.4) (平26)	501 (平26)	
F協議会	平成23～25年度	ニホンジカほか	被害面積 (ha)	456 (平22)	319 (平25)	675 (-159.9) (平25)	536.7 (-58.9) (平26)	— (平27)	— (平28)	456.4 (平28)	目標年度の翌年度(平成26年度)も被害軽減目標を達成していないが、前期の被害防止計画(平成23～25年度)、次期の被害防止計画(平成26～28年度)とも、被害軽減目標を30%減としたまま見直しが行われていない。
			被害金額 (万円)	10,050 (平22)	7,035 (平25)	15,329 (-175.1) (平25)	13,069 (-100.1) (平26)	— (平27)	— (平28)	10,465 (平28)	

(注) 本表は、改善計画を作成した２市について、当局及び岩手事務所の調査結果に基づき作成した。

通 知	説明図表番号
<p>3 鳥獣被害防止対策の的確な実施</p> <p>(1) 鳥獣の捕獲機材の管理運営等</p> <p>【制度の概要】</p> <p>被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p>農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠であり、市町村が策定する被害防止計画においても対象鳥獣の捕獲等に関する事項を定めることとされている。</p> <p>捕獲に関して、農林水産省は、鳥獣被害防止総合支援事業として、事業実施主体（鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づき組織された協議会等）に対し、箱わな・くくりわな等の捕獲機材の購入費、捕獲活動費に対する交付金を支給している。</p> <p>鳥獣被害防止総合支援事業により購入した箱わな・くくりわな等の捕獲機材については、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」（平成20年3月31日付け19生産9424号農林水産省生産局長通知、平成27年10月1日最終改正。以下「交付金実施要領」という。）において、事業実施主体は、本事業により整備した施設等（捕獲機材）について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図ることで適正に管理運営するものとされている。</p> <p>このため、交付金実施要領では、地方農政局長及び都道府県知事は、当該事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努め、また、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとされている。</p> <p>また、抜本的強化対策では、市町村による捕獲（有害捕獲）の強化として、鳥獣被害防止特措法により市町村が定める被害防止計画に基づき、地域ぐるみによる鳥獣の捕獲等の的確な実施を推進することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 鳥獣の捕獲体制等</p> <p>調査した8市町のうち、宮城県内4市町では、主に猟友会の構成員で組織する捕獲隊又は鳥獣被害防止特措法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊（注）がイノシシの捕獲を実施し、岩手県内4市では、主に猟友会の構成員</p>	<p>図表Ⅱ-3-(1)-①</p> <p>図表Ⅱ-3-(1)-②</p>

で組織する鳥獣被害対策実施隊がニホンジカの捕獲を実施している。

(注) 市町村において、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲、防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織で、市町村が設置できるとされている。

実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続が必要である。

調査した 8 市町のイノシシ又はニホンジカの捕獲実績をみると、宮城県内の 4 市町のイノシシ捕獲実績は、おおむね増加傾向にあり、最も多い市町では約 1,200 頭（平成 25 年度）に達しており、岩手県内の 4 市のニホンジカ捕獲実績も、おおむね増加傾向にあり、最も多い市町では約 1,350 頭（平成 26 年度）に達している。

また、調査した宮城県及び岩手県のうち、宮城県では、第二期宮城県イノシシ管理計画に基づき、生息域の広域化を未然に防ぐ観点から、まだ生息密度が低い段階にある県北部において捕獲を実施し、平成 24 年度以降、各年度において 1 頭から 24 頭を捕獲しており、また、岩手県では、24 年度以降、ニホンジカの捕獲を始め、26 年度には約 4,200 頭を捕獲している。

図表Ⅱ-3-(1)-③

図表Ⅱ-3-(1)-④

イ 捕獲機材の管理運営

調査した 8 市町のうち、7 市では、鳥獣被害防止特措法第 4 条の 2 に基づき設置された協議会(注)が事業実施主体として鳥獣被害防止総合支援事業により、捕獲機材を購入・設置している。国の交付金で購入した捕獲機材については、交付金実施要領に基づき、適正に管理運営等を行うことが重要である。

(注) 市町村、農業者団体等で組織される農作物被害防止のための合議体組織で、(i) 被害防止計画の策定への関与、(ii) 地域の取組の合意形成、(iii) 基本的な被害防止の取組等を行う。

今回、鳥獣被害防止総合支援事業により平成 24 年度から 26 年度の間に捕獲機材を購入した 7 市の 7 協議会における捕獲機材の管理運営等の状況をみると、以下のとおり、その管理運営が適正に行われていないものや利用が低調なものがみられた。

- ① 6 協議会では、協議会が購入した捕獲機材については、貸出先の鳥獣被害対策実施隊等を貸出簿で把握する等貸出先を把握しているが、捕獲実績まで把握していないもの（3 協議会）
- ② 購入したくくりわなについて、ニホンジカの捕獲を実施する実施隊員へ貸与せず、鳥獣被害対策推進員（市非常勤職員のハンター：1 人）がその一部のみを捕獲に使用しているもの（1 協議会）
- ③ 囲いわなや誘導式柵わなの使用方法についての研修が行われていないため捕獲実績が低調となっているもの（2 協議会）

これら適正な管理運営等が行われていない要因としては、宮城県及び岩

図表Ⅱ-3-(1)-⑤

手県が事業実施主体における管理運営状況等を把握し、指導を行っていないことによる。

ウ 地区ぐるみによる捕獲の実施

全国的に狩猟免許所持者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少、高齢化が進展しているとされている(注)。

こうした状況に対処するため、狩猟免許等に係る手続の負担軽減等の取組を推進するとともに、鳥獣被害防止特措法第9条の規定に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を促進することのほか、狩猟免許を所持していない農家等を含めた地区ぐるみによる鳥獣捕獲等を実施することが重要である。

(注) 調査した宮城県及び岩手県においても、平成元年度と比較して、25年度には、宮城県の狩猟免許所持者数が2,451人(元年度の狩猟免許所持者数の45.6%)、岩手県の狩猟免許所持者数が2,590人(元年度の狩猟免許所持者数の48.1%)と大幅に減少しているほか、狩猟免許所持者に占める60歳以上の者の割合は、宮城県が72.4%(元年度の割合は20.9%)、岩手県が65.3%(元年度の割合は16.9%)と大幅に上昇している。

今回、調査した8市町における地区ぐるみによる鳥獣捕獲の実施状況を見ると、以下のとおり、2市において、その取組が行われ、このうち1市では捕獲増加につなげているものがみられた。

- ① 捕獲機材の管理運営について、環境省のモデル事業を活用して、狩猟免許を持っていない農家を独自に「ニホンジカ捕獲応援隊」に任命し、狩猟免許所持者の監督下で、自らの敷地内に設置されたくくりわなの管理、わなの見回り等を担当してもらうことにより、地区ぐるみで捕獲体制を構築した結果、大幅に捕獲頭数を増やすことに成功しているもの(1市)
- ② 捕獲機材の管理運営について、平成26年度から、狩猟免許を有しない者が、講習会の受講後、イノシシ捕獲従事者の中の狩猟免許所持者の指導・監督の下、地区内の箱わなの見回りや餌やり等の捕獲活動の補助作業を行うこととしており、27年3月から実施している地区では、11名(うち1名は市有害鳥獣捕獲隊員)が従事し、箱わなを4か所設置し、見回りを実施しているもの(1市)

【所見】

したがって、東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 県に対して、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して購入した捕獲機材の管理運営について、交付金実施要領に従い適正に行うよう、事業実施主体における管理運営状況を把握した上で、必要な指導を行うことについて助言すること。
- ② 県に対して、事業実施主体の利用が低調となっている捕獲機材について

図表Ⅱ-3-(1)-⑥

図表Ⅱ-3-(1)-⑦

<p>は、捕獲効果を高めるための研修の実施に関して指導を行うことについて助言すること。</p> <p>③ 県を通じて市町村に対し、捕獲効果の向上に資するため、地区ぐるみで捕獲の成果を上げている事例について情報提供すること。</p>	
---	--

図表Ⅱ－３－(1)－① 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、最終改正平成27年10月1日)〈抜粋〉

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第4 事業の実施等の手続

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体 ((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体) に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

図表Ⅱ－３－(1)－② 調査した８市町における鳥獣の捕獲体制等

県名	市町名	鳥獣の捕獲体制	捕獲場所の把握
宮城県	仙台市	イノシシ及びその他鳥獣の有害捕獲は、県猟友会仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部及び仙台泉支部に所属する者のうち、各支部長から推薦され、県仙台地方振興事務所長に承認された者で構成する仙台市内の有害鳥獣捕獲隊（構成員（平成27年度）85名）が実施	区役所、総合支所ごとに捕獲場所を把握
	白石市	イノシシ及びその他鳥獣の捕獲は、県大河原地方振興事務所長が認める県の有害捕獲隊員（県猟友会刈田支部のうち、経験年数等の要件を満たした会員で猟友会刈田支部長より推薦のあった者）のうち、白石市在住の者で構成する「白石市鳥獣被害対策実施隊」（構成員（平成27年度）46名）が実施	環境省が定めた狩猟捕獲メッシュ（5km×5km、13メッシュ）ごとに捕獲場所を把握
	角田市	イノシシ及びその他鳥獣（ニホンザルを除く。）の捕獲は、県大河原地方振興事務所長が認める県の捕獲隊員（県猟友会伊具支部のうち、経験年数等の要件を満たした会員で猟友会伊具支部長より推薦のあった者）のうち、角田市在住の者で構成する「角田市有害鳥獣駆除隊員連絡協議会（駆除隊）」（構成員（平成27年度）61名）が実施。 また、ニホンザルの捕獲は、上記駆除隊員連絡協議会構成員のうち第1種狩猟免許を持つ者及び市職員で構成している「角田市鳥獣被害対策実施隊」（構成員（平成26年度）24名（駆除隊員23名、市職員1名））が実施	環境省が定めた狩猟捕獲メッシュ（5km×5km、10メッシュ）ごとに捕獲場所を把握 イノシシの生息推定地域を色塗りし、狩猟捕獲メッシュごとに平成24～26年度の捕獲実績を記載している地図を作成
	丸森町	イノシシ及びニホンザルの捕獲は、県猟友会伊具支部に所属し、年度ごとに県猟友会及び伊具支部が行う駆除隊員研修を受講している等の者で構成する「丸森町有害鳥獣駆除隊」（構成員（平成27年度）68名）が実施 また、駆除隊に所属する者のうちの7名で構成する「丸森町鳥獣被害対策実施隊」が、ニホンザルの捕獲及び追払いを実施	環境省が定めた狩猟捕獲メッシュ（5km×5km、17メッシュ）ごとに捕獲場所を把握
岩手県	大船渡市	ニホンジカの捕獲は、大船渡猟友会会員（58人）で構成された鳥獣被害対策実施隊員（構成員（平成27年度）58名（うち、市職員2名、森林管理署職員1名））が実施 また、通常の実施隊員と別に、鳥獣被害対策推進員（市非常勤職員のハンターで、	「岩手県鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」で定められたメッシュごとに捕獲場所を把握

	実施隊員も兼務) を1名採用し、市直営の捕獲(実証捕獲)を担当	
遠野市	ニホンジカの捕獲は、遠野猟友会会員(76人)で構成された鳥獣被害対策実施隊員(構成員(平成27年度)76人)が実施 また、平成25年度に、地域農家を「ニホンジカ捕獲応援隊員」(構成員125人(平成27年10月現在))に任命し、当該農家の敷地内(農地等)に実施隊員が設置したくくりわなの管理(再設置、鳥獣がわなに掛かった際の連絡等)を実施	「岩手県鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」で定められたメッシュごとに捕獲場所を把握
花巻市	花巻猟友会とNPO法人花巻猟友会の2団体の会員が鳥獣被害対策実施隊員(構成員(平成27年度)109人。うち、ニホンジカの捕獲従事者は64人)として任命されている。カラス以外の鳥獣(ニホンジカを含む)の捕獲は花巻猟友会が担い、NPO法人花巻猟友会はカラスの捕獲と役割分担がされている。 なお、漁協職員5人が実施隊員として、カワウを捕獲	合併前の旧4市町の地区ごとに捕獲場所を把握
奥州市	江刺猟友会及び胆沢猟友会の会員(計158人)が鳥獣被害対策実施隊員として任命されている。猟友会の担当地区はあるものの、ニホンジカの生息地域が市の東側(江刺猟友会の地区)に集中していることから、両猟友会が協力して捕獲 また、農協職員(3人)が、狩猟免許を所持し、実施隊員(実施隊員158人(平成27年10月現在)のうち、農協職員3人)となっており、捕獲に加えて、営農指導時に、農家に鳥獣被害防止対策に係る指導等も実施	「岩手県鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」で定められたメッシュごとに捕獲場所を把握

(注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。

2 「捕獲報告等」は、宮城県はイノシシ、岩手県はニホンジカに係る捕獲報告等である。

図表Ⅱ－３－(1)－③ 調査した８市町によるイノシシ又はニホンジカの捕獲実績の推移(平成21～26年度)
(単位：頭)

県名	市町名	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
宮城県	仙台市	25	87	101	96	314	179
	白石市	92	123	110	85	589	834
	角田市	166	248	523	323	896	821
	丸森町	234	252	201	577	1,236	980
岩手県	大船渡市	143	120	213	223	599	1,345
	遠野市	102	121	173	332	516	1,015
	花巻市	0	0	11	122	146	300
	奥州市	0	1	0	0	50	202

(注) 各市町の資料に基づき、当局が作成した。

図表Ⅱ－3－(1)－④ 宮城県及び岩手県における鳥獣の捕獲実施状況等

県名	捕獲実施状況等
宮城県	<p>【実施状況】 イノシシの捕獲は、イノシシによる農作物被害の大きい県南地域の市町を中心に各市町で実施している。このうち、県（環境生活部自然保護課）が実施するイノシシの捕獲（個体数調整）は、第二期宮城県イノシシ管理計画に基づき、生息域の広域化を未然に防ぐ観点から、まだ生息密度が低い段階にある県北部において実施することとしている。</p> <p>平成 24～26 年度の県による捕獲の実施状況をみると、みやぎ環境税を活用した「宮城県イノシシ保護管理計画個体数調整業務」により、北部地域（栗原市、大崎市、黒川郡及び加美郡）において、箱わな等による捕獲を実施している。</p> <p>また、平成 27 年度は、環境省の補正予算（平成 26 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金）を活用した「平成 27 年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業モデル的捕獲（イノシシ）業務」により、24～26 年度と同じ地域、方法等で捕獲を実施している。</p> <p>【捕獲体制】 県による捕獲は、一般財団法人宮城県猟友会に委託</p> <p>【捕獲実績】 平成 24 年度 1 頭、25 年度 24 頭、26 年度 15 頭</p>
岩手県	<p>【実施状況】 平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県南地域を中心に、ニホンジカの肉から基準値を超える放射性物質が検出されたことから、23 年度に狩猟による捕獲頭数が減少し、その後、平成 24 年 7 月 26 日付け原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示により、本県で捕獲されたニホンジカの肉の出荷制限指示があったため、狩猟による捕獲頭数の更なる減少が見込まれた。</p> <p>県（環境生活部自然保護課）は適切な個体数管理のため、平成 24 年度以降、ニホンジカの捕獲（個体数調整）を始めており、県内の捕獲頭数の約半数近くは県によるものとなっている。</p> <p>【捕獲体制】 県による捕獲は、公益社団法人岩手県猟友会に委託</p> <p>【捕獲実績】 平成 24 年度 2,238 頭、25 年度 4,556 頭、26 年度 4,182 頭</p>

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

図表Ⅱ－3－(1)－⑤ 調査した7協議会における鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材の設置状況等

事業実施 主体名	捕獲機材の設置状況等
A協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（箱わな6基（平成24～26年度購入））は、有害鳥獣捕獲隊及び地域ぐるみの捕獲対策実施地区に対して貸与している。設置場所は、市の出先機関を通じて提出される設置場所の図面が記載されている設置状況報告で把握している。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ 捕獲場所や捕獲個体の体長、処理方法等が記載された捕獲調書の提出により捕獲頭数を把握している。</p>
B協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した箱わな（37基（平成25～26年度購入））について、貸出簿により、貸出先を把握している。</p> <p>しかし、貸出先における箱わなの使用状況、設置場所等については、捕獲のため設置場所を移動させることも多く、常に同じ場所に設置していないことと、報告の際に、捕獲方法は示していても、市が貸し出した箱わなを使用しての捕獲かどうか記入していないため把握していない。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ 上記箱わなによる捕獲実績について把握していない。</p>
C協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した箱わな（48基（平成24～26年度購入））について、貸出簿により、貸出先を把握している。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ 捕獲状況について、わな（ただし、箱わなとくくりわなの区別はしていない。）の実績と捕獲地域の把握は行っているが、どの箱わなを使用して捕獲したかについては、被害対策に直接必要な情報とは考えていないため把握していない。</p>
E協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（囲いわな1基（平成25年度購入）、くくりわな23基（平成24、26年度購入））については、直営で使用（注）しており、鳥獣被害対策実施隊への貸出は行っていない。</p> <p>（注）市は、ハンターとして市の非常勤職員（鳥獣被害対策推進員1名）を採用しており、当該職員が、わな捕獲の実証を行っている。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ これら捕獲機材による捕獲実績については、捕獲場所や体長等が記載されたシカ捕獲票の提出により捕獲頭数を把握している。</p> <p>なお、囲いわなによる捕獲については、外部講師等を活用した研修等は実施していないため、捕獲実績が低調となっている。</p> <p>（注）平成24年度の囲いわなは、市が自主製作したもの。</p>
F協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（くくりわな70基（平成25年度購入））及び環境省モデル事業で購入した捕獲機材（くくりわな計100基（平成25～26年度購入））</p>

	<p>については、貸出先を貸出簿により把握している。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ これら捕獲機材による捕獲実績については、鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材と、環境省モデル事業により購入した捕獲機材等を合算した捕獲頭数を把握している。</p>
G協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（誘導式柵わな1基（平成25年度購入））について、貸与している鳥獣被害対策実施隊から設置場所等を聞き取るにより、設置場所、設置期間等を把握している。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ 当該柵わなによる捕獲実績については把握している（平成26年度0頭、27年度1頭）。 なお、捕獲実績が低調にもかかわらず、これまで柵わなに係る捕獲技術向上のための研修等は一切行っておらず、実施隊員が試行錯誤しながら設置場所の見直しや、仕掛けの改良を実施している。</p>
H協議会	<p>(設置状況等)</p> <p>○ 鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（くくりわな16基（平成25年度購入））については、鳥獣被害対策実施隊に貸し出し、わな猟をする隊員が活用している。 また、貸し出したくくりわなについては、年に5回程度実施している捕獲実績確認の際に、実施隊に備え付けた貸出簿等で活用状況を確認している。</p> <p>(捕獲実績等)</p> <p>○ くくりわなによる捕獲実績については、集計可能な状態となっているものの、鳥獣被害防止総合支援事業により購入したわなに限定した捕獲実績は把握していない。</p>

(注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。

2 本表は、平成24～26年度に鳥獣被害防止総合支援事業により購入した捕獲機材（宮城県はイノシシ対策用、岩手県はニホンジカ対策用）の設置、捕獲実績等の状況である。

図表Ⅱ－３－(1)－⑥ 年齢別狩猟免許所持者数の推移

(単位：人、%)

	年齢	平成元年度	平成11年度	平成25年度
国	20～29歳	5,000 (1.7)	3,000 (1.4)	4,000 (2.2)
	30～39歳	41,000 (14.1)	10,000 (4.8)	10,000 (5.5)
	40～49歳	99,000 (34.1)	36,000 (17.1)	17,000 (9.4)
	50～59歳	86,000 (29.7)	80,000 (38.1)	32,000 (17.7)
	60歳以上	59,000 (20.3)	81,000 (38.6)	117,000 (64.6)
	合計	290,000 [100.0]	210,000 [72.4]	181,000 [62.4]
宮 城 県	20～29歳	47 (0.9)	20 (0.5)	48 (2.0)
	30～39歳	842 (15.7)	100 (2.6)	126 (5.1)
	40～49歳	1,765 (32.8)	729 (18.9)	159 (6.5)
	50～59歳	1,601 (29.8)	1,430 (37.0)	343 (14.0)
	60歳以上	1,122 (20.9)	1,584 (41.0)	1,775 (72.4)
	合計	5,377 [100.0]	3,863 [71.8]	2,451 [45.6]
岩 手 県	20～29歳	43 (0.8)	47 (1.2)	60 (2.3)
	30～39歳	952 (17.7)	149 (3.7)	139 (5.4)
	40～49歳	1,830 (34.0)	889 (21.9)	233 (9.0)
	50～59歳	1,647 (30.6)	1,480 (36.5)	468 (18.1)
	60歳以上	912 (16.9)	1,491 (36.8)	1,690 (65.3)
	合計	5,384 [100.0]	4,056 [75.3]	2,590 [48.1]

(注) 1 環境省ホームページ及び県（宮城県及び岩手県）の資料に基づき、当局が作成した。

2 環境省のデータは百の位で四捨五入しており、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

また、調査実施年の関係上、平成元年度については2年度のデータ、11年度については12年度のデータであり、25年度については未公表のため24年度のデータである。

3 () 書きは構成比である。

また、各合計欄下段の [] 書きは、平成元年度を100とした場合の経年推移を示したものである。

図表Ⅱ－３－(1)－⑦ 鳥獣の捕獲に係る推奨事例

市町名	推奨事例
遠野市	<p>○ 地域ぐるみの捕獲対策の実施</p> <p>平成 24 年度から 26 年度にかけて、環境省のモデル事業（事業名：遠野地区地域ぐるみの捕獲推進モデル事業）を活用して、狩猟免許がない農家を「ニホンジカ捕獲応援隊」に任命して、当該農家の敷地内に設置されたくくりわなの管理（再設置、鳥獣がわなにかかったことの連絡等）、わなの見回り等を担当させることにより、わなによる捕獲頭数を飛躍的に増加させている。</p> <p>【事業の名称等】 名 称：遠野地区地域ぐるみの捕獲推進モデル事業 実施期間：平成 24 年度～26 年度 実施体制：環境省からの委託事業（岩手県に施行委任）として遠野市（遠野地方有害鳥獣駆除協議会）が実施 実施対象地区は遠野市</p> <p>【設置年度】 平成 25 年度（活動は平成 26 年度から）</p> <p>【隊員数】 発足当初：100 名（平成 27 年 10 月現在 125 名）</p> <p>【取組の契機】 有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人の従事者については、原則として狩猟免許を有する者を選任することとされていたが、平成 16 年に、狩猟免許がない者でも、補助者としてわなの修繕や再設置が可能という仕組みが、構造改革特区として始まり、当該制度が全国展開（規制緩和：平成 24 年）されることが決まった 23 年の時点から、市では導入を検討した。 全国展開された後も、市町村が当該制度を活用するためには、岩手県が定める鳥獣保護管理事業計画において、当該内容を盛り込む必要があったことから、市は、県とも協議を重ね、県による第 11 次鳥獣保護管理事業計画の策定時（平成 25 年 4 月）に、捕獲隊（有害鳥獣捕獲補助員）の活用について明記するに至った。 岩手県は、前述の経緯等があったことから、平成 23 年度中に、次年度（平成 24 年度）から環境省のモデル事業（全国 13 地区）によって地区ぐるみでの捕獲体制の構築に係る実証事業が実施されることとなった際に、市を推挙した。</p> <p>【取組の概要】 くくりわなは、遠野地方有害鳥獣駆除協議会から、最寄地区の鳥獣被害対策実施隊（わな猟免許取得者）に貸与し、実施隊員が各農家の所有地内にわなを設置する。設置後の管理を実施隊員（狩猟免許所持者）の監督下で、応援隊が担当する。止め刺しは実施隊員が行う。</p> <p>【研修等】 初めに、実施隊員（約 40 名）を対象にくくりわなの技術講習会を開催した。次に、応援隊を希望する農家に対して、法令関係（岩手県）、応援隊のルール（遠野市）、くくりわなの使用方法（実施隊員。隊員 2～3 人が担当）の 3 部構成で講習会を開催した。</p>

【これまでに購入したくくりわな】

市は、環境省のモデル事業により、くくりわなを100基購入しているほか、農林水産省の鳥獣被害防止総合支援事業を活用して、くくりわな113基を購入している。

また、くくりわなは、壊れやすい構造であることから、平成26年度には、部品（ワイヤースプリング、台座）を購入して、故障したわなの修繕を行っている。

表1 くくりわなの購入実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23～26年度計
環境省モデル事業	－	なし	くくりわな 30基	くくりわな 70基	100基
鳥獣被害防止総合支援事業	くくりわな 43基(注2)	なし	くくりわな 70基	(補充用部品) (注3)	113基

(注) 1 岩手事務所の調査結果による。

2 平成23年度のくくりわな(43基)は、ニホンジカ捕獲用の箱わな(4基)と併せて、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して購入されている。

3 平成26年度には、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して、補充用部品(ワイヤースプリング30個及び台座10個)を購入している。

【効果】

環境省のモデル事業により、ニホンジカ捕獲応援隊の委嘱を推進し、応援隊によってわなの再設置等を行った結果、わなによる捕獲実績が飛躍的に増加した。

表2 遠野市におけるくくりわなによる捕獲頭数の推移

年 度	遠野市の有害捕獲実績(合計)	くくりわなによる捕獲実績(狩猟+有害捕獲)		
		うち有害捕獲	うち応援隊による捕獲	
平成24年度(設置前)	332頭		23頭	15頭
平成25年度	516頭	157頭	85頭	0頭
平成26年度	1,015頭	541頭	485頭	88頭

(注) 1 岩手事務所の調査結果による。

2 ニホンジカ捕獲応援隊に対する講習会は、平成26年1月及び2月に開催されている。

仙台市

○ 地域ぐるみの捕獲対策の実施

イノシシによる農作物被害を受けている地区の自主防除意識の高揚及び仙台市の有害鳥獣捕獲隊の負担を減らすことを目的として、平成26年度から、狩猟免許を有しない者が、実施主体である市が主催する講習会を受講し、イノシシ捕獲従事者の中の狩猟免許所持者の指導・監督の下、地区内の箱わなの見回りや餌やり、タヌキ等の錯誤捕獲の場合の箱わなの再セットといった捕獲活動の補助作業を行うこととしている。

市は、平成27年3月から青葉区芋沢地区で同対策を実施しているが、11名(うち1名は仙台市内の有害鳥獣捕獲隊員)が従事しており、箱わなを4か所設置している。見回りは、メンバーを1～2名に分けて、それぞれが毎日ないし週2回程度行っており、捕獲実績は平成26年度(3月のみ)が2頭、27年度(10月末現在)が14頭となっている。

なお、事業として始まったばかりであり、効果の検証等は行われていない。

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

通 知	説明図表番号
<p>(2) 侵入防止柵の管理運営等</p> <p>【制度の概要】</p> <p>被害防止基本指針では、侵入防止柵の設置等による農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組について、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進することとされている。</p> <p>また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図ることとされている。</p> <p>農林水産省では、鳥獣被害防止総合支援事業として、市町村及び市町村が有害鳥獣対策のために設置している協議会等の事業実施主体に対し、電気柵等の侵入防止柵の設置費に対する交付金を支給している。</p> <p>交付金実施要領では、事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等（侵入防止柵）について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとされている。また、地方農政局長及び都道府県知事は、当該事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努め、また、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとされている。</p> <p>なお、平成 24 年 10 月の「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告を受けて、農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業で整備された侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、平成 25 年度の交付金実施要綱等の通知と併せて、「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生産第 755 号生産局農産部農業環境対策課長通知）を発出し、事業実施状況報告の点検において、侵入防止柵の設置及び管理運営に関する事項の点検等を適切に行うことを地方農政局等を通じて都道府県に周知している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 侵入防止柵の管理運営</p> <p>調査した 8 市町のうち、7 市では、鳥獣被害防止特措法第 4 条の 2 に基づき設置された協議会又は同協議会に所属する地区協議会が事業実施主体として、鳥獣被害防止総合支援事業等により、侵入防止柵を設置している。</p> <p>今回、鳥獣被害防止総合支援事業により設置した宮城県内 3 市の 4 地区</p>	<p>図表Ⅱ-3-(2)-①</p> <p>図表Ⅱ-3-(1)-① (再掲)</p> <p>図表Ⅱ-3-(2)-②</p> <p>図表Ⅱ-3-(2)-③ 図表Ⅱ-3-(2)-④ 図表Ⅱ-3-(2)-⑤</p> <p>図表Ⅱ-3-(2)-⑥</p>

及び岩手県内4市の17地区の侵入防止柵について、その管理運営状況について、現地調査した結果、以下のとおり、イノシシ対策用及びニホンジカ等対策用の電気柵の支柱が倒れ掛かっているイノシシ又はニホンジカに侵入されるおそれがある等、管理運営の不備がみられた。

- ① 電気柵の支柱が倒れ掛かっている、イノシシに侵入されるおそれがあるもの（1協議会2地区4か所）
- ② 電気柵の電線がよじれている等、イノシシ、ニホンジカ等に侵入されるおそれがあるもの（3協議会3地区3か所）
- ③ 電気柵の電線が雑草で覆われているため、漏電により防除効果が薄れ、イノシシ、ニホンジカ等に侵入されるおそれがあるもの（2協議会2地区4か所）
- ④ 電気柵の電線の下段部分と地面の間の隙間が広く、イノシシの幼獣（うり坊）に侵入されるおそれがあるもの（1協議会1地区2か所）

イ 電気柵の安全対策

平成27年7月19日に静岡県賀茂郡西伊豆町で発生した、鳥獣被害防止のために個人が設置した電気柵に起因する死傷事案を受け、農林水産省は地方農政局等に対し、「鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について」（平成27年7月21日付け27生産第1284号、27生畜第713号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長連名通知）を通知した。これを受けて、東北農政局は、東北6県に対し、県内の市町村、鳥獣被害防止対策関係者及び畜産関係者に「電気さく施設における安全確保」について改めて周知徹底を図るとともに、「既設の電気さくについて、電気さく用電源装置や漏電遮断機器の設置など安全対策が必要に応じて行われているかなどの再点検・改善指導を実施し、8月6日までに報告する」よう依頼した（平成27年7月22日付け27北生第898号東北農政局生産部長通知）。

調査した宮城県及び岩手県では、東北農政局からの上記の依頼に基づき、県内全市町村に対し同様の依頼を行うとともに、各市町村から報告された再点検結果を取りまとめて、県全体の結果を東北農政局に報告した。

今回、農林水産省からの通知に基づく電気柵の安全対策についての再点検・改善指導の実施状況をみると、8市町のうち、7市町では、以下のとおり、全ての電気柵を対象とした点検が行われていない状況がみられた。

- ① 農家が自ら設置した電気柵の全てについて設置場所等を把握しておらず点検対象としていないもの（2市町）
- ② 市単独事業で設置された電気柵のうち最近設置したもの、大きな道路沿いに設置されたもの等一部の電気柵のみ点検対象としたもの（4市）
- ③ 調査票により電気柵を設置した地域団体に対し点検依頼したが、調査票が未提出の団体があるもの（1市）

図表Ⅱ-3-(2)-⑦

図表Ⅱ-3-(2)-⑧

<p>このような把握漏れが生じた主な要因としては、市町村では、点検期間が実質 10 日未満と短期間であり、電気柵の全てを点検できなかったことによる。</p>	<p>図表Ⅱ-3-(2)-⑨</p>
<p>また、上記の点検対象となっていなかった電気柵の中には、危険表示板が未設置となっていたものがみられた（2市2地区3か所）。</p>	<p>図表Ⅱ-3-(2)-⑩</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 県に対して、鳥獣被害防止総合支援事業により設置した侵入防止柵の管理運営について、交付金実施要領に従い適正に行うよう、事業実施主体における管理運営状況を把握した上で、必要な指導を行うことについて助言すること。</p> <p>② 鳥獣被害防止のために個人が設置した電気柵に起因する死傷事案を受け、本年度実施した電気柵の安全対策に係る再点検・改善指導について、既に水稻等農作物の収穫が終了し、電気柵を取り外している状況がみられることから、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気柵を設置することが多くなる時期を中心に、引き続き、点検・指導を行うよう、県に依頼すること。</p> <p>また、電気柵の危険表示板が未設置なものについては、その設置について設置者を指導するよう、県に依頼すること。</p>	

図表Ⅱ－３－(2)－① 被害防止基本指針（侵入防止柵の設置等関係）〈抜粋〉

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

図表Ⅱ－３－(2)－② 「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」(平成25年5月29日付け25生産第755号生産局農産部農業環境対策課長通知)

鳥獣被害防止総合対策交付金に基づく鳥獣被害対策(以下「本対策」という。)の実施に当たっては、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱」(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に定められるところにより、適切な事業執行が図られるよう関係者に対する指導をお願いしているところである。

特に、実施要綱別記1の第5の2において、都道府県知事は、事業実施状況報告を受けた場合、「被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行う」ものとされている。

については、実施要綱別記1の第5の2に係る本対策の実施に当たり、事業実施状況報告及び他の既存資料等を活用し、各々の事業実施主体毎の取組状況等を勘案しつつ、以下の点検事項を参考にして、計画期間内に目標の達成が極力図られるよう関係者に対して指導願いたい。

ただし、以下の点検事項は限定的に列挙しているものではないことから、これ以外の点検事項を増やす等創意工夫して対処願いたい。

なお、事業評価の結果、又は改善計画の実施状況を踏まえた被害防止計画の目標の見直し等に関する手続きについては、実施要綱別記1の第6の1及び「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)別記1の第6の2に定められているので、念のため申し添える。

〈実施体制の整備状況について〉

- 被害防止計画に基づく実施体制が整備されているかどうか。
- 定期的に総会を開催する等して、地域協議会の意志決定が十全に機能しているかどうか。

〈本対策の実施状況について〉

- 事業実施計画に基づき、本対策が適時適切に実施されているかどうか。
 - 例えば、侵入防止柵や捕獲わなの設置に当たって、設置場所や設置方法が適切かどうか。
 - 例えば、侵入防止柵や捕獲わなの管理に当たって、管理運営が適切に行われているかどうか。
 - 例えば、緩衝帯の設置場所、管理が適切かどうか。
- 技術的助言の支援を受けられる状況が整っているかどうか。

〈目標の達成状況について〉

- 実施要領別記1の別表1の2に定める「被害防止計画に係る項目」で記載すべき「被害軽減目標に関する事項」において、被害防止計画に基づく現状値及び目標値に加え、事業実施年度の被害軽減値を把握しているかどうか。
- 上記において、侵入防止柵の整備を行った場合、受益地区に係る事業実施年度の被害軽減値を把握しているかどうか。
- 本対策以外で実施した被害防止計画に基づく他の取組についての進捗状況の把握や影響評価が適切に行われているかどうか。
- 気象要因等不測の要因が発生しているかどうか。
- これらの点検に必要な書類に不備がないかどうか。

(注) 下線は、当局が付した。

図表Ⅱ-3-(2)-③ 調査した8市町の協議会等における国の交付金（鳥獣被害防止総合支援事業等）による侵入防止柵の設置状況

県名	市町名	事業実施主体名	設置年度	侵入防止柵の設置状況	交付金区分〈注3〉				
					①	②	③	④	
宮城県	仙台市	根白石地区イノシシ対策協議会	25	ワイヤーメッシュ柵 21,855m設置	○				
				ワイヤーメッシュ柵 4,025m設置		○			
				ワイヤーメッシュ柵 50,000m設置	○				
				26	ワイヤーメッシュ柵 5,000m設置		○		
		熊ヶ根地区獣害対策協議会	25	ワイヤーメッシュ柵 10,800m設置	○				
		坪沼地区獣害対策協議会	25	ワイヤーメッシュ柵 20,000m設置	○				
		境野地区獣害対策協議会	26	ワイヤーメッシュ柵 12,000m設置	○				
				ワイヤーメッシュ柵 5,100m設置		○			
		白木地区鳥獣害対策組合	25	ワイヤーメッシュ柵 9,800m再整備・改良、800m設置		○			
		下倉大原地区獣害対策協議会	25	ワイヤーメッシュ柵 7,600m再整備・改良、2,500m設置		○			
		芋沢地区イノシシ被害対策協議会	24	ワイヤーメッシュ柵 20,316m設置			○		
	ワイヤーメッシュ柵 1,500m設置				○				
	天倉日向栗生地区獣害対策協議会	24	ワイヤーメッシュ柵 13,000m設置			○			
	上川前・西川前地区獣害対策協議会	24	ワイヤーメッシュ柵 12,530m設置			○			
	藤沢地区獣害対策協議会	24	ワイヤーメッシュ柵 6,100m設置			○			
白石市	白石市斎川7-2地区鳥獣害対策協議会	25	ワイヤーメッシュ柵 3,424m設置	○					
			ワイヤーメッシュ柵 2,283m設置	○					
角田市	角田市鳥獣被害防止対策協議会	25	電気柵 14,000m×2段設置	○					
			26	電気柵 14,500m×2段設置	○				
丸森町	丸森町	24	} 〈注4〉						
		25					○		
		26							
岩手県	大船渡市	大船渡市鳥獣被害対策協議会	24	①ネット柵：5,100m設置 ②電気柵：1,820m×3～4段	○				
			25	①ネット柵 4,650m設置 ②電気柵 1,206.3m×4段、996.5m×3段設置	○				
				①ネット柵 7,900m設置 ②電気柵 16,768m×3～4段設置	○				
	遠野市	遠野地方有害鳥獣駆除協議会	24	①電気柵 11,750m×4段設置 ②金網柵 1,330m設置	○				
			25	①電気柵 4,500m×4段設置 ②金網柵 2,400m設置	○				
			26	①電気柵 13,080m×4段設置 ②金網柵 4,860m設置	○				
	花巻市	花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会	25	電気柵 1,000m×4段設置	○				
	奥州市	奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会	25	電気柵 5,911m×5段設置	○				
			26	電気柵 2,969m×5段設置	○				

- (注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。
 2 本表は、平成24～26年度における国の交付金による侵入防止柵の設置（宮城県はイノシシ対策用、岩手県はニホンジカ対策用）状況である。ただし、花巻市の電気柵は、ニホンジカ、キツネ、タヌキ、ハクビシン及びツキノワグマ対策用の兼用である。
 3 交付金区分欄の区分は以下のとおり。
 ①鳥獣被害防止総合支援事業、②鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業
 ③東日本大震災農業生産対策事業、④中山間地域等直接支払制度
 4 宮城県丸森町では、中山間地域等直接支払交付金を活用して電気柵を81ヶ所設置しているが、年度ごとの設置数、柵の総延長・防除面積は整理していないとしている。

図表Ⅱ－３－(2)－④ 調査した8市町における市町単独事業による侵入防止柵の設置及び設置助成の状況

県名	市町名	事業名	年度	設置及び設置助成の状況
宮城県	仙台市	防除支援事業	24	電気柵設置助成 24 か所、総延長 20.3km
			25	電気柵設置助成 26 か所、総延長 10.155km
			26	電気柵設置助成 37 か所、総延長 23.6km
	白石市	白石市農林作物鳥獣被害防止対策事業(補助事業)	24	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置 51 件、総延長 43,300m
			25	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置 71 件、総延長 44,500m
			26	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置 119 件、総延長 67,395m
	角田市	農作物鳥獣被害防止対策事業(補助事業)	24	電気柵設置 40 件、総延長 12,354m
			25	電気柵設置 55 件、総延長 17,884m
			26	電気柵設置 71 件、総延長 30,023m
丸森町	農作物有害鳥獣被害対策事業(補助事業)	24	電気柵設置助成 90 件、防除面積 4,042 a	
		25	電気柵設置助成 165 件、防除面積 6,402 a	
		26	電気柵設置助成 151 件、防除面積 5,813 a	
岩手県	大船渡市	シカ等防護網普及事業	24	漁網の配布、設置 272 人、365 反
			25	漁網の配布、設置 303 人、483 反
			26	漁網の配布、設置 309 人、482 反
	遠野市	電気柵購入補助事業	24	電気柵設置 ①4/5 助成 12 件、設置量は把握困難 ②1/2 助成 167 件、設置量は把握困難
			25	電気柵設置 ①4/5 助成 25 件、設置量は把握困難 ②1/2 助成 122 件、設置量は把握困難
			26	電気柵設置 ①4/5 助成 22 件、設置量は把握困難 ②1/2 助成 97 件、設置量は把握困難
	花巻市	花巻市有害鳥獣対策事業補助金	24	電気柵設置 18 人、設置量は把握困難
			25	電気柵設置 24 人、設置量は把握困難
			26	電気柵設置 42 人、設置量は把握困難
奥州市	設置実績なし	—	—	

- (注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。
 2 本表は、平成24～26年度における市町単独事業による侵入防止柵の設置、設置助成等（宮城県はイノシシ対策用、岩手県はニホンジカ対策用）の状況である。
 3 宮城県仙台市の「防除支援事業」は、「みやぎ環境交付金事業（宮城県の「みやぎ環境税」を活用した市町村支援事業）」を活用した事業である。また、同市の侵入防止柵は、ツキノワグマ、ニホンザル等対策用の電気柵を含む。
 4 宮城県丸森町の電気柵については、総延長ではなく防除面積で整理している。
 5 岩手県大船渡市の漁網の単位である「反」について、1反＝2m×50mである。
 6 岩手県遠野市及び花巻市における市単独事業による助成は、電気柵の設置完了後に、業者からの請求書等に記載された金額の範囲で定率補助を行うものであるため、設置量を把握するのは困難である。

図表Ⅱ-3-(2)-⑤ 調査した7協議会における国の交付金により設置した侵入防止柵の管理運営状況

県名	事業実施主体名	国の交付金により設置した侵入防止柵の管理運営状況
宮城県	仙台市農作物有害鳥獣対策協議会	<p>鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業により設置したワイヤーメッシュ柵（平成25年度及び26年度に設置）並びに東日本大震災農業生産対策事業により設置したワイヤーメッシュ柵（平成24年度に設置）の管理運営については、各々設置した各地区協議会が管理運営を行っている。</p> <p>なお、市では、鳥獣被害防止の専門家への委託業務による点検調査により、平成25年度までに設置したワイヤーメッシュ柵の全てを点検しており、それらの管理運営状況を把握している。また、平成26年度に設置したワイヤーメッシュ柵については、完了検査を実施済（設置からの年数経過が短いため、完了検査以降の状況把握は未実施。）である。</p>
	白石市斎川7-2地区鳥獣害対策協議会	<p>白石市斎川7-2地区鳥獣害対策協議会が鳥獣被害防止総合支援事業を活用して設置したワイヤーメッシュ柵（平成25年度に設置）の管理運営については、同協議会が管理運営を行っている。</p> <p>なお、市では、地区協議会代表への聞き取りや現地の確認により、それらの管理運営状況を把握している。</p>
	角田市鳥獣被害防止対策協議会	<p>角田市鳥獣被害防止対策協議会が鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵（平成25年度及び26年度に設置）の管理運営については、設置地区（2地区）で受益農家を構成員とした地区協議会を設置し、各農家から徴収した負担金で電気柵の管理運営（電気代等）を行っている。</p> <p>なお、市では、各設置地区における地区対策協議会の総会資料や現場確認により、それらの管理運営状況を把握している。</p>
岩手県	大船渡市鳥獣被害対策協議会	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置したネット柵及び電気柵（平成24年度以降、毎年度設置）の管理運営については、設置者（設置箇所の農家である場合のほか、集落として管理しているケース、中山間地域等直接支払制度の協定団体が管理しているケース等、設置状況により異なる）が管理運営を行っている。</p> <p>なお、市では、設置者等に対して、柵の管理運営の方法を指導しており、指導の機会を通じて、それらの管理運営状況を把握している。</p>
	遠野地方有害鳥獣駆除協議会	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵及び金網柵（平成23年度以降、毎年度設置）の管理運営について、設置した各集落が管理運営を行っており、多面的機能支払制度の協定参加者や中山間地域等直接支払制度の協定団体等が管理を行っている場合も多くみられる。</p> <p>なお、市では、柵の設置後は、各協定団体等に柵の管理運営を一任しているが、市内の視察等を通じて、それらの管理運営状況を把握している。</p>
	花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵（平成25年度に設置）の管理運営については、設置した農家が管理運営を行っている。</p> <p>なお、市では、これまでに交付金を活用して設置した電気柵（1か所のみ）の管理運営状況を把握している。</p>
	奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵（平成25年度及び26年度に設置）の管理運営については、設置した農家が管理運営を行っている。</p> <p>また、市では、設置した翌年度には、現地を確認するとともに、設置した農家から、電気柵の効果について聞き取りを行っており、現地確認の際に管理運営状況を把握している。</p>

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

図表Ⅱ－３－(2)－⑥ 当局及び岩手事務所が現地確認した鳥獣被害防止総合支援事業により設置した侵入防止柵の設置・管理が不適切な事例

区分	事業名及び実施年度	内 容
事例1	鳥獣被害防止総合支援事業(平成25年度、26年度) (事業実施主体) C協議会	イノシシ対策用電気柵(電線：2段)の支柱が倒れ掛かっていて、電線が地面まで下がっており、イノシシに侵入されるおそれがある。 (a地区3か所、b地区1か所) (a地区 その1)  (a地区 その2) 

		<p>(a地区 その3)</p>  <p>(b地区)</p> 
<p>事例2-①</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成26年度）</p> <p>（事業実施主体） C協議会</p>	<p>イノシシ対策用電気柵（電線：2段）の電線がよじれており、防除効果が不十分となっており、イノシシに侵入されるおそれがある。</p> <p>(b地区1か所)</p> 

<p>事例2-②</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成25年度）</p> <p>（事業実施主体） G協議会</p>	<p>多獣種（ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン等）対策用電気柵（電線：3段）の電線1本が、複数の区間で外れて緩んでいるため防除効果が不十分となっており、ニホンジカ等に侵入されるおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">（d地区1か所）</p>  <p>※写真は上段部分が外れている箇所</p>
<p>事例2-③</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成26年度）</p> <p>（事業実施主体） H協議会</p>	<p>ニホンジカ対策用電気柵（電線：5段）の一角が、意図的に電線が外されているため防除効果が不十分となっており、ニホンジカに侵入されるおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">（e地区1か所）</p> 
<p>事例3-①</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成25年度）</p> <p>（事業実施主体） C協議会</p>	<p>イノシシ対策用電気柵（電線：2段）の電線が雑草で覆われているため、漏電により防除効果が薄れ、イノシシに侵入されるおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">（a地区3か所）</p>

(a地区 その1)



(a地区 その2)



(a地区 その3)



※2段目（最下段）の電線が雑草に隠れて全く見えない状態。

<p>事例3-②</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成25年度）</p> <p>（事業実施主体） G協議会</p>	<p>多獣種対策用電気柵（電線：3段）の電線が雑草で覆われているため、漏電により防除効果が薄れ、対象鳥獣に侵入されるおそれがある。 （d地区1か所）</p>  <p>※3段目（最下段）の電線が雑草に隠れて全く見えない状態。</p>
<p>事例4</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援事業（平成25年度）</p> <p>（事業実施主体） C協議会</p>	<p>イノシシ対策用電気柵（電線：2段）の電線の下段部分と地面の間隙間が広く、イノシシの幼獣（うり坊）に侵入されるおそれがある（高さ20cm以上で幼獣の侵入が可能）。 （a地区2か所）</p> <p>（a地区 その1）</p>  <p>（a地区 その2）</p> 

- （注） 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。
 2 本事例における電気柵の対象獣種は、交付金申請時における対象鳥獣である。

図表Ⅱ－３－(2)－⑦ 電気柵に起因する死傷事案に関連して実施した再点検・改善指導の結果

県名	電気柵設置 市町村数	点検箇所数	不適切事例 がある 市町村数	不適切事例 総箇所数	不適切事例の内容			
					危険表示 関係	電源装置 関係	漏電遮断器 関係	開閉器 関係
宮城県	26	2,834	12	306	293	1	13	0
岩手県	33	1,609	17	165	146	0	26	0

(注) 本表は、農林水産省資料（農林水産省が、平成27年8月17日までに同省に報告があったものを取りまとめ、公表したもの。）に基づき、当局が作成した。

図表Ⅱ－３－(2)－⑧ 調査した8市町における電気柵に起因する死傷事案を踏まえた電気柵の再点検・改善指導の実施状況等

県名	市町名	調査手法	調査結果	その後の改善状況
宮城県	仙台市	<p>市の単独事業（防除支援事業）により設置した電気柵について、(i) 5区役所、2総合支所の有害鳥獣担当課に対して、日常のパトロール等により確認するよう依頼するとともに、(ii)平成22～26年度に電気柵を設置した地域団体の代表者及び電気柵の販売業者あてに再点検を依頼（調査表の提出を依頼）した。</p> <p>なお、危険表示板の設置状況については、道路沿いにかかわらず、必ず設置しなければならないものであり、所有者以外の者が目視できる箇所に設置しているかどうかとの観点から調査した。</p>	<p>再点検・改善指導の結果、173か所中9か所に不備（危険表示板未掲示7か所、漏電遮断器未設置2か所）がみられた。</p> <p>なお、<u>調査表の提出を依頼したものの、未報告の地域団体があるなど全ての電気柵を再点検できていない。</u> ※地域団体からの調査票回収率65.1%（66団体中43団体から提出）</p>	<p>不備がみられた9か所の電気柵について、その後の改善状況を確認した結果、9月14日時点で、全て改善されていた。</p>
	白石市	<p>市の単独事業（白石市農林作物鳥獣被害防止対策事業）により設置した電気柵（平成21年度以降に設置）及び個人設置の電気柵のうち、(i) <u>家庭のコンセントから電源を供給した電気柵のうち、大きな道路沿いを主に学校周辺等不特定多数の人が通行する道沿いに設置されている電気柵</u>について現地確認を実施し、(ii) バッテリー（ソーラーパネルで発電し、充電するタイプを含む。）等家庭のコンセントを使用しない電気柵については、安全との判断により、申請書類を確認した。</p> <p>なお、危険表示板の設置状況については、道路沿いの認識しやすい場所に設置されていて、また、1辺が長い農地については1か所以上設置されていれば良いと解釈し調査した。</p>	<p>再点検・改善指導の結果、373か所中不備な箇所はみられなかった。</p> <p>なお、<u>調査期間が短期間であったため、市が設置を把握できている電気柵の全てを再点検できていない。</u></p>	<p>調査期間後に再度点検を行い、市で把握している電気柵については問題がないことを確認した。</p>
	角田市	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵、市の単独事業（農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金）により設置した電気柵（平成21年度以降に設置したもので</p>	<p>再点検・改善指導の結果、460か所中217か所の不備（危険表示板未設置217か所）がみられた。</p> <p>なお、<u>再点検結果の報告の</u></p>	<p>不備がみられた217か所の電気柵について、その後に、指導や広報を行い、再度改善状況を確認した結果、全て改善された。</p>

		設置場所等を把握できているもの。)及び大きな道路沿いの個人設置の電気柵460か所について、現地確認を実施した。 なお、危険表示板の設置状況については、大きな道路沿いを中心に調査した。	際、点検箇所数は、市内に設置されている電気柵の総数ではないと報告している。	
	丸森町	平成 24～27 年度（7月1日まで）までに、町の単独事業（農作物有害鳥獣被害対策事業補助金）により設置した397 か所及び国の中山間直接支払交付金制度により設置した81 か所について現地確認を実施した。 なお、危険表示板の設置状況については、特に道路沿いなど人通りの多い部分について、適切に表示されているか確認を行った。	再点検・改善指導の結果、町の単独事業により設置した397 か所中1か所の不備（漏電遮断器未設置1か所）がみられた。 また、中山間直接支払交付金制度により設置した81 か所中13か所の不備（危険表示板未設置7か所、漏電遮断器未設置6か所）がみられた。 なお、町内で農家が独自に設置した電気柵については、設置場所等の状況を把握していないため、再点検時には点検対象から除外していた。 再点検後にパトロール等で見付けたものについては、随時随時点検を行っている。	農作物有害鳥獣被害対策事業補助金を活用して設置した中で不備がみられた1か所については、7月28日時点で改善されている。 また、中山間直接支払交付金制度を活用して設置した中で不備がみられた13か所については、10月13日までの間に全て改善されている。
岩手県	大船渡市	鳥獣被害防止総合支援事業により設置した全ての電気柵及び個人が設置した電気柵のうち、市が把握している10か所について、現地確認を実施した。 なお、危険表示板の設置状況については、i)最低1か所は設置されていること、ii)周囲の人が容易に視認できる位置（道路沿い等）や間隔で設置されていれば良いと解釈して調査した。	再点検・改善指導の結果、74か所中8ヶ所に不備（危険表示板未掲示8か所）がみられた。 なお、市では、個人が設置した電気柵については、一部を除き把握しておらず、再点検・改善指導を行っていない。	不備がみられた8か所の電気柵について、調査日時点（10月2日）までに3か所が改善された。 また、市では、調査日時点で危険表示板が未設置の電気柵5か所について、設置者に対し口頭での指導を継続中（ただし、4か所については、水稻の刈取り後に柵を取り外すことから、来年の設置時期に合わせて、再開する方針）。
	遠野市	鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵及び市の単独事業（遠野市電気柵購入補助事業）により設置した個人設置の電気柵のうち、平成26～27年度設置分及び100V電源を使用する電気柵168か所について、現地確認を実施した。 なお、危険表示板の設置状況については、以下のように設置されていれば良いと解釈して調査した。	再点検・改善指導の結果、189か所中34か所に不備（危険表示板未掲示28か所、漏電遮断器未設置6か所）がみられた。 なお、市では、ほぼ全ての電気柵について、市単独事業で補助したことから、申請書ベースでは管理しているものの、設置件数が多過ぎるとして、当該再点検では、左記の電気柵以外の電気柵につ	不備がみられた34か所の電気柵について、その後の改善状況を確認した結果、調査日時点（10月7日）までには、全て改善された。

	<p>(1) 集落周辺に設置された電気柵 ア 視認できる範囲に最低1か所設置されていれば可 イ 不特定多数の者が近づく可能性がないと判断される場所については、表示がなくても可</p> <p>(2) 高原地帯の牧野等に設置された電気柵 一辺が長大であっても、不特定多数の者が近づく可能性が低いことから、出入口付近に各1か所設置されていれば可</p>	<p>いては、<u>再点検・改善指導を行っていない。</u></p>	
花巻市	<p>市が単独事業（花巻市有害鳥獣対策事業補助金）で助成したことを把握している140か所について現地確認を実施した。</p> <p>また、危険表示板の設置状況については、道路沿いに容易に視認できる間隔で設置されていればよいと解釈し調査した。</p> <p>なお、鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した電気柵は、調査した当時、全て取り外されていた（被害対象作物の熟す時期ではなかったため）ため、点検対象には含まれていない。</p>	<p>再点検・改善指導の結果、140か所中10か所に不備（危険表示板未掲示7か所、漏電遮断器未設置2か所）がみられた。</p> <p>なお、<u>市では、個人が設置した電気柵については、全て把握しておらず、再点検を行っていない。</u></p>	<p>不備がみられた10か所の電気柵について、その後の改善状況を確認した結果、調査日時点（10月16日）までには、全て改善された。</p>
奥州市	<p>鳥獣被害防止総合支援事業により設置した電気柵及び個人設置の脱出防止用の電気柵123か所について、現地確認を実施した。</p> <p>なお、危険表示板の設置状況については、一望できる範囲に最低1か所は設置されていればよいと解釈して調査した。</p>	<p>再点検・改善指導の結果、不備はみられなかった。</p>	—

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

図表Ⅱ－3－(2)－⑨ 電気柵に起因する死傷事案に関連して実施した再点検・改善指導の実施期間

県名	東北農政局から 県への文書施行日	県から市町村への 文書施行日①	市町村から県への 報告期限日②	東北農政局から 県への報告期限日	再点検等の 実施期間 ②－①
宮城県	平成27年7月22日	平成27年7月22日	平成27年8月3日	平成27年8月6日	7日間
岩手県	平成27年7月22日	平成27年7月21日	平成27年8月4日	平成27年8月6日	9日間

(注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。

2 本表は、「鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について」(平成27年7月21日付け27生産第1284号、27生畜第713号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長連名通知)に基づく文書施行日等である。

3 「市町村での点検期間」は、「県から市町村への文書施行日」の翌日から「市町村から県への報告期限日」当日までの日数で休日(市役所、町役場の開庁日)を除いて算出した。

4 岩手県(農林水産部農業振興課)では、東北農政局からの再点検・改善指導に係る文書施行日の前日に、同部畜産課と連名で県内市町村に対し、感電事故等の防止対策の依頼(「電気さく設置における安全の確保について」)を行っている。(平成21年度に同様の事故があった際に、指示を行った経緯あり。)

また、宮城県(農林水産部農産園芸環境課)では、調査方法等の補足として、報告期限までに調査が終わらない場合は、報告期限時点で調査した分を報告し、調査できなかった箇所は継続して点検するよう電子メールで各市町村に依頼している。

なお、東北農政局からの指示に基づき、両県とも改めて再点検・改善指導を依頼している。

図表Ⅱ－３－(2)－⑩ 現地確認した電気柵のうち、農林水産省の電気柵再点検・改善指導の対象となっていなかった電気柵において危険表示板が未設置となっていたもの

区分	設置場所等	内 容
事例1	A市f地区 (2か所)	<p>市は、個人が設置した電気柵に助成を行っており、助成を受けた件数は平成19年度以降だけで850件を超える。</p> <p>このため、平成27年7月の再点検・改善指導の際は、①鳥獣被害防止総合支援事業により整備した電気柵、100V電源を使用している電気柵、③市が助成したうち、平成26年度及び27年度の申請があった電気柵に絞って点検を実施したとしている。</p> <p>以下の2事例は、いずれも、再点検・改善指導の点検対象となっていなかった電気柵である（平成25年度以前に市の助成を受けたものか、個人が設置したものかは不明）が、電気柵の危険表示板が未設置となっていた。</p> <p>(その1)</p>  <p>(その2)</p> 

事例2	B市d地区 (1か所)	<p>平成27年8月の時点では未設置だった電気柵（被害対象であるリンゴの果実が成熟する前は、電気柵を張っていないため）。</p> <p>岩手事務所が調査した時点（平成27年10月16日）では、電気柵が設置された後も、危険表示板が未設置となっていた。</p> <p>なお、本電気柵は、平成25年度に鳥獣被害防止総合支援事業により設置したものである。</p> 
-----	----------------	---

通 知	説明図表番号
<p>(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進</p> <p>【制度の概要】</p> <p>鳥獣被害防止特措法第 18 条では、国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>被害防止基本指針では、鳥獣を引き寄せない取組として、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣の住み分けを進めること等が重要であるとされている。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進することとされている。</p> <p>また、抜本的強化対策では、市町村等における総合的取組として、被害防止計画に基づく、市町村を中心とした地域ぐるみの総合的な被害防止活動として実施する侵入防止柵の整備や追い払い活動等の「被害防除」、耕作放棄地等の鳥獣のエサ場や隠れ場所の刈り払い、緩衝帯の設置等の「生息環境管理」を推進することとされており、鳥獣を引き寄せない取組は被害防止のためにも重要である。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 鳥獣を引き寄せない取組の実施状況等</p> <p>今回、調査した 8 市町における鳥獣を引き寄せない取組等の実施状況を見ると、6 市町では、住民向けの鳥獣を引き寄せない取組（食品残さ、放任果樹、耕作放棄地対策）を啓発するためのパンフレットの配布、広報紙への掲載、研修会の開催にとどまっている。このため、地区において組織的に食品残さの管理、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となるやぶの刈り払い等の環境整備の取組は行われていない。残り 2 市では、一般的な啓蒙活動とともに地区ぐるみの総合的な鳥獣を引き寄せない取組等を実施している。</p> <p>イ 鳥獣を引き寄せない取組を推進し、被害を減少させた市町</p> <p>上記アにおいて、地区ぐるみの総合的な鳥獣を引き寄せない取組等を実施している 2 市においては、以下のとおり、地区ぐるみの取組の結果、被害の減少につながっていると考えられるものがみられた。</p> <p>① 市内の集落 3 か所をモデル地区に指定し、当該地区において、(i) 有識者を招いての住民による勉強会、(ii) 住民の点検活動により被害</p>	<p>図表Ⅱ－3－(3)－①</p> <p>図表Ⅱ－3－(3)－②</p>

マップを作成し、当該マップの情報に基づき、集落周辺に繁茂する雑草の刈り払い、ニホンジカ等鳥獣の隠れ場所となる立木、枝等の伐採及び侵入防止柵の維持管理を行っている。この結果、1地区において、主たる栽培作物である水稻の被害が、対策の前後で、約2割減少しているもの（1市）

- ② 鳥獣被害防止総合支援事業を活用して、侵入防止柵を市内中心部の外縁を囲うような形状で整備し、その維持管理を各集落に任せるとともに、当該集落の住民に対して指導講習会を通じて、必要に応じて緩衝帯を整備すること、雑草の除去の必要性、収穫後に野菜や果樹を放置しないこと、耕作放棄地にならないよう肥培管理を継続すること等を指導し、緩衝帯の整備や雑草の刈り払いを実施している。

この結果、平成 25、26 年度に実施したニホンジカを目撃状況、被害状況についてのアンケート調査によると、被害が減少したという集落もみられているもの（1市）

また、宮城県が鳥獣被害対策都道府県活動支援事業（宮城県事業）の「集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業」として、平成 26 年度、27 年度にかけて大和町沢渡地区及び丸森町峠地区において、鳥獣被害対策の専門家による座学研修、被害マップの作成、被害防止計画案の作成、侵入防止柵の設置経路の検討（鳥獣被害防止総合支援事業を活用して設置）を実施している。

この結果、当該事業の効果については、事業が継続中であるため把握されていないが、地区代表の話としては、事業実施前と比較して大きな被害は出ていないとしている。

【所見】

したがって、東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、鳥獣を引き寄せない取組や侵入防止柵の維持管理などの被害防止のための総合的な取組を集落の住民が組織的かつ主体的に行う体制づくりを行うために参考となる取組事例について、県を通じて市町村に対し、情報提供する必要がある。

図表Ⅱ－3－(3)－① 調査した8市町における鳥獣を引き寄せない取組等の実施状況等

市町名	鳥獣を引き寄せない取組等の実施状況
仙台市	<p>平成26年8月に「仙台市農政だより」の特集号（イノシシ被害対策）を市の西部地区の農業者等向けに配布（3,700部）し、その中で、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び耕作放棄地の解消について注意喚起を行っている。</p> <p>なお、平成26年11月に、泉区朴沢地区において、地区内にニホンザルやツキノワグマが誘引されないよう、放任果樹（柿、栗合計9本）の幹の周囲へのトタン巻を実施している。</p>
白石市	<p>平成26年9月に市民向けに開催した鳥獣対策研修会（約300人参加）や、27年度に市内全地区に回覧した野生鳥獣対策をまとめたチラシの中で、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等について注意喚起を行っている。</p>
角田市	<p>平成26年度に開催した角田市鳥獣被害防止対策協議会主催の講習会（鳥獣被害対策講習会、全8地区（9月～12月）、総受講者数128名）により、生息環境対策の啓発（食品残さ、放任果樹及び耕作放棄地対策）を行っているほか、耕作放棄地対策として、市の農業委員会が農地パトロールを行い、耕作放棄地を把握するとともに、耕作放棄地の所有者に対して引き続き農地として使用するか意向確認を行うこととしている。</p> <p>なお、これまで市として、集落診断等の具体的な対策は実施してこなかったが、平成27年度に同市西根13区において、鳥獣被害対策都道府県活動支援事業（宮城県事業）の「集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業」として、「集落ぐるみの鳥獣被害対策勉強会」が開始されたところ。（※同モデル事業の詳細は、図表3－(3)－②参照。）</p>
丸森町	<p>平成25年10月に町内全戸に対して、ニホンザル・イノシシによる被害対策をまとめたチラシを配布し、その中で、食品残さの管理の徹底等について注意喚起を行っているほか、27年8月に、ツキノワグマの出没情報チラシを全戸配布した際、チラシの中で食品残さ等について注意喚起を行っているが、有害鳥獣の個体数減少を優先しており、電気柵の防除以外の食品残さの処理、放任果樹の除去までのPRは積極的に行えなかったとしている。</p> <p>なお、平成26年度、27年度に町の一部の地区（峠地区）において、宮城県事業の「集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業」として、集落ぐるみの鳥獣被害対策勉強会等が開催され、鳥獣被害対策に取り組んでいる。</p>
大船渡市	<p>平成25年度から市内の集落1か所をモデル地区に指定し、侵入防止柵の維持管理及び集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組（雑草の刈り払い、緩衝帯の整備等）を行っている。</p> <p>鳥獣を引き寄せない取組の実施に当たっては、初めに有識者を招いての勉強会を開催し、次に集落点検を実施することにより、自分の集落において必要な取組を住民に理解させた上で、地域住民による自発的な取組を行わせるものである。</p> <p>鳥獣を引き寄せない取組を行っている集落における鳥獣被害の軽減効果は把握されていないものの、地域全体における被害状況を比較すると、当該集落で主に栽培されている水稻について、取り組んだ前後で約2割被害が減少しており、当該取組による効果も一因となっているものと考えられる。</p> <p>（詳細は、図表3－(3)－②参照。）</p>
遠野市	<p>鳥獣被害防止総合支援事業を活用して侵入防止柵を設置する集落に対しては、侵入防止柵の維持管理に加え、鳥獣を引き寄せない取組も行うように指導講習会を開催している。</p> <p>多くの集落では、侵入防止柵の維持管理及び鳥獣を引き寄せない取組（緩衝帯の整備、雑草の刈り払い等）を実施するに当たり、農林水産省の多面的機能支払制度又は中山間地域等直接支払制度を活用して取り組んでいる。</p> <p>（詳細は、図表3－(3)－②参照。）</p>
花巻市	<p>ニホンジカについては捕獲を最優先と考えているため、鳥獣を引き寄せない取組の推進には力を入れておらず、市広報紙でも、情報を掲載したことはない。</p> <p>なお、同市大迫町堅沢地区等では、農林水産省の中山間地域等直接支払制度を活用して、農業生産を維持するための取組が講じられており、その取組によって、鳥獣被害を防止する</p>

	ための鳥獣を引き寄せない取組が行われている地区もみられる。
奥州市	<p>岩手県南広域振興局が市内で開催した「地域ぐるみの鳥獣被害防止対策セミナー」(平成26年8月29日)において、鳥獣を引き寄せない取組の必要性を市民に伝える機会があり、現地での点検等も行った。</p> <p>自らの取組としては、鳥獣被害が発生した際に市担当者が現地確認する際に、被害に遭った農家に対して、状況に応じて鳥獣を引き寄せない取組を行うよう指導している。</p>

(注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。

2 本表は、宮城県はイノシシ、岩手県はニホンジカに係る鳥獣を引き寄せない取組の実施状況である。

図表Ⅱ－3－(3)－② 鳥獣を引き寄せない取組を推進し、被害を減少させた市

県、市名	推奨事例
大船渡市	<p>被害防止計画を策定した平成 20 年度以降、大船渡市鳥獣被害対策協議会が市内数か所で耕作放棄地の刈払い等を実施するなど、鳥獣を引き寄せない取組を行っていた。平成 24 年度に、岩手県沿岸広域振興局農林部（大船渡農林振興センター）からの働きかけを機に、大船渡地域鳥獣被害対策支援チーム（注）として、集落ぐるみで地域住民が主体的に鳥獣を引き寄せない取組及び侵入防止柵の維持管理を行う体制づくりを行うこととなった。市は、平成 25 年度から現在（平成 27 年度）まで、毎年 1 地区をモデル集落に指定した上で、集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を行っている。</p> <p>なお、実施に当たっては、平成 25 年度までは、岩手県（大船渡農林振興センター）が主導的な役割を担い、26 年度以降は、市が主導して取組を推進している。</p> <p>（注）大船渡地域鳥獣被害対策支援チーム</p> <p>大船渡地域の関係機関等が連携して鳥獣被害対策に取り組むことを目的に、平成 24 年度に設置された。岩手県沿岸広域振興局農林部（大船渡農林振興センター）に事務局が設置されている。他の構成組織は、岩手県沿岸広域振興局（大船渡保健福祉環境センター）、大船渡農業改良普及センター、大船渡市、陸前高田市、住田町、各地区猟友会、森林組合及び農協となっている。</p> <p>【モデル集落となった地区】</p> <p>① 平成 25 年度 日頃市町平山集落（※地域住民が主体として活動）</p> <p>② 平成 26 年度 末崎町梅神集落（※地域住民が主体として活動）</p> <p>③ 平成 27 年度 日頃市町宿集落（※宿、平山、鷹生及び小通集落で活動している農林水産省の中山間地域等直接支払制度に基づく協定参加者を中心に、協定に参加していない宿地区の地域住民が加わって活動）</p> <p>【取組の概要】</p> <p>年 5 回程度、モデル地区検討会（注）を開催し、有識者による地域住民に対する講演、地域住民による集落点検、集落での話し合いを経て、取組内容を決定し実践する。モデル地区としての指定期間は、5 月頃から 11 月頃までの約半年間であるが、翌年度以降も、集落による取組を継続させている。</p> <p>（注）モデル地区検討会</p> <p>規約等はないが、5 回とも、集落の取組参加者、岩手大学農学部教授及び協議会事務局職員（市担当者）が参加。また、岩手県 3 機関（農林センター、保健環境センター、農業改良普及センター）にも声をかけており、都合が付いたときに参加してもらっている。</p> <p>（平成 26 年度の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回 野生鳥獣対策モデル地区検討会（5 月） 有識者（注）による講演により、鳥獣被害防止対策に係る知見を修得 （注）農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー及び環境省の自然保護管理プランナーに登録されている、岩手大学農学部教授 ・ 第 2 回 野生鳥獣対策モデル地区検討会（6 月） 集落点検を実施し、被害マップを作成 ・ 第 3 回 野生鳥獣対策モデル地区検討会（7 月） 集落の住民が、点検結果による対応策を検討 ・ 第 4 回 野生鳥獣対策モデル地区検討会（7 月） 具体的な実践内容を決定し着手

- ・ 第5回 野生鳥獣対策モデル地区検討会（12月）
今年の実践結果を振り返り、次年度における対策を検討

（取り組む対策の主なもの）

- ① 集落周辺に繁茂する雑草の刈り払い
- ② ニホンジカ等鳥獣の隠れ場所となる立木、枝等の伐採（緩衝帯の整備）
- ③ 侵入防止柵の維持管理

（特記事項）

原則、地域住民による自力施工

ただし、立木の伐採に際し、集落住民の人力だけでは困難な作業（大木の伐採、根の除去等）を実施する場合に限り、鳥獣被害防止総合支援事業を活用

【取組の効果】

市は、取組の効果について、集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組は、具体的な取組が夏以降となるが、ニホンジカによる被害は春から発生するため、モデル集落に指定された翌年度以降に現れるとしている。

これまで、市は、モデル集落における被害防止効果を測定しておらず、正確な効果は把握できないが、岩手事務所において、平成25年度にモデル集落に指定されていた平山集落がある日頃市町地区全体における被害状況の推移（注）を集計した結果、以下のとおり、被害が改善している状況がみられた。

（注）大船渡市が集計している被害実績の原データにより試算。なお、集計過程による補正等により、農林水産省が公表している確定値とは異なっている。

ア 日頃市町地区全体での被害実績の推移

- 平成25年度実績と26年度実績について、農作物全体でみた場合、被害は拡大

表1 日頃市町地区全体での被害実績の推移

	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)
平成25年度	774.7	40,310.8	4,617,303
平成26年度	779.1	82,589.9	4,781,761
増減	4.4 (0.6%)	42,279.1 (104.9%)	164,458 (3.6%)

（注）大船渡市の資料を基に、岩手事務所が作成した。

- しかし、被害が悪化した原因は、牧草の被害（※平山集落とは国道を挟んで反対側の場所（鬼丸及び大森）で栽培されている）が大幅に増加したことに起因しており、牧草を除くと被害は減少

表2 日頃市町地区全体での被害実績の推移（牧草を除く）

	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)
平成25年度	724.7	22,220.8	4,311,582
平成26年度	606.1	20,604.0	3,678,413
増減	▲ 118.6 (▲ 16.4%)	▲ 1,616.8 (▲ 7.3%)	▲ 633,169 (▲ 14.7%)

（注）大船渡市の資料を基に、岩手事務所が作成した。

○ また、平山地区の主たる栽培作物である水稻については、より高い被害減少率となっている。

表3 平山地区における水稻の被害実績の推移

	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)
平成 25 年度	622.6	18,431.4	3,715,764
平成 26 年度	528.9	14,385.5	2,924,567
増減	▲ 93.7 (▲ 15.0%)	▲ 4,045.9 (▲ 22.0%)	▲ 791,197 (▲ 21.3%)

(注) 大船渡市の資料を基に、岩手事務所が作成した。

【鳥獣を引き寄せない取組以外の要因の変化】

平山集落の農地の多くは、平成 25 年度当時は侵入防止柵（ネット柵）が張られており、27 年度から電気柵に切り替わる農地が増加。ただし、隣接する宿集落は、平成 26 年度から電気柵への切り替えが始まっている。

なお、ニホンジカの捕獲実績については、同市が、地区別の捕獲データを整理し始めたのが 27 年度からであるため、検証は困難である。

【改善結果の要因分析】

平成 25 年度と 26 年度を比較して被害が減少している要因には、鳥獣を引き寄せない取組の効果もあるが、電気柵の設置効果、他集落の被害状況等、別の要因も含まれていると考えられる。

【大船渡市担当者の見解】

集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組は、侵入防止柵の維持管理も兼ねており、被害防止対策上、重要な取組であると考えている。

また、農村集落の高齢化、担い手不足等により、個々の農家が侵入防止柵の管理や鳥獣を引き寄せない取組を行っても、近い将来破綻することが懸念されている。この取組は、①有識者による分かりやすい啓発、②市担当者による厳格な指導を通じて、③集落ぐるみで自立して取組を実践することを定着させることを狙いとしており、個々の農家ではなく、集落全体として、取組を永続させることができると考えている。

平成 25 年度モデル集落である日頃市町平山集落は狭い集落である。平成 27 年度モデル集落である日頃市町宿集落は、広域（平山集落も包含）に及んでいることから、28 年度の被害実績の推移を分析すれば、鳥獣を引き寄せない取組の効果を明確に検証できると考えられる。

なお、平成 26 年度モデル集落の末崎町梅神集落の場合、小規模な畑作農家が多く、栽培作物も多種にわたることから、鳥獣を引き寄せない取組の効果を定量的に検証することは難しいと考えられる。

遠野市

平成 23 年度以降、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して侵入防止柵を設置している。平成 24 年度以降は、市内中心部の外縁を囲うような形状で侵入防止柵の整備を進める方針を採っており、柵の設置場所は、個々の農地を囲うのではなく、各集落の農地と山林等の外縁に沿った場所に線状に柵が張られている。

このため、侵入防止柵の維持管理は、受益農家個人ではなく地区ぐるみで行う必要があることから、侵入防止柵を設置する前に、各集落に対して、地区ぐるみで柵の維持管理を行うことを確約させた上で柵を整備することとしている。

市は、侵入防止柵を設置する前に、集落ごとに指導講習会を開催しており、この説明会の場等を通じて、必要に応じて緩衝帯を整備する必要があること、柵の設置後も雑草の除去等

を継続する必要があること、収穫後に野菜や果樹を放置しないこと、耕作放棄地とならないよう肥培管理を継続すること等、鳥獣を引き寄せない取組を行うことを指導している。

【他の交付金の活用】

緩衝帯の整備や雑草の草刈りには、労力的な負担に加え、刈払機の燃料代等、費用がかかることから、各集落では多面的機能支払制度（以前の名称：農地・水保全管理支払制度）を活用（一部の集落は、中山間地域等直接支払制度を活用）しており、畦畔及び水路敷の刈り払い等を実施している。

市内には、百数十の団体等が、両交付金制度のいずれかを活用して取組を実施しており、以前から鳥獣被害の防止を端緒として鳥獣を引き寄せない取組を実施している団体と、耕地等の維持管理が主目的であり、鳥獣被害防止対策のためではない団体が混在している（耕地管理を主目的として取組を開始し、現在は鳥獣被害防止対策も兼ねている団体もある）。

市が、両交付金制度を活用して、侵入防止柵の維持管理と鳥獣を引き寄せない取組を実施することを特に推奨するようになったのは、平成 26 年度頃からであり、両制度に係る交付金の対象となる取組の中で、鳥獣被害防止対策に関するメニューの範囲が拡大したことが背景にあるとしている。

参考までに、侵入防止柵の自力施工後に、柵の維持管理及び鳥獣を引き寄せない取組を実施するために、取組を開始した団体は、平成 26 年度 3 団体（多面的機能 2、中山間地域 1）、27 年度 4 団体（多面的機能 1、中山間地域 3）となっている。

表 1 他の交付金を活用して、侵入防止柵の維持管理と鳥獣を引き寄せない取組を実施している団体

年度	交付金	地区
平成 26 年度	多面的機能支払制度	土淵町、青笹町中沢
	中山間地域等直接支払制度	宮守町
平成 27 年度	多面的機能支払制度	土淵町
	中山間地域等直接支払制度	上郷町 2、宮守町 1

（注）岩手事務所の調査結果による。

【取組の効果】

平成 24 年度に集落別の被害実績（被害面積等）を集計しており、25 年度及び 26 年度は、各集落の農家を抽出（20 a 以上の農地も持つ農家の中から、各集落 4 戸を抽出）して、ニホンジカの目撃状況、被害状況等の変化についてアンケートを実施している。

このため、個々の地区に係る鳥獣を引き寄せない取組の効果を定量的に比較することは困難であるものの、定性的な調査結果からは、侵入防止柵の設置と鳥獣を引き寄せない取組に取り組んでいる集落においては、ニホンジカの目撃及び被害が減ったという回答があり、特に青笹町、上郷町及び小友町において目撃及び被害の減少が増加している。平成 26 年度以降に、侵入防止柵の設置を機に取組を開始した青笹町及び上郷町では、侵入防止柵の維持管理と併せて実施されている鳥獣を引き寄せない取組の効果が現れ始めていると考えられる。

表 2 各集落におけるニホンジカの被害等に対する認識の推移

集落	シカ被害面積 (ha) 【H24】	侵入防止柵の設置状況		アンケート調査結果 (H26)	
		年度(交付金)	延長(km)	目撃減少(%)	被害減少(%)
遠野町	2	なし	0	0	8
綾織町	8	なし	0	0	0
小友町	23	H25、H27	1.4	5	9
附馬牛	5	H26	1.3	0	3

松崎町	4	H24	1.3	2	5
土淵町	26	H23、H24、H26、H27	31.1	1	1
青笹町	16	H26	6.3	7	16
上郷町	40	H24、H26、H27	11.9	12	10
宮守町	2	H25、H26、H27	6.5	0	0
達曽部	4	なし	0	10	0
鱒沢	10	なし	0	6	0
全体	140	—	58.8	4	5

- (注) 1 遠野市の資料を基に、岩手事務所が作成した。
2 アンケート調査結果の「%」は、①増加、②減少、③変化なし、④目撃（被害）なしのうち、②を選択している割合である。
3 平成27年度の侵入防止柵は、調査時点まで未設置であるため、設置延長は、平成26年度までの実績を記載している。
4 土淵町の平成23年度に設置した電気柵（21.0km）は、北上高地の牧野に設置されており、鳥獣を引き寄せない取組が実施されている集落には含まれない。

【遠野市担当者の見解】

駆除、防除に加えて、人材育成を鳥獣被害対策の3本柱に据えており、地区ぐるみで、わな捕獲の補助、侵入防止柵の維持管理及び鳥獣を引き寄せない取組に取り組むことで、ニホンジカ被害の軽減を目指している。

鳥獣を引き寄せない取組は、侵入防止柵の効果を発揮する上で必要なことである。以前から、市内各地で鳥獣を引き寄せない取組は行われているが、柵の設置前に、地区住民が集落点検を行い、柵を設置する場所の周囲では、あらかじめ雑草の刈り払いや立木の伐採を実施させることで、柵の効果を高めている。集落に対しては、地区ぐるみで活動を継続することにより、被害の減少につながると説明している。

また、ニホンジカ対策としては放任野菜の管理は重要である。残飯の投棄防止や放任果樹の管理は、ニホンジカ対策とは直接の関係は低いが、ツキノワグマ対策やニホンザル対策にも通じることであり、住民には取組を徹底するように啓発している。

宮城県

鳥獣被害対策都道府県活動支援事業（宮城県事業）の「集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業」として、平成26～27年度にかけて大和町沢渡地区において、「集落ぐるみの鳥獣被害対策勉強会」を実施。なお、同モデル事業は、平成26年度に丸森町峠地区、27年度に角田市西根13区においても開始された。

【参加者】

14名（本勉強会では、地区を14グループ（数世帯で1グループを形成）に分けており、各グループの代表者が参加。）

（参考：地区全体46世帯164名（平成26年1月末現在））

【概要】

- 1 農作物被害を及ぼす鳥獣（イノシシ）を知ることが重要であるとして、鳥獣被害対策の専門家による座学研修（①イノシシの生態と能力、②被害の実例、③被害対策）を実施（事前に被害と被害対策に関するアンケートを実施）（平成26年6月5日）
- 2 集落の環境を知ることが重要であるとして、①チェックリストと地域図をもとに、被害農地、侵入場所・侵入経路、農作物以外でイノシシの餌や隠れ場所はないかなど、集落を歩いて点検、②点検結果を地図に書き込み（被害マップの作成）意見交換、今すぐできる対策の検討を実施（平成26年7月12日）
- 3 前述1、2を踏まえ、集落ぐるみで何ができるか何をすることが重要であるとして、①被害防止計画案の作成、②侵入防止柵の設置経路の検討（鳥獣被害防止総合支援事業を活用

	<p>して設置)を実施(平成26年8月8日)</p> <p>4 前述3を踏まえ、鳥獣被害対策の専門家による侵入防止柵の設置方法の実演を行い、その後、4班で分担して総延長4kmの柵の設置作業を2日間かけて実施(平成26年11月29日から30日)</p> <p>5 勉強会を振り返っての反省会及び柵の維持管理についての講演会を実施(平成27年8月18日)</p> <p>【効果】</p> <p>地区単位での被害実績は把握していないが、地区代表の話としては、事業実施前と比較して大きな被害は出ていないとしている。</p>
--	--

(注) 当局及び岩手事務所の調査結果による。

通 知	説明図表番号
<p>4 その他（人材に関する登録制度の活用）</p> <p>【制度の概要】</p> <p>鳥獣被害防止対策においては、被害の原因究明や被害の防除など、地域における被害防止対策を的確かつ効果的に実施するために、専門的な知識や経験を有する人材が必要とされている。一方、事業を実施する市町村等では、専門的な知見を有する担当者等が乏しい状況となっている。</p> <p>このため、環境省は、鳥獣保護管理基本指針及び鳥獣保護管理に係る人材登録実施規程（平成 21 年 1 月 30 日付け自然環境局野生生物課）に基づき、平成 20 年度から人材登録制度を設け、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者（鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター及び鳥獣保護管理調査コーディネーター）を登録し、地方公共団体等の要請に応じて、登録者を紹介している（以下「人材登録事業」という。）。</p> <p>また、農林水産省においても、鳥獣被害防止特措法第 15 条及び被害防止基本指針に基づき、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことのできる者を農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーとして登録し、地方公共団体等の要請に応じて同アドバイザーを紹介している（以下「アドバイザー制度」という。）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>環境省の人材登録事業については、平成 27 年 10 月末現在で、全国で、①鳥獣保護管理プランナー（都道府県が策定する管理計画等の策定、策定の際の助言等を行う者）50 名、②鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う者）21 名及び③鳥獣保護管理調査コーディネーター（都道府県の管理計画等に必要生息状況等の調査を行いその取りまとめを行う者）31 名が登録されている。また、農林水産省のアドバイザーは、平成 27 年 10 月末現在で、183 名が登録されている。</p> <p>人材に関する登録制度により東北 6 県全体において平成 24 年 4 月から 27 年 10 月末までの間に地方公共団体等が登録者の紹介を受けた実績をみると、農林水産省のアドバイザー制度は 15 件、環境省の人材登録事業は皆無である。</p>	<p>図表Ⅱ－４－①</p> <p>図表Ⅱ－４－②</p> <p>図表Ⅱ－４－③</p> <p>図表Ⅱ－４－④</p>

今回、調査した8市町における人材に関する登録制度の認知状況をみると、農林水産省のアドバイザー制度を承知しているものは6市町、環境省の人材登録事業を承知しているものは1市のみとなっている。

なお、環境省の人材登録事業はより広域的に鳥獣の保護・管理の対策を担う都道府県を主に対象としている制度であるが、市町村が行う鳥獣被害防止対策等の助言、指導を行う鳥獣保護管理捕獲コーディネーター等も登録されていることから、環境省の人材登録事業を承知していない市町の中には、今回の調査を契機に同制度の活用を検討するため情報提供を望む意見もある。

環境省の人材登録事業の東北6県における利用実績がない要因としては、地方公共団体等に対する周知活動が不十分であることによる。一方で、同事業の周知について、東北地方環境事務所は、登録者は全国に展開していることなどから本省が一元的に事業を実施することが効率的であり、本省から県へ同制度の周知が行われていることから、特に行っていないとしており、ホームページにも掲載されていない。

【所見】

したがって、東北地方環境事務所は、イノシシ、ニホンジカによる農作物等被害が増加している東北地方において、鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識、技術を有する人材について、市町村等が主体的に行う被害防止対策にも有効に活用してもらうため、人材登録事業について、ホームページに掲載するとともに、県を通じ、市町村に対し周知する必要がある。

図表Ⅱ－４－① 鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材に関する制度の概要

区分	環境省	農林水産省
制度の名称	鳥獣保護管理に係る人材登録事業	農作物野生生物鳥獣被害対策アドバイザーの登録制度
制度の開始時期	平成 21 年 2 月 3 日～	平成 18 年 7 月 1 日～
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣保護管理基本指針「第四 人材の育成・確保」 ② 鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程（平成 21 年 1 月 31 日、27 年 9 月 1 日最終改定） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害防止特措法第 15 条（人材の育成） ② 被害防災基本方針（9 人材育成） ③ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成 18 年 3 月 29 日 17 生産第 8581 号、生産局長通知）
制度の目的	<p>鳥獣保護管理の担い手の専門的な知識や技術等を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を登録するとともに、鳥獣保護管理の実施を行う行政や鳥獣による被害の防除を必要とする農業団体等に対して情報を提供することにより、各地域における計画的で科学的な鳥獣保護管理に係る取組を促進し、もって専門的な知識や技術等を有する者を適切に活用できる体制の構築の実現に資する。</p>	<p>近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農業被害が深刻化している中で、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設ける。</p>
助言等の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣保護管理プランナー 都道府県が策定する管理計画等の策定、策定の最の助言等を行う。 ② 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター 管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う。 ③ 鳥獣保護管理調査コーディネーター 都道府県の管理計画等に必要な生息状況等の調査を行いその取りまとめを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における被害防止体制の整備 ② 防護柵等の被害防止施設の整備 ③ 被害防止のための捕獲対策 ④ 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術 ⑤ 地域における被害防止対策の担い手の育成 ⑥ その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進
登録の概要	<p>鳥獣保護管理に係る人材登録への登録申請者は、申請期間（約 1 か月程度）中に、所定の申請書に必要事項を記載するとともに、各分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出する。提出された書類及び小論文は審査会によって書面審査を受け、鳥獣保護管理に係る高い技術を有するものとして所定の要件を満たした者は、環境省自然環境局に備える登録簿に登</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産局長は、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関から、現在又は過去の鳥獣害対策活動の実績等から判断して、野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すると認められる者又は野生鳥獣による農作物被害の防除に関する相当の知識及び経験を有すると認められる者をアドバイザーの候補

	<p>録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録証」が交付される。</p>	<p>者として、本人の同意を得て、推薦を受ける。</p> <p>② 生産局長は、地方農政局等から推薦のあった者に対して、アドバイザーとして登録することが適切と認められた者に対し、アドバイザーへの登録を依頼する。</p> <p>③ アドバイザーの登録を承諾する者は、承諾書とアドバイザー登録票を提出する。</p> <p>④ 生産局長は、登録アドバイザーに対して、登録証を送付する。</p> <p>⑤ 登録有効期間は3年とする。ただし、登録アドバイザーとしての適正に欠けると認められる場合は、登録を取り消すことができる。</p>
<p>利用手続</p>	<p>① 鳥獣保護管理に係る人材登録事業の登録者に関する情報を利用するためには、鳥獣保護管理に係る人材登録事業利用申請書を運営事務局に提出する。</p> <p>② 利用申請書が受理されると、運営事務局から希望する登録者の連絡先等についての情報が提供される。利用者は、情報を提供された登録者に直接連絡し、依頼する活動内容や経費負担等について調整する。</p> <p>なお、事業の主旨から、利用申込者については鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体等の公益性を有する団体を基本的に想定している。</p>	<p>① 登録アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を生産局農産部農業環境対策課鳥獣被害対策推進班又は地方農政局農村振興部農村環境課鳥獣対策係に照会する。</p> <p>② 連絡先の提供を受けた利用者は、直接、アドバイザーに連絡をし、依頼する助言等の内容や経費負担について調整する。</p> <p>③ 依頼者から登録アドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする。</p> <p>④ 依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する。</p>
<p>周知方法</p>	<p>東北地方環境事務所では、本事業の周知については、登録者は全国に展開していることなどから本省が一元的に事業を実施することが効率的であり、本省から県へ同制度の周知が行われていることから、特に行っていない。</p> <p>なお、同事務所のホームページにも10月末現在、本省の該当ページへのリンクも行っていない。</p>	<p>東北農政局では、次のとおり同制度を周知している。</p> <p>① ホームページへの掲載</p> <p>同局のホームページに、10月末現在、鳥獣被害対策関連情報の一つとして、「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度について」により、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度について利用手続、利用実績を掲載するとともに、農林水産省のホームページ（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録・照会に</p>

		<p>ついて) とリンクさせている。</p> <p>② 「予防的鳥獣被害対策マニュアル」への掲載と配布 平成 26 年 3 月に、作成した同マニュアルに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録制度の概要として、同アドバイザーが行う助言等の内容、登録制度の概要、利用手続、登録者一覧を掲載し、平成 26 年 5 月に管内の県担当者に配布している。</p> <p>また、東北農政局野生鳥獣ネットワークのメールマガジン第 6 号で会員(当時 132 名)に周知している。</p> <p>③ 東北地域野生鳥獣対策連絡協議会 東北農政局が主催し、毎年度、同協議会(管内 6 県の農業・林業・環境関係部局の鳥獣対策課長・参事、試験研究機関(独立行政法人)、国の関係機関を構成員)を開催しており、平成 27 年 2 月 4 日に開催した同協議会の中で、鳥獣被害対策の技術的支援として、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度について、説明している。</p> <p>④ 毎年度、本省から登録された全国のアドバイザーリストを各県へ送付しており、その際、市町村及び関係団体等へ同制度の利用について周知するよう依頼している。</p>
--	--	---

(注) 環境省及び農林水産省の資料及び当局の調査結果による。

図表Ⅱ－４－② 鳥獣保護管理基本指針（抜粋）及び鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施
規程（平成21年1月30日付け自然環境局野生生物課施行）（抜粋）

<p>鳥獣保護管理基本指針</p>	<p>第四 人材の育成・確保</p> <p>1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保</p> <p>鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。</p> <p>なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣の管理の実施に関する助言・指導が求められている。</p> <p>都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、当該人材を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。</p> <p>また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合には、適切に実施するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む。）を円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置することが求められる。</p> <p>なお、国は、各都道府県においてこれらの人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表するものとする。</p> <p>地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、I 第三－2の実施計画作成が効果的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。</p> <p>ア 鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備</p> <p>イ 認定鳥獣捕獲等事業者、猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体群管理</p> <p>ウ 都道府県、市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保</p> <p>科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画などの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要である。</p> <p>また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要である。</p> <p>さらに、集落単位での効果的な捕獲等の実施に当たっては、地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材が必要である。</p> <p>国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材登録事業</p>
-------------------	--

	<p>の仕組み等)の整備を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を受けられるよう支援を行うものとする。</p> <p>さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。</p> <p>また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。</p>
<p>人材登録事業実施 規程</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>この規程は、鳥獣保護管理の担い手の専門的な知識や技術等を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を登録するとともに、鳥獣保護管理の実施を行う行政や鳥獣による被害の防除を必要とする農業団体等に対して情報を提供することにより、各地域における計画的で科学的な鳥獣保護管理に係る取組を促進し、もって専門的な知識や技術等を有する者を適切に活用できる体制の構築の実現に資することを目的とする。</p>

図表Ⅱ－４－③ 鳥獣被害防止特措法（抜粋）及び被害防止基本指針（抜粋）

<p>鳥獣被害防止特措法第15条</p>	<p>(人材の育成) 第15条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>被害防止基本指針</p>	<p>9 人材育成 鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。 このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。 さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。 また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。</p>

表Ⅱ－４－④ 農林水産省及び環境省に登録された人材の紹介状況（東北6県）

実施機関	人材の登録区分	登録者数 (全国) (人)	東北6県における紹介実績(件)				
			平成24 年度	25	26	27	計
農林水産省	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	183	5	1	6	3	15
環境省	鳥獣保護管理プランナー	50	0	0	0	0	0
	鳥獣保護管理捕獲コーディネーター	21	0	0	0	0	0
	鳥獣保護管理調査コーディネーター	31	0	0	0	0	0

- (注) 1 環境省及び農林水産省の資料により、当局で作成した。
 2 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者数(全国)は、平成27年10月末現在、環境省の鳥獣保護管理プランナー等の登録者数(全国)は、平成27年10月末現在である。
 3 東北6県における紹介実績(件)欄は、環境省の人材登録事業及び農林水産省のアドバイザー制度により、地方公共団体等が登録者の紹介を受けた実績であり、平成27年度の紹介実績は10月末現在である。

表Ⅱ－４－⑤ 調査した8市町における農林水産省及び環境省の人材に関する登録制度の認知等状況

調査市町名		農林水産省の人材登録制度		環境省の人材登録事業		環境省の人材登録事業に対する意見
		認知の有無	活用の有無	認知の有無	活用の有無	
宮城県	仙台市	○	×	×	－	研修会の講師として、捕獲業務等を委託している委託業者を考えていたが、研修内容によっては環境省のアドバイザーも検討対象としたい。
	白石市	○	×	×	－	制度登録者についての情報提供があれば、活用を検討したい。
	角田市	○	○	×	－	講習会の講師については、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーに依頼しており、特に意見はない。
	丸森町	○	○	×	－	平成22年度に農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを講師として講演会を開催した経緯もあり、今後も機会があれば、アドバイザー等を活用したいので、情報の提供をお願いしたい。

岩手県	大船渡市	○	×	○	×	従来から、自ら講師の依頼を行っている専門家(農林水産省鳥獣被害対策アドバイザー及び環境省鳥獣保護管理人材登録者)を活用していることから、制度を活用する予定はないとしている。
	遠野市	○	×	×	—	平成 24 年度から環境省のモデル事業(地域ぐるみの捕獲推進モデル事業)を実施しており、有識者を招いたフォーラムを開催している。 また、依頼した有識者は、環境省が別に実施したフォーラムでの講演をきっかけに、直接依頼を行っている。 このため、本制度の手順に沿って講師を依頼する必要性は感じていない。 また、捕獲による被害防止対策に重点を置いている状況にあるが、環境省の制度に登録されている有識者といえば、鳥獣の保護に係る専門家ではないかとの印象があるため、活用は考えていないとしている。
	花巻市	×	—	×	—	これまで専門家を活用した取組を行っていないことから、いきなり専門家を活用し研修等を実施することに否定的であり、必要性についても、特に意見はない。
	奥州市	×	—	×	—	主に、セミナーの開催は、県広域振興局が開催していることから、必要性を感じていない。
合 計		6	2	1	0	

- (注) 1 当局及び岩手事務所の調査結果による。
2 活用の有無欄は、過去に活用したことがある場合に「有」とした。
「—」は、制度を承知しておらず、活用の余地のないものである。
3 本表は、調査した 8 市町の農林担当部局から調査した結果であるが、同部局は、環境省が所管する自然保護管理法に基づき、「第二期宮城県イノシシ管理計画」(宮城県)及び「第 4 次シカ管理計画」に基づき、関係市町村が毎年度作成している実施計画を所管又は作成に関係している部局でもある。
4 角田市は平成 23 年度、丸森町は 22 年度に農林水産省のアドバイザー制度を活用している。